

宜 議 第 1 2 8 号
令 和 5 年 6 月 1 日

議 長
呉 屋 等 殿

総務常任委員会
委員長 石川 慶

委員会審査結果について（報告）

第448回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 4 年 1 2 月 9 日	令 和 4 年 1 2 月 9 日	議案第72号
令 和 4 年 1 2 月 1 2 日	令 和 4 年 1 2 月 1 2 日	議案第87号、議案第81号、議案第80号
令 和 4 年 1 2 月 1 3 日	令 和 4 年 1 2 月 1 3 日	議案第72号、議案第80号、議案第81号、議案第87号
会議日数 3日間		

2. 審査結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第72号	令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)	令和4年12月8日	令和4年12月13日	原案可決 (賛成多数)
議案第80号	宜野湾市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	令和4年12月8日	令和4年12月13日	原案可決
議案第81号	宜野湾市行政手続オンライン化条例の制定について	令和4年12月8日	令和4年12月13日	原案可決
議案第87号	宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について	令和4年12月8日	令和4年12月13日	原案可決

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年12月9日（金） 1日目

午前10時00分 開会

午後 4時37分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（51名）

総務部次長	多和田 眞満
防災危機管理室長	本永 貴也
納税課長	津島 美智子
財政課長	小橋川 陽介
企画政策担当技幹	我那覇 宗康
財政係長	比嘉 隼也
デジタル推進課長	金城 広郁
市民協働課長	伊佐 英人
環境対策課長	當山 全盛
福祉担当次長	島袋 喜美恵
児童家庭課長	玉代 勢 桂
子育て支援課長	浜里 郁子
障がい福祉課長	島袋 尚
国民健康保険課長	香月 直子
介護長寿担当主幹	志良堂 孝
建設部次長	多和田 功
建築課長	普天間 朝信

人事課長	上地 章弘
税務課長	普天間 朝彦
企画部次長	泉川 幹夫
企画政策担当主幹	志村 賢太郎
企画政策担当技査	平 良 乾
秘書広報課長	吉村 純
市民経済部次長	新垣 育子
市民課長	野村 斎
清掃指導係長	仲山 保
こども政策担当次長	津波古 良幸
児童家庭担当主幹	棚原 佳乃
保護課長	米須 之訓
健康推進部次長	伊佐 真
健康増進課長	玉城 悟
長寿支援係長	国頭 陽子
道路整備課長	與那嶺 諭
道路二係長	照喜名 一史

基地政策部次長	又吉 直広
(消防)総務課長	島袋 保
教育部次長	宮城 葉子
施設課長	仲村 等
文化課長	浜里 吉彦
市立博物館長	平敷 兼哉
指導係長	崎濱 暖代
はごろも学習センター 所長	山口 久美子
会計管理者	真喜志 若子

消防次長	又吉 清
警防課長	伊佐 隆之
指導部次長	松本 勝利
生涯学習課長	真鳥 かおり
市民図書館長	與那原 類
指導課長	佐伯 進
学校給食センター 所長	佐久原 昇
GIGA スクール 担当主幹	比嘉 広和

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第72号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)

第448回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和4年12月9日（金）第1日目

○石川慶 委員長 それでは、改めましておはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第72号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

○石川慶 委員長 議案第72号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第72号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

（執行部説明省略）

○石川慶 委員長 それでは、款ごとの審査になりますので、まずは2款総務費、12款公債費、14款予備費から審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。質疑の前に債務負担行為補正も聞けますか。

○石川慶 委員長 債務負担行為については、款ごとに別紙で資料を提出してありますので、その款のときに質疑をしていただきたいと思います。本日の配付資料です。

○事務局 今日配付しています。

（「3款」という者あり）

○石川慶 委員長 これの一番下にありました。これです。

○桃原功 委員 これは聞けるの。

○石川慶 委員長 聞けます。その款のときに質疑をお願いします。時間帯等款だけ書いているので、時間帯の款のところ。今だったら2款聞かれているので。桃原功委員。

○桃原功 委員 失礼しました。債務負担行為補正の概要についてということで、款も示された資料が出ておりましたので、これに沿ってお尋ねいたします。ページ開いていただいて、3ページの36番、公金収納システム改修委託料、学校等駐車場関係システム連携対応の400万円なのですけれども、これについて本会議でも少しただしましたけれども、改めて説明をお願いできますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 一応説明差し上げましょう。おはようございます。桃原委員の御質疑に説明申し上げます。システム改修がありますので、デジタル推進課のほうで債務負担組んでおります。あくまで次年度稼働予定の学校駐車場管理システムと公金収納システムというのがございますが、そのシステムの収納情報デ

ータ連係をする改修です。必要な改修費用を計上しております。システムの改修費用です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ということは、この400万円というのは、先生方からこういった徴収した金額ではないということ、あくまでもシステムの金額。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 システムの改修費用でございますので。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 本会議でも質疑しましたけれども、条例は福祉教育常任委員会で審査されていると思うのですが、県費職員等を含むという支給され方だったので、あれは学校教育職員から駐車料金を取るということなのだと思いますけれども、取れる根拠というのは、多分これはデジタル推進課ではないと思うのですが、説明いただけますか。

(「ここで聞いてもいいのですか」という者あり)

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 桃原委員、今、先ほどの公金収納、10款の教育委員会と連携しますので、できれば10款の教育委員会がある際に、先ほどのものも踏まえてお願いできないかなと。委員会は、福祉教育委員会に付託されていますけれども、そこで内容は審査されると思うのですが、概要等を踏まえて10款教育委員会の部分でお願いできればというふうに考えています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この中身についての質疑は15時20分からということで。

(「そうですね」という者あり)

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このシステム改修もあくまでも料金設定であると。徴収したお金はどこへ行くのですか。どこに入る、先生方から徴収したのは。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 桃原委員、今、先ほど質疑があった公金収納の部類については、あくまでシステムの改修でありまして、いただいたものについての割り振りの充当先とかそういったことについても、10款の教育委員会がある際にお願いできればというふうに考えております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員、細かい内容は10款のときにお願ひします。

○桃原功 委員 分かりました。

では、学供について聞けますか。これ何款になるの。総務ですよ、学習等供用施設。

(「ページ数」という者あり)

○桃原功 委員 ページは、ちょっと待って。31ページ、総務費の一般管理費の説明番号09番、中原地区学習等供用施設建設事業1,500万円、補正増ですけれども、改めて説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 予算書31ページ、2款1項1目一般管理費で中原地区学習等供用施設建設事業につきまして、工事請負費1,555万9,000円の増につきましては、昨今の物価上昇、これは機材費や、また運行費等が高騰していることや、また技術者取得が原因で入札不調となったことから、予算の範囲内で執行できるよう

に設計の見直しを行って、再入札を行いました。10月4日には契約を締結しております。今回の補正につきましては、設計見直しにより外した工事、これは舞台の設備であったり、外構工事の一部になりますが、その一部を改めて追加するための補正増となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回の説明は、本会議場で企画部長が言っていた当初盛り込めなかった事象を改めて入れて入札を行うということですね。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 当初盛り込めなかった工事が舞台の設備と、あと外構のほうがございましたので、改めて補正増しまして、この工事を行うための補正となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっと整理したいのですが、機材等の高騰があって入札が不調になったのですか。入札が不調になって、不調になった後に、当初盛り込めなかった事案を入れて再入札をするということですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 物価高騰により不調になりましたので、この予算の範囲内で設計の見直しを行いました。そこで入札を行い、落札してはございます。その際に、設計の見直しを行った際に外した工事がございましたので、その工事が同時に必要でございます。これを改めて追加して補正をして、今回施工していくという流れとなっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 もう少し具体的に説明いただきたいのですが、外した工事、それをまた改めて入れて再入札を行う。その外した工事というのは、どういった工事なのですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 今回、執行依頼が建築課のほうで出ておりますので、私のほうから説明させていただきます。建築課の普天間です。流れをもう一度ちょっと整理したいと思います。当初発注分というのが、今、今度追加する予定と申し上げた外構工事の一部と、あと可動式舞台、これを今現在、外した形で契約を締結しております。当初の入札不調時には、これらも含んだ形で入札を行ったところ、予定価格超過により入札不調となっております。入札不調後、業者との聞き取り等を行ってきました。その中で、やはりコロナ禍と、あとウクライナ情勢により建設資材、あと燃料費も含めた各種材料等が急激に高騰しているというお話がございました。これらを受けて私どものほうで、各入札に参加した業者の提出された内訳書であったり、あと見積り状況の確認を取りました。その中で、やはり春先に比べて夏6月、7月にかけて資材のほうと、これは下請業者からの見積りなのですが、下請業者のほうからやはり大分資材単価も上がって、輸送単価も上がっているという中、大分各種材料が高騰しているというのを受けまして、我々としては改めて各工種の見積りを取り直したところ、やはり業者聞き取りのとおり、各社下請業者、資材価格の高騰により見積りが大分上がった状況でございました。やはり再入札に当たって、同じ内容で発注かけても恐らく入札不調が見込まれることから、できる範囲での工事工種を絞って、というのは後工事でも支障のない外構工事であったり、先ほど申し上げた電動の可動式舞台も後付け可能ですので、そういった後工事でも問題のない工種を一旦外して、入札にかけて9月28日に無事落札したところでございます。外した工事については、防衛補助を受けていま

すので、補助先とも調整して、追加の国庫補助金がある程度見込めるという内諾を受けて、今議会で1,500万円余りの補正予算を計上しております。予算成立後、防衛のほうへ申請した後に、外した工種については業者と内容面の協議を交わして、追加の設計変更契約をして、契約後に、その外した工事の追加工事を実施していくという形で工程を組んでございます。以上になります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。ありがとうございます。ただ、私、まだ理解できないのがあって、外した後付けの可動式舞台のこと、これ何で最初に組めないのですか。一緒に。要は後付けもできるとおっしゃったのではないですか。後付けでできる保証って、本当に大丈夫なのですか。市民からの要望があって可動式舞台も組み込んだのですよね。この1,500万円というのは、その見積りのほうに上乗せして、資材の高騰分とか、いろんな燃料分とか、この部分が1,500万円に入っているわけですか。その2点、もう一度お願いします。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 また後付けという問題や何かについては、外構工事というのがある程度整地をした後のアスファルト舗装であったり、あと門扉であったり、排水溝であったり、フェンスであったりというので、後付け工事については連動式の可動舞台も含めて工法的には問題ないという確認を取っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、これ予算が通った後には、また補正が提案されて、後付けの工事の部分になってしまうの。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 この後付けする工事の工事費用について、今議会で1,500万円予算計上してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 後付けしないけれども、いわゆる予算として請求して、提案して、成立後、また後付けの工事はできると。排水溝とかというふうにおっしゃっていただけないですか。これはやはり中原進入路の道路工事の案件もあるから、少しそれと連携があるからという遅れなのですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 排水については、今現在の道路にも排水溝ございますので、特に33号との兼ね合いということではございません。あくまでも金額が、予算が足りないので、一旦、さっき申し上げています追加で工事しても工程に影響がない工種については外した形で、側溝についてもきれいに現場が整った後、通常でも外構工事は最終段階に行いますので、排水溝を設置して、33号ができる前でも既存の側溝がございますので、そこに接続して工事をするというような計画になっております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 まだ一つ疑問があるのだけれども、今この可動式の舞台を工事はしないけれども、予算として通してほしい。予算通ったとして、後でってどのくらい後になるのですか、この可動式舞台の設置工事というの。1年になるか、あるいはすぐなのか、あるいはまだ時期的には見通しが立っていないのか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 今現在の建築の工事が、令和5年3月31日、年度いっぱい完了となっております。結局、入札不調により施工負担がちょっと厳しい状況ではあるのですが、建築業者と調整しながら、今の追加工

事も予算成立後、そういった追加発注もあるというお話もしておりますので、見直すべきところは、追加分も含めて今現在、年度内完成に向けて取り組んでおります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっと学供施設の図面がないのでよくまだ分からないのですけれども、可動式舞台というのは、やはり施設がそんなに広くないから可動式舞台を設置することによって、例えば老人会で使うときには、これを畳んで広くレクリエーションをしたり、あるいは何らかのときには舞台を設置して、広さに関係してそういったことがあったのですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 おっしゃるとおり、学習等供用施設として必要な供用施設として集会所、休憩室、保育室、学習室、この4諸施設が必要条件となっています。これらの諸施設については、公民館のほうで運営するいろいろな各種行事等に共通する分野ですので、桃原委員がおっしゃられた限られた建物の面積の中で、有効利用して活用していきたいという中、こういった行事のときは可動式舞台を設置して、そうでない通常の会議会とかそういったときは舞台を収めて、舞台の設置する箇所をいろいろ多目的に利用したりというのが自治会側から要望もございましたので、この辺は補助金対応可能ということでしたので、本工事、工事のメニューとして計上しております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 まだ疑問があるのです。今、この後付けで可動式の舞台を造るのは今回ではないけれども、後でつけるから予算を通してくださいというのが、通していいものかどうかよく分かっていないのですよ、私。その辺、私がお勉強で、もう少し説明いただけませんか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 今回、学習等供用施設ということで前年度に設計を行っております。その中で自治会の役員であったり、自治会長であったり、そういった方々と設計内容を詰めてきて、新たに造る公民館、学習等供用施設がに必要なものというのを協議して設計書をまとめておりますので、築50年たった建物を解体して新たな学習等供用施設を公民館として利用する上で必要な器具等となっておりますので、これらについては当初分ではなかなか予算がない中、外したのですけれども、そういった必要目的がある器具等ございますので、そこら辺も先ほど申し上げた補助先とも調整して、十分この事業で工事、設置できるという工種というのを確認してございますので、自治会の意見の反映のために、こういった器具等についても予算化を認めていただきたいというふうに考えております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員、20分が経過しているので、最後まとめながらお願いします。桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。完成イメージ図みたいなものを含めて、何か資料でいただけますか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 前年度設計を行った際、完成予想画は外観図、鳥瞰図がありますので、それを資料として提供いたします。

○桃原功 委員 よろしく申し上げます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ありますか。上地安之委員。

○上地安之 委員 何点か総務部次長、大丈夫。

○総務部次長 大丈夫です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 冒頭で本件の人件費、人事院勧告に基づく補正増になっていると説明があったのですが、期末手当については人事院に関してはどのように、あるいはまた期末については今回改編されていないようであるが、その人事院勧告の内容はどのようになっていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 確認ですけれども、会計年度任用職員ということによろしいですか。

○上地安之 委員 はい。

○総務部次長 期末手当等については、人事院、県の人事委員会、ともにないので、今回は給与、これは人事院も県の人事委員会においても会計年度にはないのであるけれども、議論しておりますこれに準じて今回給与計算区分だけは対応するということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 報酬の増減については、人事院勧告に基づいて改定されると理解いたしました。その件は了解します。

取りあえず、中原区の学習等供用施設に少し触れさせていただきます。当初の入札時期はいつでした。何月ですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 当初入札が8月3日になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 2回目の入札はいつですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 2回目の入札日が9月28日になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 8月3日の入札状況は、どのような状況だったですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 8月3日の入札状況は6者指名しておりまして、そのうち3者が辞退、3者入札に応じて、3者とも全て予定価格超過となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 1回目が8月、2回目が9月、再入札も実施されているのですが、非常に皆さん方の手法というのが、これ苦肉の策としか感じない。要するに、1回目の予定価格について、予定価格の設定根拠というのは、これは実例価格です。その理由は、ウクライナどうのこうのという話してはいますが、それは市場価格、そこら辺の需給の関係、あるいは難易度、これが予定価格の設定根拠とされているのに、一回目の予定価格の設定額が2回目にどのように変わりましたか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 先ほど設計の見積り取り直しをして、実際の限られた予算の枠内で満額執行したいという考えから、予定価格は詳細に積算して、ある程度満額に近い形で候補者を外していきまされたので、予定価格と同額で発注してございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そのとおりです。1回目と2回目の予定価格は同額だから、このような策を取らざるを得ないのです。本来だったら予定価格の見直しですよ、それ。当然ではない。この予定価格の設定根拠というのが、先ほども申し上げたとおり実例価格、市場の価格というのは、そのときに、それ予定価格に全て反映されるはずなのです。予定価格が同額だから、これは幾ら入札しても落ちないわけ。どのような考えで工期の件も意識をしたのか。本来であれば、予定価格の見直しですよ、それ。予定価格同額で、当然これ落札できません。結果もう見えているではない。だから皆さん方は、工事の一部を外したわけ。そして、追加予算措置を約束して、そのような対応をされているのです。しかし、基本的には、これ予定価格です。予定価格の設定が、2回目の予定価格の設定に変更があれば、それは分かる。予定価格1回目も2回目も同額で臨んでいるという姿が、これどうかなと思ったりしました。ですから、そのような疑義が出てくるわけです。この予定価格の設定についての見直しについては、議論なかったのですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 先ほどから申し上げているとおり、業者の聞き取り、入札に参加した業者からの聞き取り、あと改めて見積りを取った下請業者からの再見積りを経て、やはりこの予定価格内では変更した設計をまとめるのは厳しいという形で、どうしても予定価格は当初予定していた工事を全部行うとなると、当初分よりどうしても超過になると。あとは予算との問題になってくるのです。予算は、どうしてもこの予定価格以上の予算というのはなかったものですから、ちょっと再度のお話になりますが、予定価格内の範囲内のできる工種を絞って当初発注して、予算が合っている見通しがつけば、追加工事を行っていかうという方針を取らせていただいています。予算の措置というのも、自治会というのがどうしても既存の旧公民館を取壊して、仮事務所で今業務を行っている状況ですので、早期の完成というのが、やはり自治会運営、あと地域の方々からの強い要望もごございますので、そういった形である程度予算の成立と並行にできる工事については、その分だけを発注して工事を進めて、追加工事の予算が成立いただければ、併せて本工事内で変更契約をして、早期に完成に向けて取り組んでいきたいという形で、自治会とも調整しながら、追加工事分の工事時期というのは調整しながらやってきております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 だからそれは工事が長引くことを恐れているという話です。要するに予定価格の設定が、先ほど自分でもウクライナ情勢だとか、資材高騰だとか、エネルギー高騰だとか、これこそ実例価格ではないですか。となると、予定価格の変動があるべきですよ、本来であれば。そこがないものだから、そのような手法を取らざるを得ないような流れになってしまったのです。しかし、それが全て悪いとは言わない。しかし、基本は予定価格の設定、それは市がやるのです。行政が行うのですよ、予定価格の設定というのは。そのような理由を説明していながら、厳しい単価の話もしながら、それが予定価格に反映されていないというところに、このような手法を取らざるを得ないというのが発生しているのです。ですから、これは事業の中の一部を取り除いて、そしてまた防衛との協議をして、後ほどまた追加工事として、追加計画をして対応していくということで結んではいるのだけれども、やっぱり基本というのは予定価格です。予定価格に応じた対応をすれば、それはそのように公平に全てがエントリーできたと思います。そして、今みたいな手法というのも取らなくても済んだのではないかなと思うのですけれども、ですから今後、やっぱり予定価格の設定については、しっかり市場の状況を確認した上で設定をした上でやれば、平等に進めてもらいたいです。その件は以上。

もう一ついいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○上地安之 委員 同じ31ページの土地売払収入、それは物件箇所と筆数等を説明いただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 里道2筆でございまして、1つは面積が21.08平方メートル、もう一つが22.45平方メートルであります。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 土地の売払収入がこうして計上してある。基金に積み上げているとありますけれども、その積み上がった基金の事業歳出については限定されていたと思うのだけれども、どのような事業に支出をしておりますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 補正予算書31ページ、2款1項5目財産管理費の説明欄01公共施設等整備基金積立事業の充当財源であります土地売払収入に関する御質疑にお答えいたします。今回、総務部次長から答弁ありましたとおり、里道2筆分の土地売払収入171万9,000円ございますが、こちらは里道の公共財産の売払収入となりますので、公共施設等整備基金、こちらに積立てを行っております。公共施設等整備基金の用途につきましては、その名のとおり、公共事業、普通建設事業等への財源として充当するための基金ですので、これはまた後年度の公共事業への財源として積立てを行っているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その土地の売払いの市の手続なのだけれども、これは市民にどのように告知をされているのか。それからまた、市民が近隣の境界の里道の利活用をする上で、それを市のほうに取得の申請というか、そういうのなされていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。里道に関しましては、建設部のほうが窓口となって対応いたしております。購入希望の方は、何課でしたっけ、前の土木課で、今は……

(「道路整備課」という者あり)

○総務部次長 道路整備課のほうに行きまして手続を行います。そこで手続がまとまりましたら、契約案件はこちら総務のほうが行いますので、単価を出しまして、支払いいただいて、手続が完了。登記は、また自分たちでやっていただくという流れでやっております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 市民への告知、里道の売払いの告知というのは、どのようにされていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみませんでした。告知につきましては、里道はありますので、窓口どこですというのは、積極的に売却もしていますというのはやってはいません。建設部ではやっていないですよ、建設部でも。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 補足で基地政策部からちょっとお答えします。

○総務部次長 すみません。

(「資料なんて持ってこなくても……」という者あり)

○**基地政策部次長** ちょっと私の分かる範囲でお答えします。里道については、やはり市民からの相談で里道の買上げ、買取りが出てきます。というのも敷地内にまず里道がある方もおられます。再築する際には、やはり里道を購入してもらわないといけない。ただ、それには里道自体が機能していないということが大前提ですので、また隣接している地主さんにしか売れないという状況もございます。その辺の条件をお話ししながら、市民の相談を受け付けると。また、土地地主ではないのですけれども、購入を予定する段階で里道も一緒に買取りしたいというまた御相談もありますので、随時相談がありますので、そこで市民との情報、お話をしているという状況です。

○**上地安之 委員** 分かりました。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。宮城克委員。

○**宮城克 委員** すみません、1点お願いします。32ページ、2款1項6目の特定駐留軍用地等内土地取得事業基金繰入金、これが5億円なので、ちょっとこちら1点だけ聞きたいと思います。

○**石川慶 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 今回、5億円余りの補正ではございますけれども、今年度、当初予算では9億7,650万円の当初予算でございました。そのときに1.4ヘクタール程度の取得を見込んでおりました。しかし、沖縄県と今共同でこの事業を進めておまして、議会でも部長のほうから答弁したのですけれども、取得面積の割り振りの協議というのがございまして、あらかじめ5対5ぐらいの割合で県、市取り組んでいる事業でございまして、今沖縄県のほうが当年度予算の頭打ちの1.2ヘクタールを取得、もうほぼ完了するということで、残りの申出を宜野湾市に譲っていてもいいということで、私たち今回、取得も大いに買取り目標もありますので、新たな事業見通しも立てたものですから、基金にも積立てありますので、市において最大2.2ヘクタール、総額にして14億8,132万2,000円が取得できるということにもなっておりますので、その用地に不足となる0.8ヘクタール、今回5億2,200万円を基金から繰り入れるものということです。

○**石川慶 委員長** 宮城克委員。

○**宮城克 委員** 今の話だと2.2ヘクタールで約14億円の事業ということで、その不足分の5億円ということなのですが、ちょっと参考までに、例えば取得を予定している約14億円の事業なのですが、これというのは、何か場所的なものとか、例えば用途、取得する用地の用途というのがまた決まっているのか、この間、先行して将来的なものとしての購入なのか、その辺答弁もやっているのだと時間かかるので、何か資料でまとめたものを頂けないかということなのですが、いかがでしょうか。

○**石川慶 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 今、教育施設ということで、平成25年度から取り組んでございます。それが小学校、中学校の取得を目的として計画しておりました。当初は小学校1校、中学校1校でしたけれども、平成28年にさらに想定人口が2万人余りになるということで、小学校が1校増えました。平成28年度の小学校2校、中学校1校。さらに、今年、小学校、中学校も減歩率の考え方を当初、那覇新都心の減歩率30%を見越した、割戻した施設を買取りすると。ただ、今回、市内の類似の減歩が西普天間という例題がございまして、あそこが減歩率平均で38%ございました。ですので、この近似値の減歩率を参考にしながら、また面積を見直したと、要するに買取り面積を。その結果、1.6ヘクタール以上増になりました、小学校だけで。さらに、今年度、幼稚園と児童センター2館、2園ずつ増やして3.04ヘクタールの増の事業見通しが立っております。それがまた、今度必要ということで、まだ基金には余裕はあるのですけれども、現時点では、これからまた

令和5年、6年となると、それなりのまた財源が必要になってきますので、一括交付金を再度交付申請しながら今後進めていきたいということも視野に入れながら、今回補正増となっております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 すみません、一点だけ。私もさっき見つけたのですけれども、その辺次長、これどの辺か場所なんか聞くのはタブーですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 跡地利用計画が完全にゾーニング割された段階ではお示しできますけれども、今まだ構想段階というか計画立案途中ですので、ただ中央が理想と、中央に分布するとか、というのも市庁舎も今後見直しも考えておりますので、事業見通しとして。そうすると、やっぱり中心部にあらかたの公共施設があったほうが利便性も高いということもありますので、ほぼ住宅地に近いということでしか今申し上げられませんけれども、小学校関係は。後々にまたそういう形でお示しできる機会が出てきますので、そのときにまたお受けしたいと思います。

○宮城克 委員 了解しました。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 本会議での資料を求めるべきだったのですけれども、6ページの繰越明許費、2款の普天間飛行場まちづくり事業。説明のほうには物件等附属工事とありますけれども、やむを得ないということで説明を省いております。もう少し説明できないでしょうか。それと、普通でしたら繰越明許があると説明書も添付されているのかなと思うのだけれども、どこを見てもないのですけれども、説明書みたいなものがもう提出できないでしょうか。説明からお願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 6ページの繰越明許費、普天間飛行場まちづくり事業の7億9,123万1,000円なのですけれども、まず内訳から御説明してよろしいでしょうか。まず、12節委託費、14節工事請負費、16節の土地購入費、21節の物件補償費で、全部合計で7億9,123万円余りとなっております。実際に今、特に土地購入の部分でございますが、この繰越し部分につきましては、まず普天間が土地購入費の部分で6件あるのですけれども、そのうちの4件が繰越し、真栄原のほうが4件ございまして、そのうちの1件が繰越しとなっております。あと、補償費のほうで、まず普天間のほうで17件ありまして、そのうちの4件が繰越し、真栄原のほうで20件ありまして、そのうちの5件が繰越しの状況となっております。この土地購入、そういった物件補償の部分で、この調整に日数を要しているということで、今年度いっぱいこのそういったことが見通せないということで、その分については繰越しをして対応するというふうなもので、今回上げさせてもらってございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今年度いっばいに工事契約とかが見通せないというのは、その現場の土地が4件ですか、建物がありますというか、述べてもらったのですけれども、一つ一つの内容というのは資料いただいたと思うので、全体的にどういった内容の折り合いがつかなくて、その契約、事業に進めないのかなと、その理由というのは、主にですけれども、どのようなものでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 特に一例を申し上げますと、やっぱり土地購入する場合に、権利者との調整がございます。

やっぱりこの土地購入する場合、我如古委員も御存じのとおり、権利者との交渉の中でどうしても財産分において、例えば兄弟がいるとか、そういった親族等でなかなか折り合いがつかない、またそういった手続もしないといけないといった部分については、どうしてもそこを踏まえての契約としての履行になりますので、施行となりますので、やっぱりそういった権利者とのものについては、こちらも当然交渉してやっていくわけですが、いついつまでにとか、予定でこのような計画をしますよといってもなかなか調整に時間を要しているということで御理解いただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ある程度見通しというのはあるのでしょうか。もしそうでなければ、次年度もそういった事業が発生していくと思いますので。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 当然今計画で、令和4年度、5年度、6年度という形で、このように交渉していこうという計画はございます。ただ、やっぱり権利者との交渉の中で、どうしてもここの権利者が時間を要するといった場合には、別の者を当たって、ここ防衛の予算もありますので、それをいただいている部分についてはどのように行っていくか、この権利者ですとっていくのか、それとも別で当たっていくのかというのは、権利者との交渉の状況を見ながら行っているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほど資料の件言いましたけれども、かなりプライバシー等守秘義務とかいろいろあるのですけれども、出せる部分、出ている部分でいいですから、困難な理由とかやっぱり資料として出せないでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 去る決算委員会でも令和3年度決算状況ということで、その際に真栄原地区の進捗状況、普天間地区の進捗状況お出ししています。そこからの部分の更新分でどのぐらいということをちょっと確認させてもらって、直近でもちょっと御説明、決算のときです。令和3年度の決算ですけれども、そのような説明はさせていただいております。なので、そこからどのぐらいの進捗があったか、この資料が最新なのかということも踏まえて、ちょっと資料の提供については御相談させていただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 できるだけ、先ほど答弁された分だけでもいいですので、その理由を教えてください。それから、しっかり事業が進められるようにまた知っておかないといけないですけれども、資料をお願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 この繰越しを出した7億9,000万円の時点の普天間地区、真栄原地区の進捗ということでちょっと考えて、調整して、提出していきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古委員、タイムスケジュールの関係がありまして、最終日、再度質疑する時間ありますので、御協力をお願いします。

○我如古盛英 委員 交代するの、続けていいの。

○石川慶 委員長 この2款の件に関しては50分間時間を設けていますが、最終日で質疑できますので、ぜひまた皆さん、ほかにも質疑あると思いますので、最終日にお受けしたいと思います。御協力をお願いいた

します。

それでは、2款総務費、12款公債費、14款予備費について一旦終了して、休憩したいと思います。また、説明員入替えがありますので、よろしく願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時54分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時05分）

○石川慶 委員長 続きまして、3款民生費、10款教育費の一部、幼稚園費について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。

（「衛生費」という者あり）

○石川慶 委員長 3款民生費です。大変失礼いたしました。質疑がありましたら挙手にてお願いします。
桃原功委員。

○桃原功 委員 民生費だよ。

○石川慶 委員長 はい、民生費。

○桃原功 委員 補正予算書の43ページをお願いいたします。介護給付費等事業が1億6,300万円、突出しているの、次の44ページに細かく補正増減のページが説明としてあるので分かるのですけれども、例えば下から3段目の放課後等デイサービスが7,800万円ちょっと突出している感じなのですけれども、この突出した理由が一つ。

あと、上から順に生活介護費が1,400万円の増、4段目の就労継続支援費の2,200万円の増、共同生活援助費の2,300万円の増、下から5段目の児童発達支援費1,500万円の増、1,000万円から2,000万円ぐらい増になっている部分の説明と、あと減になっているのが3件あるのですけれども、概略として説明お願いできますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 43から44ページの件ですけれども、この介護給付事業なのですが、福祉サービスの障害者、障害児、それぞれの福祉サービスの事業が入っているのですけれども、全体で30サービスあります。そのうち、今回12月補正は15サービスが補正増減というふうになっております。冒頭でありました放課後等デイサービスがなぜ増加しているかというところなのですけれども、令和3年当初でいいますと8億1,800万円の当初予算でした。令和3年です。ここから令和4年は伸び率を勘案しまして9億4,200万円の予算を計上していたところなのですけれども、それをまた上回る延べ利用者数の増がありましたので、今回7,800万円の増額というふうになっています。要するに利用者数の増加というところが主な現実となっております。同じように増になっている給付費についてはそういった感じになっておりますが、今、放課後等デイサービスは障害児のサービスを代表してそういうふうな感じになっております。障害者のサービスとしましては、増となっている一番多いのが44ページの上から5番目ですが共同生活援助費、こちらが2,300万円の増となっております、こちらも令和3年の当初では1億6,200万円の当初予算を計上しておりました。令和4年当初なのですけれども、この伸び率を勘案しまして2億5,400万円の当初予算を計上していたところなのですが、上半期の実績を見ますと、さらに見込みを上回る利用者数の増がありましたので、今回、増額の補正となっております。

ます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 令和3年度が当初予算8億円、令和4年度が9億円ということで、1億円増額ということで、それでも現額では足りずに新たに補正、放課後等デイサービス7,800万円組むというのは、利用者の増というのはどういう傾向なのでしょう。利用者の増のまた原因というのをちょっとお尋ねしたいのですけれども、要は放課後等デイサービス事業は、例えば人気があって、申込者がどんどん、どんどん増えていっているのか、その辺説明いただけますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 令和4年の当初予算計上時の見込みとしまして、月の延べ利用人数が736名利用されるというところで見込んでいたところが、上半期の実績等を勘案しますと766名の利用状況となっております。まず、そういった放課後等デイサービスを必要としている児童の数が増えているのかなというところと、あとは放課後等デイサービスの事業所の数も増えております。その数なのですけれども、直近の数字でいえば、市内の利用者でいえば、令和4年10月の数字で40事業所市内にございます。これが令和3年10月から、1年前は35事業所、ちょっとデータとしましては令和元年2月のデータしかないのですけれども、令和元年2月で24事業所ということですので、少し利用所の数も増えているということです。ただ、この児童は、市内の業者だけを、事業所だけを使うわけではなくて、市外にも通所、利用することは可能ですので、恐らく市内の業者も事業所も増えているということも増額して、利用者が増えている原因の一つかなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、令和3年から令和4年にかけて35事業所から40事業所に増えている。これは利用者の方々にとっては、事業者が増えるということはいいことだと、要は近いところが、場所が近くなるとか、あるいはほかの事情もあるかもしれませんけれども、ただし相談者の数というのが、これって増えているのですか。この増えるもとというのは、施設が増えるということは需要があるから増えているのでしょうか。この増えるもつというものは、施設が増えるということは需要があるから増えているのでしょうか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 すみません。今、明確なデータを持ち合わせていないところなのですけれども、障害者というよりは、放課後等デイサービスで行われる療育を必要としている児童が増えているというのが現状なのかと思っています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。では、放課後等デイサービス事業は、障害者に限らず、ほかの方々も、一般の方々も含めて利用が増えているということで理解できる。

(「一般ではない」という者あり)

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 一般ではなくて、療育が必要だと認められた方です。

○桃原功 委員 療育が必要な方ですね。

○障がい福祉課長 はい。

○桃原功 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 10款は大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 教育費の一部、幼稚園費です。

○我如古盛英 委員 幼稚園費だけ。では、幼稚園費と関連して一部ではあるのですけれども、歳入のほうとも関わるのですけれども、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 何ページ。

○我如古盛英 委員 諸収入の雑入、26ページです。これ目は、5目です。派遣幼稚園費教諭の人件費というのが雑入としてのっているのですけれども、この件に関しては、どうしてその金額が戻ってきているのかということをお尋ねしたいです。

(「派遣幼稚園教諭」という者あり)

○我如古盛英 委員 これについて。

○石川慶 委員長 答えられますか。企画部次長。

○企画部次長 我如古委員、今確認なのですけれども、26ページ、21款4項5目の雑入の上から2番目の、2つ目の丸で。

○我如古盛英 委員 そうです。2つ目の丸です。

○企画部次長 派遣幼稚園教諭人件費なのですけれども、これについては教育委員会がいるとき再度確認も必要かと思うのですけれども、こちらに報告いただいているのは県の総合教育センターに派遣がされていて、その人件費相当分を県からいただいているということになっています。詳細については、10款のほうで私が今言った部分について再度確認していただければというふうに考えてございます。要は、今派遣をしていて、その分のものを県からこちらに731万3,000円入ってきていると。このどういう内容かについては、10款のほうでお願いできればと思っています。10款のときに、教育委員会の部分です。

○石川慶 委員長 我如古委員、10款は15時20分からです。

(「教育委員会は違うの、今日は」という者あり)

○石川慶 委員長 我如古委員、今日の15時20分から質疑受けますので、そのとき確認してもらえますか。

○我如古盛英 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 お願いします。

○我如古盛英 委員 教育委員会ですね。

○石川慶 委員長 よろしいですか。ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 10款4項1目幼稚園のほうの補正予算の中で68ページを質疑いたします。この説明の01、補正額が載っていて職員給与、給料、期末勤勉手当、公立学校職員共済組合負担金、全てマイナスとなっているのですが、その説明をお願いできますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。減の理由につきましては、確認をして答弁したいと思います。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしく願いいたします。

○石川慶 委員長 いいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 結構です。ちょっと聞きたかったのです。

(「すみません、関連しているので、資料だけ」という者あり)

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 少し関連しているので、資料だけいただけたらと思います。幼稚園の人件費、9名あると思うのですけれども、この9名の人件費を資料でいただきたいのですけれども。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 確認をして、担当部署との調整もあるとは思いますが、資料を出せるのであれば出していききたいと思います。

○知念秀明 委員 以上です。

○石川慶 委員長 質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 これ3款に限ったことではないのですけれども、すさまじいぐらいにいろんなところで光熱費の値上げが顕著になっていて、例えば今回、48ページなどに認可外保育所への光熱費の負担軽減事業で、説明番号の12番は認可保育所への光熱費の負担軽減事業とあるのですけれども、地方自治体ではないのです。認可外とか、あるいは認可保育所には、自治体として軽減するためにいたしますけれども、本体の地方公共団体への補助というのはいらないのですか、国からの補助。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原委員の御質疑にお答えします。今回の補正予算で、あらゆる箇所に光熱水費の値上げに電力の単価の増に係る補正増が計上されておまして、それに対する国の支援が地方公共団体にあるかどうかという御質疑と思いますが、まず直接の電気代の値上げに対する国からの補助というのは、私はちょっと存じ上げません。ないものと思っております。ただし、国の地方財政対策として、今回、国の補正予算組まれておりますが、その中で地方交付税の増額、これが示されております。これは今年度、国の補正予算によって地方交付税が増額されると、追加交付が予定されているというふうに伺っております。具体的に本市に入ってくる収入の時期については、まだ連絡は受けておりませんが、国の補正が組まれておりますので、年度内に追加交付があるものと、まだ金額も未定ですが、追加交付があるものと認識しております。また、さらに次年度、令和5年度についても、国のほうで特に電力増というくくりではないのですが、やはりかなり地方公共団体の歳出の増も見込まれるところですので、地方財政対策として何らかの地方財政対策が取られるものというふうに認識をしているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の説明では、光熱費という縛りではない、地方交付税として増額分が年度内に予定されている。では、これは金額ベースでいうと分かるのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 まだ本市への具体的な交付額は不明でございますが、およそ5,000億円が国全体としての財源というふうに伺っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 至るところに出ている光熱水費の増額分というのは集計してどれぐらいになっているのですか、今12月定例議会での。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 申し訳ございません。ちょっと統計は今回取ってはおりませんが、一番大きいのは10款のほうの施設課のほうで計上しております約6,700万円の学校施設における光熱費の増、これが一番大きな増となっ

ております。ただ、全体の、すみません、申し訳ありません。集計のほうは、ちょっと取ってはおりません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは取るべきですね。このご時世いろんなことが要因となって、光熱水費は地方自治体ではなくて、国民への電気代の値上げというのも出ている。地方自治体として、宜野湾市としてどのくらい増額されているのか。やっぱり皆さんも計算している点もあるわけですから、さっき年度内に補正予算の増額も交付税等も見込まれるということであれば、しっかり折衝もできるためにもどのくらい電気代が、教育委員会で6,000万円、本体で幾らというのが、やっぱり把握もされて臨むべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの桃原委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書の32ページのほうになりますが、補正予算書の32ページ、2款1項5目財産管理費の説明欄03の庁舎維持管理事業、こちらで光熱費492万4,000円の増がございます。これはあくまで本庁舎、この市庁舎の分に係るものでございまして、今回、その他施設についても光熱費の増が多々計上されておりますので、こちらちょっと持ち帰って集計をしまして、改めて御答弁させていただきたいと思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。参考までに、本館は全てLED化したではないですか。全てなのか。別館はまだなのか。それで、LEDにしたビフォー、アフターの金額を知りたいのです、前の。資料を提供していただければいいのでしたら、そういった資料も。まだ1年はたっていないよね。

○石川慶 委員長 桃原功委員、一応3款はまだです。

○桃原功 委員 資料を出すとおっしゃってくれたので、どうせだったらLED化をした後の電気代と、その前の電気代の比較も知りたいのですけれども。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 本館に関してでございますので、少し計算をしなければいけないところがございますので、すぐさま本日中に出せるかというところとちょっと厳しいかなとは思いますが、持ち帰って確認をして出せるようにしていきたいと思っております。

○桃原功 委員 お願いします。

○石川慶 委員長 よろしいですか。では、ほかに質疑のある方。宮城克委員。

○宮城克 委員 時間ないので、41ページ、3款1項1目09住居確保給付金というのは、昨今ではコロナの影響で住居のいわゆる家賃等の補助ということで、3か月、最大2回までに9か月という事業だと思います。ここで1,500万円の減となっております。これなのですが、皆さんの当初の見込みよりも下回ったのか何なのか、その減額の理由をまず説明いただきたいと思っています。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。3款1項1目、説明欄09の住居確保給付金事業でございます。この事業につきましては、委員おっしゃったとおり、住居を失った、もしくは失うおそれがある方について、一定の金額ではございますけれども、原則として最大9か月まで、今ちょっとコロナの状況がありますので、特例であと3か月という再支給の制度もございますけれども、それを対象者に支給して、自立を促進するための事業でございます。この住居確保給付金につきましては、新型コロナウイルスの影響

が初めて出た令和2年度、非常に伸びがございました。それに引き続いて、影響は令和3年度もございました。その令和3年度の直近の状況を基礎として、令和4年度の当初予算を積算して、確認して設定していただいたところがございます。今回、補正で減をしましたのは、令和4年度の前半期の状況を見て、それが減少傾向にあることを確認したため、その分の所要額見込みを立てまして、その分の減額補正をさせていただいています。理由については、この住居確保給付金という制度自体が原則9か月の支給がございますけれども、1人が何度も繰り返し支給申請できるものではなく、一旦受けた場合には、もう受けたものとして2回目がないのです。ですので、令和2年度、令和3年度にかけて、ある程度の方がその支給を受けたので、今現在、受けていない方が新たに受けているというようなこともありますので、ピークは令和2年度でございましたけれども、それで減少になっているのではないかなと思っています。積算については、月に15件あたりの新規申請があるのではないかなということだったのですけれども、今現状、前半期を見ましたら月に10件程度の世帯が支給決定されておりますので、それに基づいて今回減額を補正要求させていただいております。以上です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 すみません。時間もないので、今の説明でいくと令和2年、3年、現年、現時点の実績、これ一覧の資料を頂きたいのですが、資料を見ながらまた伺いたいと思うのですが、資料提出できますか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。福祉の概要にも件数であったり、あと扶助費の金額については、令和2年度、3年度は載っておりますけれども、今年度のものでございませぬので、それについては資料を提出していきたいと思っております。

○宮城克 委員 比較できるように一覧でできますか。

○福祉担当次長 はい、承知いたしました。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では、これ終わります。

次に移ります。47ページ、3款2項2目08認可外保育施設運営補助事業（単独）、これ170万円減になっております。ただでさえ認可外の関係者からは、要するに予算がないということでいろんな要望を受けていますが、これにかかわらず説明いただけますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 補正予算書47ページ、3款2項2目、説明欄08の認可外保育施設運営補助事業（単独）の170万8,000円の補正減の主な理由でございますけれども、この事業の概要としましては、市内認可保育所に入所する待機児童の適切な保育及び入所児童の処遇向上を図るものの目的として、市単費の補助として児童1人当たりの運営費と教材費、行事費の支給をするものでございます。現在、主な理由でございますけれども、今回、2施設の給与費及び認可外施設の在園児の児童数の減による交付申請の額の減が主な理由となっております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 分かりました。これはいいです。今の答弁で了解しました。

もう一点だけお願いします。49ページです。3款2項3目08放課後児童対策補助金事業のこども・子育て

支援交付金返還金ということなので、返還金2,500万円の内容を説明いただけますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 49ページ、3款2項3目、説明欄08の放課後児童対策補助金事業の2,572万5,000円の返還金の主な理由でございますけれども、主な理由としましては、放課後児童健全育成事業の減が約900万円でございます。これが当初の想定が放課後児童補助金からの補助の申請件数が、1クラブの申請が取下げとなったことが主な要因と、あと新型コロナウイルス感染症により学校が臨時休校となったときに放課後児童クラブが午前から開所する際の補助金を想定しておりましたけれども、これが令和3年度が実際の6月7日から6月18日までの約2週間の休校にとどまったことにより、減による返還金が主な理由となっております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 すみません。ちょっと今確認ですけど、ただいま次長の説明の中で何か取下げがあったということなのでございますけれども、この取下げってどういう意味ですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 放課後児童対策補助事業補助金なのですが、この学童の運営費等に係る補助金なのですが、一つの園が実績報告書の提出がちょっとできないということで、申請を取り下げたいという申出に基づく減でございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今提出できないということなのですが、補正予算に提出できないところというのは、何かサポートすることができなかつたのか、これ致し方ないことなのでしょうか。それ皆さんどう感じられるのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 申請の前からちょっとこのクラブについては、なかなか事務がこれまでも提出物が遅れがちになることもありましたので、早めに今回はよろしくお願ひしますということで声かけは行ってきたのですが、やはり申請の期限を過ぎてもなかなか提出がなくて、直接私のほうからも大丈夫かと連絡をさせていただきましたけれども、ちょっと先方の諸事情により必要書類が用意できなかったということで、今回取り下げたいという旨の申出がございました。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今、説明聞く限りでは、もう提出ができなかつた、期限に間に合わなかつたということなのですが、その中身、真相はよく分かりませんが、対外的に見ても、やはりその辺というのはまた担当の課のほうからもう少し前倒しで事情を聞いたりとかというのはあってもよかつたのかなというふうに個人的には思うのです。その辺というのは、今後要望として、ぜひそのような形で接していただきたいなど。どういう理由でというのはよく分かりませんが、ただ聞く限りでは、何か果たしてこれでいいのかなと実際思うのです。なので、厳しい言い方かもしれませんが、これお願ひしておきます。そして、これに関しての1点です。これ項目がちょっと探せなかつたのですが、交付事業とあるのですが、これ県、国の補助ですか、単独ですか。これで見る限りでは、そうは思い当たらないのですが。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 国、県の補助、これに対して返還金でございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 というのも今確認した上で最後にお聞きます。その2,500万円もの補助金交付金返すではないですか。それに対するペナルティーとか何か生じないのですか。どんなですか。この辺の取扱いというのは、どうなのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 実績報告書に基づく返還金でございますので、特にペナルティーがないものと理解をしております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 ということは、次年度、今後も同じように、特に何の支障もなく要求できるという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 たしか総額で交付申請をしまして、次年度に精算をするという仕組みになっていると思います。

○宮城克 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 48ページ、国の事業について保育所、認定園、認可外の補助金の件で確認をさせていただきます。沖縄電力が料金改定をして、一般家庭においては現料金の39%増というような見込みを立てています。今回、この保育園、認可外、認可保育園に対してのその予算額というものは、何%の分を見込んでの計上になっているのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今回の48ページ、3款2項2目の説明欄11と12、認可外保育所と認可保育所の光熱費の負担事業の件だと思いますけれども、これの補助計算の仕方なのだと思いますけれども、先ほど委員のほうから現料金から39%の増ということでございましたが、今回の試算については、県が実施する保育所光熱費負担事業を活用してエネルギー価格高騰の影響を受けた市立または市立の認可外と認可園、また放課後児童クラブ等の光熱費高騰分に相当する補助金を支給する事業となっております。計算方法につきましては、施設の定員数と、一人当たりに係る電力、ガスの金額を試算いたしました。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 次長、詳細にというのは、補正増をしているその根拠、つまり現料金から新たな料金改定をするに当たっての何%増を見込んでそこに計上されているというのがちょっと知りたいのです。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 前回の電気料から、令和2年度の電気料から今年の7月の物価指数が当時の分と比べて116.1%上昇してございますので、それを定員数に掛けて算出をしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 では、沖縄電力の料金改定の実施日というのはいつでしたか。つまりそれに合わせて高騰するからということで、ここに実施をしていくわけですね。今回12月議会で予算が計上されていますけれども、議会の承認手続を終えて、それから支出するということになると3か月間の実施期間があるのです。その後、電力の改定がいつであったのか、それも加味された計上となりますね。すみません。もう少し確認

してもらわないと分からないのです。電力が改定したわけでしょう。それに伴って高騰する。その分、市がそこに国、県の補助金を活用して手当てをしているということなのです。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員、すみません。これが正しいかどうかあれなのですが、料金の単価が先ほどの次長の説明ですと、令和2年度のときの単価と、その令和4年度時点での単価がどうしても差額があると。その単価アップ分を掛けて、この補正増にしているという認識なのですが、単価はアップしているのですが、先ほど沖縄電力の料金改定では、今新聞紙上での情報ではあるのですが、来年4月から。今申請している状況で、たしか国が審査をして、国としてどのような対応をするかというところを踏まえて、来年4月からの料金改定というふうに認識しています。今回のものについては、多分単価アップ分というふうな差額分で支払えないので、その後、補正させてくださいという認識で伺っております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 理解いたしました。令和2年度と比較をしてのここに補正計上したということですね。来年4月からまた新たな料金改定の下で、当然負担増であると捉えているのですが、今後もその事業というのは継続されていくのですか。そしてもう一つ、今回、国、県の補助金が入っておりますけれども、市の単費の部分も一部入っているのか、それについてもお答えいただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今、こちらのほうに記載されている48ページのまず3款2項2目、説明欄11の保育所等光熱費負担軽減事業認可外の部分、上の部分で、国庫補助金ということで新型コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金を入れていますが、この裏負担の市の分については、コロナ交付金がございますので、そこを充当して対応しようというふうに考えております。答え大丈夫でしょうか。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 光熱水費の国県の補助、その単費部分の発生する一般財源については、コロナの交付金が出るということですか。この交付金を一般財源に充てることできるのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 この充填、コロナの部分で電力高騰分、電力というか、この物価上昇分というもののメニューがございまして、それで充てられるという認識をちょっとしていますけれども、これについては再度ちょっと確認して、改めて答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要するに認可保育園であれ認可外であれ、光熱水費の高騰に限らず、令和2年度と比較をしたら増額されていると。その分、今回12月補正でその補填をしていると。特別年度内の期間の話ではなくて、令和2年度と比較をした上での12月の補正をして手当てをしていくということですね。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 はい、その認識でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これ支給時期というのは、どのような手法なのか。時期はいつ頃を予定しているのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今後、手続を始めて、年度内には交付をする予定となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 となりますと、早めにやって、至急手当てをして、光熱水費の高騰に対応していくということが運営上必要だと思っておりますので、ぜひとも速やかにお願ひ申し上げたいと思っております。次年度も同様に、さらに厳しい次年度4月から新たな料金改定をするに当たって、さらに厳しいことが予想されています。今後もそのような事業等の継続というのはありますよね。国、県の支援をもらって。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。現在の電力の上昇、また令和5年度からのまた電力の単価の上昇についての国の支援策については、今、国の補正第2号で計上されているものが、家庭や、業務用電力に対する支援策というのが来年度4月から9月分まではおおよそ示されております。10月以降は未定という形になっておりまして、その他、またこういった保育所光熱費等の負担軽減事業等がさらにまた継続されるのかどうかについては、今後また国の施策の状況を見てまいりたいと、注視してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 財源の確保も当然大事ではありますが、やっぱりこれだけ市場価格が高騰する中で、民間が運営状況の厳しい、そして今回の補正で対応するというのであれば、それはやっぱり継続が求められると思っておりますので、ぜひともそこら辺も注視をしてもらって、対応お願ひをしたいと思っております。

最後に、47ページの3款2項2目、06新すこやか保育補助事業、これは認可外の事業だという認識をしておりますが、ここに200万円余りの減額ということは、その理由について説明いただけますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 47ページ、3款2項の説明欄06の新すこやか保育補助事業のマイナス241万円の補正減でございますけれども、これも先ほどの宮城克委員からございました件とちょっと類似しているのですが、認可外保育施設に入所している児童の健やかな発達に関する保育を促すとともに、認可外施設における安全、衛生環境の向上を図り、入所児童の処遇改善を図ることを目的としたもので、健康診断、歯科検診、保育施設の賠償責任保険、そういったものに充てる事業となっております。これも先ほどと同様に対象施設2園の休園及び認可外保育施設の加入児童数の減少、減による交付申請額の減が主な原因となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは健診を含めて園の閉園に伴い、その受診者等が減ったということですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 これは児童数に対して交付する仕組みとなっておりますけれども、この在園児童数が減っているということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。

最後に、10款4項1目、02多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金（認定こども園）というのがあります。

(「68ページです」という者あり)

○**上地安之 委員** これ156万8,000円の補正増になっていますよね。その事業というのは、当初予算に計上した事業が不足分でそこに補正増されるというふうになっているのか、それとも今回、新たにその事業のために予算の計上した事業になっているのか、その事業内容も含めて説明いただけますか。

○**石川慶 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 10款4項1目幼稚園費の説明欄02の地域子ども・子育て支援事業補助(補助)のほうになるのですが、こちらのほうの事務の多様な事業者の参入促進・能力活用事業という事業になりますが、健康面や発達面において特別な支援が必要な子供が2人以上在籍する私立認定こども園で、条件を満たす子供に対して職員が配置される場合に補助になっておりまして、対象の子供といたしましては1号認定のお子さんで、毎日、日々通園して特別児童手当支給対象であることを対象のお子さんとしています。それと、3名ほど対象者が在籍、在園予定で補助金を組んでおりましたが、5名というふうに人数が増えたことによる補助金の増額予定となっております。以上です。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 当初予算では3名を予定していた。ところが、5人の補助といたしますか、対象者が5人おられたと。追加2名に対する、それは何に対する事業、どのような事業なのですか。2名増えた。2名に対する何を支援するような事業なのですか。

○**石川慶 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 2名増えたことによって、園に対する給付金、そちらのほうに加算するような形でお子さん2人だと金額が決まっておりますので、その分を補助するという形になります。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** そうなりますと、それは1月からスタートする、1月から追加の2名がそこに通うということになるのですか。その措置費ですよね。3月までということ。

○**石川慶 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 申し訳ありません。この5名の認定が下りたのが今年度になりますので、対象として4月から在園しておりますので、その1年分を交付していくような形になります。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** ちょっとまだ少しいかんせん理解ができませんけれども、新たな利用者が2名増えたということですよね。これをいつから、増えたということは、今回、予算計上するということは、その2名というのは、年明けというふうな理解をするのだけれども、本市の5名トータルで試算しているのか分かりませんけれども、もう少し説明をいただけますか。

○**石川慶 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 申し訳ありません。当初3名と想定したのは、昨年度当初予算編成時期のほうで3名ぐらい令和4年度は対象者がいるだろうということで想定したのですが、この特別支援の加配の審査会というのがございます。これが令和5年度に、例えば令和4年度の特別審査の加配、特別支援が必要な子と認定されるのが令和3年10月、11月、12月ぐらいになりますので、その時点ではもう当初予算編成の時期が終わっておりますので、令和4年度の実数の数というのが令和3年度末にしか判明しなかったものですから、それが当初予算、令和4年度の予算に反映して、これはちょっとずれてしまうという形になるのですけれども、

今年度は4月から対象児が5名ということでスタートしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今回の説明で分かりました。当初予定が3名予定されていたのが、その前の審査会においてというのか、審査をする中で新たにまた2名増えて5人の予算計上を行った。そして、それに対する補正増ということですね。

○子育て支援課長 はい。

○上地安之 委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 51ページの3款3項1目、説明で01です。生活保護の人手が足りなかったり厳しい状況と聞いているのですけれども、減額の理由を教えてくださいませんか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちらについても人事課のほうで確認をして答弁したいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願ひします。全国とかいろいろとみんなあちこち人手が足りないとか、厳しいと聞いております。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか、皆さん。では、お昼になりましたので、午前はこれで休憩したいと思います。（午後0時02分）

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 皆さん、再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、議案第72号に対する質疑を許します。その前に、午前中の答弁保留がありましたので、その回答をお願いしたいと思います。総務部次長。

○総務部次長 よろしくお願ひします。午前中にプリティ宮城ちえ委員の答弁に対して保留がありましたので、その説明をしたいと思ひます。まず、3款3項1目生活保護総務費の説明欄01の職員給与、ページは51ページ、もう一つ68ページ、10款4項1目幼稚園費の説明欄01職員給与のそれぞれ減の理由なのですけれども、こちらについては職員の休みがありまして、減の措置をしております。休みの理由については、産休、育休、病気療養とございます。あと職員給与に関しましては、増減の理由はそのほかには人事異動に伴って増減が発生することもございます。以上でございます。

○石川慶 委員長 よろしいですね。企画部次長。

○企画部次長 午前中、48ページ、3款2項2目、説明欄11の保育所等光熱費負担軽減事業（認可外保育所）の国庫補助のコロナ交付金が、この事業に充てていいのかという上地委員からの御質疑でございました。9月20日付で内閣府のほうから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食品等価格高騰充填支援地方交付金というのが下りてきました。これが約2億5,000万円余のものでございますけれども、その電力・ガス・食品等のものについてのメニューで、事業者支援ということで保育所等に充てて構わないという、そういったものがありまして、またさらに10月11日に厚生労働省のほうから通知がございまして、

この電力・ガス・食品の交付金を積極的に活用してほしいということも通知がございましたので、単独事業としての取扱いということで、市単費の部分にコロナ交付金を充当することが可能ということを確認しました。以上でございます。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 午前中、桃原功委員の御質疑に対して答弁を保留しておりました部分について答弁させていただきます。午前中に12月補正予算全体の中で光熱水費が累計で幾らぐらいになっているかという御質疑でございましたけれども、先ほど戻って確認しましたところ、12月補正予算補正第6号全体で光熱水費としまして、今回、光熱水費として8,362万5,000円を全体で補正計上している状況でございます。そして、併せて答弁の中で、今回、国の補正第2号で普通交付税の追加交付が予定されているということで、金額、時期について未定ということで答弁申し上げましたが、戻って確認しましたところ、本日交付決定の予定、12月13日、来週ですが、市へ入金予定ということで確認をいたしました。金額としましては、普通交付税2億8,756万1,000円の追加交付で、名目として臨時経済対策費として本日交付決定の予定ということでございます。以上でございます。

○石川慶 委員長 では、進めてまいりましょう。4款衛生費について一括して審査を行ってまいります。質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 お願いいたします。52ページでございます。衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費の説明欄の04番、併せて資料番号が17番も出ているのですけれども、ちょっと私、大変驚いているというか、総額は347万7,000円の総額で、この予算書52ページを見る限りでは、食料とかの支援物資が19万2,000円、残りの308万8,000円は委託料、その委託料の内訳が自宅療養者支援コールセンター運營業務委託であり、あるいは物資の発注費であるということだと理解するのですけれども、そのとおりなのでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。52ページ……

○石川慶 委員長 マイクのほうを。

○健康増進課長 御質疑にお答えいたします。補正予算書説明の52ページです。04番、保健相談センター事業運営委託料の調査費につきましては、提供させていただきました資料のとおり12節の委託料、2種類ありまして、自宅療養者の支援の配当業務委託料、2つ目に自宅療養者支援コールセンター運營業務委託がございまして、こちらは今実施している事業ですが、新型コロナウイルス感染症もまだ感染状況が引き続き続いている状況等がございますので、1月から3月までの間の補正予算で措置している予算額で不足する部分の自宅療養者の支援の配当業務委託につきましては30万8,000円、コールセンターの運營業務委託については278万円を予算計上しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私が指摘しているのは、今おっしゃるとおりなのでしょうけれども、コロナで外に出られなくて買物等に行けない、その方々に食料の支援をするという事業ですよ。その総額347万7,000円において、基本となる食料の食材費が19万1,000円ですか。19万1,000円と書いてあるけれども、食料等。残りは、委託業者へのコールセンターであったり、あるいは商品の発注費であったり、そういうことなのですか。19万1,000円しかないのですか、食材費というのは。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○**健康増進課長** 当初、この業務を、自宅療養者の支援事業を開始した当初は、食料費のみの予算計上をしておりました。配送業務や受付業務につきましては、健康増進課職員及び本庁の市長部局の職員で全体的には配送業務については動員もしながら対応していたところでございます。

○**桃原功 委員** 皆さんがやっていた。

○**健康増進課長** はい。食料支援につきましては、当初から予算計上のほうを早い段階から始めておりましたので、実態、3月までの予算計上としましては、今、補正予算に上げている19万円余りを含めると1,556万7,000円になります。

○**桃原功 委員** 1,500万円。

○**健康増進課長** 4月から3月までの当初見込みを、補正予算を12月補正に計上させていただく際に、3月までの見込み分の予算を確認、見込みを立てましたところ、1,556万7,000円の見込みとなりました。そこに不足する3月分までの予算を計上、不足する分が19万円余りでございましたので、そこを補正する形で予算計上しているところでありますので、実際この4月から3月分までの予算が19万円ということではなくて、その足りない分を3月までの予算計上している分で、少し不足する分を予算計上しているところでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ですね。これだけ見ると、食材費が補正額の1割にも満たなかったもので、では最少の経費で最大の効果ってこういうことではないよねというふうにお話ししようと思ったのですが、では本来は1,500万円ぐらいの食材費があつて、足りないのが今回19万1,000円。しかし、配送費として、これまで皆さんが手当てして、職員が配送していたのを新たにコールセンター、あるいは委託配送業者に発注するために300万円ぐらい発生しているということでの認識でいいですか。

○**石川慶 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 桃原功委員のおっしゃるとおり、こういった流れ、状況の経過がございまして、今まで感染拡大する時期まで4月、8月にかけて、コールセンターではなくて、健康増進課の職員で受付業務、相談業務等に対応していたところでございました。また、配送業務につきましても職員が1日本当に60件とか70件とかそういった多いときには、職員を2人で5グループから6グループぐらいを各部で動員を組んで、毎日それを配送している状況もございましたので、そういった業務負担軽減や、また市民から迅速に対応できるような対応を整えるということで配送業務委託、コールセンター業務委託に予算計上しまして、実施しているところでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 知らないこととはいえ、大変失礼しました。では、今まで皆さんが配布していたわけですね。新たにこうやって配送業者をお願いしたということで理解いたしました。昨今のコロナ陽性者の数字というのは、比較的下がってきているのですけれども、これは本当に必要とされる方々に行き届いているということでしょうか。それとも、自分はそんなに重症ではないから、これを遠慮しようというのは出ていないと思うのですけれども、実情というのは説明できますか。

○**石川慶 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 当初は、新型コロナウイルス感染症のまん延という状況の中で、自宅療養者支援の物資支援を始めていたところでございます。対象者につきましては、宜野湾市に居住している方、また新型コロナ

ウイルス感染症で自宅療養中の者、その家族で親族等から支援を受けることが困難な者ということで、申請があった場合は、電話のほうで細かく家族構成や濃厚接触者の方がいれば、濃厚接触者の方も対象として実施をしていたところでございますが、国のまた自宅療養者の取扱いについても少しずつまた今変わってきている状況でございます。濃厚接触者の方でも感染に気をつけて、人混みを避けて外出して、不要不急の外出はできませんけれども、買物とか待機制限など必要な外出については認められているところでもございますので、そういったところも聞き取りしながら、また本人がどうしてもやっぱり体調が濃厚接触者であって体調が悪いということであれば、そういったところも聞き取りしながら、また自宅療養の対象として認めて支援をしている状況もございますので、この辺の状況については、今現在はコールセンターの職員のほうで細かく聞き取りをしながら、療養者の支援を行っているところでございます。ですので、濃厚接触者だからできませんよとか、そういった対応はしていないということで今対応しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 最後に、この事業の周知方法というのは、どういう流れになっているのですか。例えば、ではPCR検査しました。あるいは、少し発熱があるから、通院したら罹患したと、陽性であったというふうに、例えば病院などに行った場合、病院から連絡が入るのですか。それとも、本人が自己申請でこういったサービスを受けたいという仕組みになっているのか、どういう仕組みなのでしょう。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 もちろん対象者の方は医療機関やPCR検査等で陽性となった方が対象となっておりますが、これが自動的に病院のほうから何か証明の連絡、陽性だという連絡を受けるとか、私たちが陽性の証明とかを受け取るということではなくて、外出も出ていない方が基本になりますので、電話のほうで申請を聞き取りしながら、私たちのほうで申請書を、チェックシートを記入して対応しているところですが、ただPCRを受けた検査機関、発熱外来を利用して陽性となった方は、外来のクリニックの医療機関をいつ受けたか、そういったところは最低限確認をして、受付をして配送業務をしているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、本人の申請主義なのですね。本人が、この事業を知らないということはないわけですか。ちゃんと浸透しているということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 陽性者本人を私たちが把握して、口封じのようなものはもちろんこれできませんので、ホームページでの数値、あるいはライン登録されている方にはラインでの情報発信、前回の議会のときに桃原委員からも市報等の掲載をしていただくように御提案もございましたので、10月の市報の掲載に合わせて自宅療養の支援、コールセンターの電話番号といったところも掲載させて、周知に努めているところでございます。

○桃原功 委員 分かりました。大変でしょうけれども、頑張ってください。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 質疑もないようですので、一旦職員の入替えをしますので、休憩いたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時17分)

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後2時25分）

○石川慶 委員長 続きまして、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について一括して審査を行ってまいります。質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 6款1項3目の農業振興費、番号01の肥料飼料価格高騰対策緊急支援事業が主になっておりますので、お聞きしたいと思えます。コロナの状況が影響して、今恐らく円安も影響していると思うのですけれども、そういった状況で農家の支援をしたいということで今回130万円ものせてあるということですので、もう一度支援の方法を説明していただきたいと思えます。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 予算書の57ページ、6款1項3目、説明欄01です。肥料飼料価格高騰対策研究支援事業の説明でございますが、これにつきましては新型コロナウイルス感染拡大、そしてウクライナ情勢、円安等の影響に伴う肥料飼料価格高騰により経済的な影響を受けております市内の生産農家に対しまして、高騰分に係る費用の一部を補助することにより、営農意欲の向上、そして農業経営の安定化を図ることを目的とするものでございます。これにつきましては肥料対策と飼料対策がございまして、まず肥料対策につきましては令和4年6月から令和5年3月までの販売見込額をJAより聞き取りを行いまして、その上昇率等を加味しまして補助を算定しております。飼料の対策といたしましては、こちらも令和4年6月から令和5年3月までの販売予想量を160トンとJAより聞き取りをいたしまして、1トン当たり4,000円で補助を算定しております。合計いたしますと肥料の対策として67万8,000円、飼料といたしまして64万円の補助を計上させていただいております。以上です。

（「ちょっと訂正よろしいですか」という者あり）

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 少し訂正させていただきたいと思えます。飼料対策のほうでは、対象期間を令和4年4月からというふうに検討しております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。宜野湾市内の農業、畜産農家が本当に減っていく中、できるだけそういった食料の自給がという運動もありますから、どうにか形を変えてでもよろしいから進めていかないといけない、そういった形で農家支援もあると思うのですけれども、しかし、それ以外に市全体が市街化区域で、真ん中のほうに普天間飛行場がありますから、なかなか市内で農地を、農家を増やすというのは難しいかもしれないのですけれども、あるいは市内では田いももまだありますし、参入して増やす土地のものでもありますので、ぜひそういった支援をやっていただきたいのですけれども、まず肥料のほうですけれども、JAからの聞き取りの結果、多分肥料の出荷額に合わせた値上げ分だと思えるのですけれども、そういったあるいは飼料でも、その月の聞き取りの生産農家への出荷の分だと思えるのですけれども、これは聞き取りの中でそういったどれくらいの量を6月から3月までに出荷しているか、あるいは飼料を持ち出したら3月までに出荷しているかというふうな総量のほうも皆さんはJAのほうからは聞き取りをちゃんとしてあるということですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。肥料につきましても飼料につきましてもJAのほうと販売見込額、見

込み量など確認をして、今回算出しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その中で今回の価格の補助金ですけれども、農家の肥料とか飼料とかを利用している農家の数というのも皆さんは聞き取りの中に入っていたのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今、手元には、農家の数はちょっとお答えできませんので、もしよろしければ回答を後ほど報告させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これはよろしくお願ひします。やはり本当に数少ない農家、畜産農家ですから、私はしっかりと手厚い支援のほうが必要だと思います。

それから、もう一つお聞きしたいのは、これも緊急対策事業ということで、先ほど担当者のほうから追加資金の交付決定が今日あったということで報告ございましたけれども、こういった緊急対策補助金も光熱費以外の支援事業の分を先ほどの交付金の範囲内に入っているのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 大変申し訳ございません。訂正をもう一度、もう一つ訂正をお願いいたします。肥料対策の対象農家としては66農家、飼料対策につきましては16農家を対象としております。大変申し訳ございませんでした。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 我如古盛英委員の御質疑に対してお答えいたします。先ほど私が答弁保留の際お答えしたのが、普通交付税の追加交付について答弁申し上げましたけれども、57ページの肥料飼料価格高騰対策緊急支援事業の財源としましては、先ほどの普通交付税の追加交付ではなくて、上のほうに財源充当されております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金132万円、10分の10という形で財源措置をしている状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以上でございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 先ほど産業政策課長から農家数の答弁がありましたけれども、大山の田いも生産農家とか、あるいはレンコン栽培、そういったところにもこれは支援がされているということでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今回、市内の生産農家を対象にしておりまして、JAの組合員となっている農家さんが対象となります。ですので、個人栽培の範囲の方は対象ではございません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あくまでもというか、JAの組合員の農家への支援ということですね。そうすると、JAの組合に入っていない農家というのは何件くらいあるか把握されていますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 市内で営農をなさっている、農業経営をなさっている方々は、ほぼ農協のほうに、JAのほうの組合員になっているというふうにお伺いしておりますので、個人で営農、経営活動をなさっている方

がどれくらいいるかは、ちょっと把握はしてございません。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ちょっと関連しまして、同じ6款1項3目、01の肥料飼料価格高騰対策緊急支援事業ということですが、今の農業は肥料とかそういうものを使わないけれども、そういう自然栽培をやっている農家に対する補助金というのはないのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今回、肥料対策のほう、国のほうからの補助もございまして、その際の条件が減薬、減農薬、それと計画を持っている農家さんへの支援策を行ったりしているのがございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 減薬というのは、使っていて減らすということですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 国のほうとしましては、化学肥料の使用量の削減というのが目標というふうに限られておりますので、こういった肥料を使われる方への支援という形になります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 つまりオーガニックということで使わない農業に流れているのですけれども、それをやっている、農薬を使わないとか肥料を使わない、そういう方々に対する支援はないのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 国のほうで行っている補助のほうで、こういった堆肥の利用か有機肥料の利用とか行っている取組のメニューを2つ以上行う生産者への補助メニューというようなことを行っておりますので、そういった形で目標は達成していくという取組となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ちょっとそういうオーガニックを目指してやっている方が多くて、その支援がもらえないということを聞いたことがあるので、特にそういうのをお聞きしたいなと思いました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、休憩いたします。職員の皆さんは、また入替えありますので、委員の皆さん、10分間休憩いたしましょう。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時38分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時50分)

○石川慶 委員長 続きまして、8款土木費、9款消防費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 よろしくお願いたします。資料番号が18、19にかかっているのですけれども、横長の図面が入った資料なのですが、中原33号道路整備事業、補正予算書60ページなのですけれども、4,500万円減額、

減額理由もそれに記述されているのでよく分かりました。市道11号と公民館の工事の競合を最小限にするためにとあるのですけれども、ちょっとお尋ねしたいのは、補正減をした場合に、この中原33号の総事業費は、予算書まだ見ていないので総額がちょっと分からないのですけれども、それが4,500万円減額をして、公民館等の建設事業の競合を外して、また新たにいつの日か補正が発生するのですか。この予算の流れというのがよく分からないのです。今回、減にしますよね。この減にするというのは、公民館との競合工事を避けるために、それも分かります。そういった場合、補正減にした場合、新たに33号の道路を造成してくれる、また新たにいつの日か補正増の請求が出てくる、提案が出てくるのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 桃原委員の御質疑にお答えします。中原33号につきましては、当初から令和4年、令和5年、2年間の工事の予定で事業を進めているところでした。今回、令和4年度分が、この理由によって少し縮小されるということで、当然令和4年度やりたかった部分が今回減になっているわけですが、そちらについては令和5年度に併せて予算要求して事業をやりたいということで考えていますので、今回新たに、何かまたこの工事の中で何かしら補正減が出ることはあるかもしれないのですけれども、今の減をまた何か今年度の事業で増にしてあるとかではなくて、それは次年度、令和5年度の中に併せて発注というか、令和5年度にまた改めて予算を取って事業を執行していくというような流れで考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この学供施設の建築事業と、中原33号の道路建設事業というのは、もう時期的に、計画的に一緒になるというのは当初から分かっていたことなのです。そうすると、市道宜野湾11号ができた影響で、いろんな好影響、向こうがにぎやかになる、あるいはおうちも造られるだろう。それに接続する国道330号と市道宜野湾11号の接続というのを考えていくと、いろんなものが派生する。その上に、さらに中原公民館も新築するとなったら、あちらに住んでいる方々は多分大変です。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回の工事のいわゆる縮小というか減額については、中原公民館の当然建設との兼ね合いもあるのですが、やはり一番大きなのは今年度用地を取得して事業をスタートするというので、いわゆる用地取得の年度と、今年度の工事はかぶっているというところがありましたので、そのやはりいわゆる補償関係、用地等関係がちょっとまだ進んでいないところもございますので、全てが公民館だけということではなくて、公民館もその要因ではあるのですが、今委員おっしゃったように、その工事が入ることは前もって分からないわけではなかったわけですが、そういったことの取り合いも含めて、今回、今年度の分については少し縮小させていただくということで、補正減を出させていただいているというような内容になっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 いただいた資料で赤く塗られている、これは令和4年度工事第1工区とあるのですけれども、ここはもう実際に工事が始まっているのですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 この1工区と図面に示しているところは、今年度工事発注をしました。ですけれども、ちょっと入札不調になっておりまして、再入札とかその辺を今ちょっと検討しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今議会、よく入札不調という言葉が出てくるのですけれども、先の答弁で資材の高騰とかいろいろあったのですけれども、今説明された入札不調の原因というのは何なのですか。

○**石川慶 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 資材の高騰等もありますけれども、今回のこの事業については、それも今の時期で見込んだ設計を行っています。ただ、業者の今回の辞退の理由は、やはり少し後半ぎみになってきているというところはあると思うのですけれども、もう他の工事を取っているとか、下請がなかなか見つからないというような理由です。

○**桃原功 委員** 業者さんの都合。

○**建設部次長** はい。業者のほうの都合で辞退が今回出ていると。特に積算とかが何か合わなくてというような辞退理由は確認できていないのですけれども、どちらかという手持ち工事がもう大分持っているとか、あと下請がなかなか、どうしてもやっぱり下請業務というのが出てきますので、そういった業者がもうほとんどいろんな事業に入っているというところで、なかなか確保できないという理由が主な理由だというふうに確認をしております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく分かりました。地域住民の方々の生活環境の変化というのはいろいろ出てくると思うので、その辺はぜひ配慮していただいて、配慮されていると思うのですけれども、ミスのないようにぜひ頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

次、消防のほうをお尋ねいたします。64ページをお願いします。64ページに1目の説明番号01番の職員給与の上に宜野湾市救急救命士人件費助成事業3,200万円というのがあるのですけれども、この説明をいただきたいのですけれども、説明の前に財源の内訳が、一般財源が3,056万8,000円減額されていて、国庫が3,200万円、これ取り替わっているのですか。これはどういうことなのでしょう。後から国庫補助が出るということが確約されていて、こういうふうに財源を変えているのか、そのことも含めてこの事業の説明をお願いします。

○**石川慶 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。今64ページの9款1項1目の国庫補助、宜野湾市救急救命士人件費助成事業3,200万円、関連してすみません。18ページの15款2項10目防衛施設整備国庫補助金、その3節です。特定防衛施設周辺整備事業、いわゆる9条交付金と言われているものがございまして、その約5,000万円の増額が二次配分でございました。その割り振りで、先ほどの事業があるのですけれども、その中で上の例えばこども医療費ですと事業の執行に合わせて減額なのですけれども、その説明欄3つ目の丸に宜野湾市救急救命士人件費助成事業3,200万円、9条交付金が救急救命士の人件費に充てられると。

○**桃原功 委員** 人件費に充てられる。

○**企画部次長** はい。というのがございまして、その事業に対して、今回、当初充当の配当額は1,000万円でしたけれども、当初予算。そこに3,200万円の補正をしまして、総額4,200万円充当しているというもので、この64ページの上の3,200万円の説明となります。要するに、職員給与の救急救命士の人件費のほうに充てているというふうに理解していただければと思います。以上です。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ですから、当初は一般財源で支出する予定が、後で9条交付金で賄えるということが下り

たのかな、それともその辺の流れというのは。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 桃原委員おっしゃるように、当初1,000万円、残り当然単費という形なのですが、二次配分でこのように追加交付がありましたので、その充当を3,200万円増額して、4,200万円にやって単費を生み出したという形の流れとなっております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 当初1,000万円で、3,200万円今回補正替えて、4,200万円という数字はどこから湧いているのですか。ここでいう4,200万円という数字は、どうやって出せるのですか。

(「これは出てこないですよ、補正が抜けたから、補正分だけですから」という者あり)

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 64ページの中で4,200万円は出ていませんけれども、当初予算の最初の充当の給与のところの国庫補助のところについては1,000万円という記載があって、今回、3,200万円は補正6号の部分として載せていますので、この4,200万円というのは、この6号の中では記載はございません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、9条交付金は、この救急救命士人件費に充てることができるということは、ほかの人件費にも充てることはできるのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 9条交付金に関しては、あと幼稚園のものと、この救急救命士の2件だというふうに認識してございます。

(「保育所ではないですか」という者あり)

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 失礼しました。保育所の人件費、あと救急救命士、人件費の確認については、保育所と救急救命士だと認識しているのですけれども、再度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、次長がおっしゃったように、保育所だったり、そういった救急救命士以外にも充てることができるということで認識します。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ちょっといいですか。実際にこれ救助を充てるときに、人件費に充てられるというものが資格者という形、一応条件がございます。この条件に合った人件費に対しては、充てても構わないということになってございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 保育士と救急救命士、そういう資格者ですね。僕が懸念するのは、救助交付金から人件費に充てることはよしとします。よしとするのだけれども、これいつまで続くか、いつまでもらえるのかという担保、保証がないではないですか。掲載をして、では今回下ります。こういった資格があったら出しますというふうに皆さんが予算取るのが上手だからなっているかもしれないけれども、しかしこれがいつまでもらえるのかというがあるので、あまりマイナス思考のお話はしたくないのだけれども、予算のことだから

どうなるか分からないので、もしこれが、いや、今回は宜野湾市からではなくて、別の自治体からも要求出ているからとか、これがなしになった場合、そのときの人件費の補填はどうするのかというのもまた新たな問題が出てきますので、その辺の見解というのは皆さんどういうつもりでいるのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 毎年、このように防衛の9条交付金いただいているわけですがけれども、申請に関しては前年度ベースという形で防衛のほうにお願いをしているところでございます。当然額がもらえるようにということで、市長のほうも毎年要請をしながら、この救助の確保に努めているのが現状でございます。あと、先ほど救急救命士に関しては、国家資格という形で条件がついているということで補足しておきます。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この救急救命士においては、救助交付金から人件費に充てられるというのは、いつからもらっているのですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。救急救命士の人件費に救助交付金を充てている期間につきましては、令和2年度から開始をしております。以上でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、令和2年、令和3年、令和4年、3年間連続していただいている。令和5年度分をまた請求していくということはどうでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今、そのように予定してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、今度はそれを救急救命士の補正事業、救急救命士は宜野湾消防に何名ぐらいいらっしゃって、これ令和5年も請求していくということですがけれども、皆さんの定数はありますよね。これはほぼ全消防職員は取るべき資格なのですか、持っていることに越したことはないと思うけれども。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。先ほど企画部次長のほうから御説明があったとおり、救助交付金に充てられる人件費につきましては、国家資格を持っている方という限定がございますので、救急救命士のみにこの交付金が充てられるということになります。現在、現場サイドで活動している救急救命士は33人、全体で38人という状況でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 資格を持っている方が33名で、全体で38名ということですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。今回、交付金の対象となっている救急救命士は33人でございます。残りの5名につきましては、指令センターとか、あるいは本部勤務、直接救急等に携わらない職員が5名います。この5名につきましては交付金の対象とはならないので、全体で38人、交付金の対象となる救命士のほうが33人ということでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、宜野湾消防の職員何名でしたっけ。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。現在96人でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 96名にしたって、約3分の1が資格を保有している。ですよね。この33名分の人件費が、この予算で賄い切れているということなのですか。この3,200万円で賄い切れているということなのですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。当該交付金を令和4年度の事業費として令和4年11月1日から令和5年3月31日までの間に33人分の事業費として約7,000万円を見込んでおりまして、そのうち4,200万円を交付金に充てるということでございます。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 9条交付金をこのように人件費に補填できるのだったら、どんどん活用していくべきで、さっき補助金がなくなったらどうしようということで質疑をしましたがけれども、こうやっていただけるのだったら一般財源からやらなくて、どんどん活用すべきだと思うのですけれども、これ全員分、救急救命士資格を持っている方々の人件費の全額を請求というのはできないわけですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 9条交付金でやっている事業が全部で10事業。

○桃原功 委員 10事業。

○企画部次長 はい。先ほどの子ども医療費助成事業とか、そのほかにも救急救命士、あとごみ処理委託とかそういった形で10事業ですので、この10事業に幾ら充当したほうがいいかということについては、先ほど減額した子ども医療費とかありましたので、そこを見計らいながら充当額をこちらのほうで決めて配当していくという形でさせていただいております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これはこうやって普天間基地がある影響で9条交付金等も活用できていると思うのですけれども、他府県に基地がある自治体、例えば岩国市とかだったり、あるいは横須賀市だったり、こういうふうにこの制度を活用して資格保持者には人件費に充てている、それは今分かりますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 他府県の部分までについてはちょっと把握できていませんけれども、先ほど救急救命士、令和2年度からという形で、いろいろ要綱の確認とかそれで充てられるという確認をして、今回、人件費に充てているわけですが、先ほど御説明したとおり、救助交付金では10事業させていただいておりますので、桃原委員がおっしゃるように当初は当然一般財源も入れながらやっているのですけれども、この追加された場合については、一般財源を生み出すという形で充当割合を変えて、できるだけ交付金を活用するように事業に対して充当しているというふうに認識していただければと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。この10事業の資格保有者の一覧表って資料として頂けるのでしょうか。できれば救助交付金だけではなくて、ほかの事業の防衛関連予算も併せて資料として頂けたらお願いできますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○**企画部次長** まず、全てが資格とかではなくて、今人件費に充てている部分もありますけれども、先ほど言ったごみ処理委託事業とか、当初予算を見ていただければ把握できるかと思うのですが、全部で10事業あります。34ページになっています。すみません、当初予算です。当初予算の今お話されていたのですが、当初予算の34ページ御覧ください。そこの34ページの15款2項10目のところで、節で3節、特定防衛施設周辺整備事業費がありまして、5億5,156万2,000円ということで、これ数えたら10事業あると思います。それぞれに当然充当の数字を入れていまして、先ほど説明した上から7つ目のところに宜野湾市救急救命士人件費助成事業、先ほど言ったこれ1,000万円充てています。今回、補正でさらに二次配分で5,000万円強のものがございましたので、その増えた部分を救急救命士のほうに3,200万円追加しまして、全体で4,200万円。先ほど消防次長のほうからも説明あった事業費としては当然11月1日から令和5年3月31日までということ約7,000万円あるのですけれども、その分の9条交付金は4,200万円を充当していると、残りは単費だというふうに理解していただければと思います。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この当初予算の34ページの特設防衛施設周辺整備事業の5億5,000万円、今回3,200万円の増額追加です。なぜ追加になる運びになったの。皆さんの予算折衝の努力の成果なの。

○**石川慶 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回の補正の歳入の18ページの15款2項10目のところの3節のところ、今回の補正5,000万円になっています。その分の見ただけなら、右のほうに救急救命士の分で3,200万円、プラス、マイナスございますので、そういった部分で救急救命士のほうには3,200万円を充当する。当然要請等を行って、9条交付金の増額に努めているところがございますけれども、こちらがどのような理由でということの記載はございませんので、二次配分でこれだけの金額の交付がされますという通知が来て、それに基づいて今回補正を上げているというふうに御理解いただければと思います。以上です。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 向こうから通知が来たって、こういう増額の通知は大変うれしいことなのだけれども、次長は謙虚なのか、あまり私たちが予算をちゃんと請求したというふうには言わないけれども、なぜこうやって増額になったのか私知りたいので。

○**石川慶 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 増額になった理由を細かく説明されている、記載されている文章、そういったことはございません。存在しない。その要請をして、例えば5,000万円今回増額されているわけですけども、先ほど言ったように毎年それがされるかどうかというその保証もございません。なので、毎年要請、今回いただいた額並みのお願いを市長はじめ要請をしながら、9条交付金の確保に努めていくというふうに御理解いただければと思います。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** たくさん取れるように頑張ってください。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○**上地安之 委員** 2～3点御質疑をさせていただきます。まず初めに、60ページ、中原33号、当初予算額もその額になっているのですか。

○**石川慶 委員長** 建設部次長。

○建設部次長 上地委員の御質疑にお答えします。当初予算での工事費の当該議決予算は7,534万5,000円ございましたので、今回、必要になるのが3,030万8,000円ということで、今回の補正で4,503万7,000円を減額にしているというところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 4,500万円分の工事費用を落とすというのは、残りの3,000万円は工事が進んだということですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 先ほど提出してあります18、19の資料がございますが、この赤の部分については今年度で一応工事を実施したいというところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 用買交渉とかうまくいなくて工事が入れなくて、残りの工事費4,500万円も補正増ということだと思うのだけれども、そしてその予算については、落とした後、新年度にまた再計上するというような説明がありました。今年度は、もう全く金もないというふうに判断したということですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今、時期がもう12月に来ておりますので、これからの用地の交渉の状況でございますけれども、そちらが解決したとしても、工事としてスタートするには少し工期的に厳しいということもございまして、現行の部分という形を実施する予定です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これ用地交渉もこんなになっているというのは何筆ですか。地権者何名ですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 前年度から繰越しで、今回用地費を今年度執行しているのですけれども、8筆のうち6筆を購入して、あと2筆で令和5年を予定しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 あと2筆が難航しているというふうなことですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 話合いはしているのですけれども、ちょっと残地の関係で、難航はしていないのですけれども、話合いに時間がかかっているという状況です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この事業費というのは、前年度計上、そして繰越しをしたものですね、前年度計上から。そして今12月に落とすと。そして、新年度の4月に再契約をしている。予算が上る以上に、これ予算というのは単年度が基本なのです。そして、もちろん次年度繰越しで使える。ところが、その翌年には、事故繰越ということになるのです。それからすると、この事業、今回落としたというものの、そのような事故繰越等にかかる部分はないのですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回の中原33号の整備事業については、9条交付金を充当させてもらっているのですが、先ほどから話のある10事業に9条交付金を充てていますので、その辺での配分を財政課と調整しまして、できなかった分はほかの事業に充当してもらって、ではまた令和5年度に計上してもらおう形に調整しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 いずれにしても用地交渉をしっかりやった上で、落としたこの予算を令和5年度また再計上して、工事をやはり進められるようにぜひとも対応していただきたいと思います。これは以上です。

62ページ、公園費のていちが一公園整備事業（補助）、人件費は基本的には単費、一般財源なのです。ところが、特殊勤務を要する職員については、先ほどの消防団に、あるいはまた幼稚園職員にも充てられたのではないかなと思っていますが、保育士、その専門職について9条調整交付金が入件費に充てられるというような要綱をつくられているのですよ、皆さん方が。そこで、再任用職員、補助が充てられているのです。この再任用職員の補助数というのは、何人ですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 上地委員の御質疑にお答えします。先ほど来出ているのは、9条交付金の活用の使途について特殊な勤務です。こちらについては、通常の事業の事務費については、通常の一般職もしくは臨時とかの会計年度職という職員、いわゆるこの事業に従事する職員の事務費には充当できますので、それが充当されているということでございます。9条交付金とは違いますので。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 9条交付金ではないということは十分理解しています。当然です。9条交付金は充てられないですよ、特殊勤務ではないから。一般的には職員の給与形態というのは、一般財源なのです。これは区画整理事業の特別会計の中の職員には、その補助金も一部が使えるというような仕組みなのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 御質疑にお答えします。今回の場合は、これも防衛事業でございますけれども、通常の事業費の事務費については、職員の給与、いわゆるそのその事業に従事する方の事務費には使えますので、それは一般職であろうと、また会計年度、いわゆる臨時職であっても、これは充当することが可能ですので、そちらを充当しているということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これどこの補助金ですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 こちらの歳入については、18ページ、15款2項10目の2です。民生安定、防衛補助ですけれども、民生安定施設整備事業費、こちらにていちが一公園整備事業費の6万1,000円を計上しておりますので、民生安定のほうの事業を活用しているというところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 理解できました。つまり国庫補助金を活用した事業に対して、その一部を人件費に充てることができるということですね。分かりました。事業に絡む人件費ということですね。通常の一般職員の人件費の対応方と違うということですね。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ただし、大体補助要綱の中で例えば事業費の5%とか3%までとかということで決められていますので、実際はいろいろといわゆる単費のその他の事務費というのは、そういった職員の給与だけではなくて、その他もろもろの事業の中での単費のものにも充てたりしますので、そういった枠の中で、例えば事務費もらっているのですけれども、給与には充てていなくて、その他の事業に充てているというのものもあるの

ですが、今回の場合は、その事務費の中から給与に充てる分も枠が取れていたということで、こちらのほうに充当しているということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この事業の中での人件費の国庫補助の一部、そのように理解しました。

最後に確認をさせてください。消防の国家資格の特命要因の方の資格者に対する9条の調整交付金、一次配分と二次配分、今回、防衛9条調整交付金、国が配分をその時期でやってくるのでしょうか。一次配分の時期はいつなのですか。二次配分が12月中に出ていますけれども、その5,000万円というのは従来、その金額の二次配分確保もされているのかというのを。ちょっと分かる範囲でこれは結構です。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 すみません。二次配分は11月末、12月……

○上地安之 委員 二次配分が。

○企画部次長 はい。時期だったと思うのですが、一次配分、二次配分の時期については、すみません、確認をして報告させていただければと思います。あと、今回、5,000万円の追加配分があったのですが、ちょっと昨年、その前とかどのくらいの配分があったかということについては、またこれも確認して報告させていただきます。

○上地安之 委員 以上です。

○石川慶 委員長 進めてよろしいですか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 一つです。補正予算の61ページ、8款3項1目、説明の02です。都市計画事務運営費、使用料及び賃貸料が587万5,000円減額になっている。これについて説明していただけますでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。ページ61の8款3項1目の02です。都市計画事務運営費の使用料及び賃借料の587万5,000円の減額についてですが、これは複写機使用料ということになっていまして、2台、今建設部のほうで入れてございます。一つは、カラーと白黒のできる複合化、もう一つは大型の図面とかが出せる大型コピー機が入っているのですが、今回、令和4年に向けて契約をしたところ、昨年度、いろいろと見積りをもったり、実績の単価から比べたら、例えばモノクロ、白黒のコピーの料金が1枚当たり3円だったものが、今回0.7円、カラーが15円から4円、大体約4分の1ほどに落ちましたので、これはいわゆる入札での応札に応じてなのですが、そのために当初予定していた700万円近くの予算を持っていたのですが、この差額として今年度だけで587万5,000円の差が出ましたので、今回、これからの利用からすると、そこまで達しないということで減額を提案させていただいたというところでございます。入札残という形です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。分かりました。

○石川慶 委員長 進めてまいりましょう。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、説明員の入替えをしますので、これで一時休憩いたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時31分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時38分)

○石川慶 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

続きまして、10款教育費、2款総務費の一部、市民会館費については、一括して審査を行います。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 よろしくお願ひいたします。70ページをお願いいたします。10款5項7目の学習センター費の説明番号03番のICT機器活用推進事業の備品購入費が減額になっているのですけれども、減額の理由と説明をいただけますか。

○石川慶 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○GIGAスクール担当主幹 今御質疑がありました10款5項7目のICT機器活用推進事業、備品購入費の減額理由について御説明いたします。こちら本年度、令和4年度予算におきまして、小学校と中学校の電子黒板の入替えと追加整備をしたものでございます。こちらこの事案に係る予算2億1,656万8,000円に対して、5月に入札を行い2億581万円で落札執行しました。そのため、その不用額1,075万8,000円が生じたため、今回、補正減としております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 当初予算の2億2,000万円ですよね。分かりました。当初予算285ページの2億1,600万が入札等にかかって、1,000万円の不用があつたりして減額ということで、ICT電子黒板の活用自体は学校現場ではうまく機能されているのですか。その辺の状況もお伺いできますか。

○石川慶 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○GIGAスクール担当主幹 まず、電子黒板です。本市では平成28年に、まず中学校に対して全ての当時の教室に対して電子黒板を入れております。令和元年度に小学校の約半数の教室に電子黒板を整備して使っていただいております。学校としましては、これらを基に様々な教材を映したり、あとは指導者用デジタル教科書などを用いて子供たちに分かりやすい授業を進めておりました。今回、令和4年度の入替えと更新につきましては、中学校の電子黒板が活用から6年以上経過しまして、メーカーも保守ができないということで……

○桃原功 委員 何のメーカー。

○GIGAスクール担当主幹 機器のメーカーが、これ以上もう部品がないということで保守ができないということで、全て入替えをしております。令和4年度の教室に応じて少し増やした状態で入れ替えました。小学校につきましては、残り半分の教室に対して追加整備をして、全ての普通教室、特別支援教室、あとは特別教室、理科室や音楽室などに対して今設置して、活用していただいております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 特にこの2年半等のコロナ禍においての電子黒板を活用したもの、また特徴的なものがあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 従来、電子黒板、先生たちのパソコンにある様々な教材を映して、子供たちに分かりやすい授業を展開しておりました。さらに、今回G I G Aスクールの機械が導入されたこと、またコロナで密を避ける観点から、オンラインを使った他校との交流であったりとか、または全体集会、本来であれば体育館とか集まって通常の全体集会をしています、これらも各教室にある電子黒板を活用して、校長先生が校長室からライブ配信をするような形で活用してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。よく分かりました。金額の大きなものというのはあまりないような感じも受ける。1点、金額大きいがありました。今回の1,000万円の減額において、これは財政課長にお尋ねしたいのですけれども、1,000万円の減額の行き先というのはどうなっていますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 補正予算書70ページ、10款5項7目、説明欄03のICT機器活用推進事業の1,075万8,000円の補正減、これがどこに行くかということですが、これは補正減の一般財源の減となりますので剰余金となります。この取扱いにつきましては、剰余金の扱いでございますけれども、補正予算書の25ページをお願いいたします。25ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金5億2,200万円の繰戻し減でございます。先ほどの1,000万円の減については剰余金という形になりますので、財政調整基金に繰戻す基金に戻していくということによって財源調整を図っております。今回、財政調整基金は5億2,200万円の繰戻しでございますけれども、この要因としましては午前中に審議がありました市税が3億8,000万円の増ですとか、あと歳出においては不用額の減など先ほどのICT機器推進事業の1,000万円の減以外にも補正減が多々ございますので、そういった財源のほうを財政調整基金のほうに繰戻すということで、財政調整基金の残高は結果的には増えていくという形になってまいります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。ありがとうございます。

続いて、66ページのほうへ行きます。66ページの公立学校・幼稚園のこれまた光熱水費6,700万円のものについて議論しますけれども、現在、沖縄電力に電気代というのを支払っていると思うのですけれども、他の電力供給会社と契約している地方自治体もあるというふうに認識しているのですけれども、そういった今回はいろんな要因が加味されて、このような電気料金の高騰になっている。6,700万円、本庁舎のことも入れたら1億円近いですよ、今回の補正だけで。非常に憂慮する事態だと思うのですけれども、沖縄電力さん以外のところから電気を購入するという自治体も今出てきているのですけれども、この辺は皆さんこれまでに検討されたことはあるのでしょうか。

(「どちらに確認しています」という者あり)

○桃原功 委員 答弁できる範囲でいいです。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 款項目関係なくということでありましたけれども、沖縄電力以外の電気について、実際に売り込みに来たり、窓口に来たりはしていますけれども、いろいろ見積りをいただいたり比較検討をしたり、議論したことはあります。本市においても。庁舎とも。ただ、実際に安定供給とかそういったところが非常に気になる場所もございましたので、まだそこに替えるとか、そことの契約とか、そういった話にまでは

いきません。ちなみに、他自治体において契約しているというのは何市かあるようではございますけれども、そこにおいても全公共施設をしているのではなくて、一部とかというのは聞いたことはあります。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これだけ電気代の高騰というような事態になると、何らかの方策というの、これはエネルギーというのは昔から言われていたことだとは思いますが、火力発電以外を使用して、宜野湾市の屋上にもソーラーパネルついていますけれども、規模がどうしても小さいので賄えるものではないと思うのですが、しかし全体的に1億円近い電気代が高騰しているのを考えると、そういったこともやっぱり併せて考えていくべきではないかと思うのですが、ほかの自治体の、今次長がおっしゃっていましたけれども、さらに研究していくべきではないかなと思うのです、これだけの電気代のことを考えると。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今の提案というのでしょうか、出たものに関しては、県内であって、県内においてはそういう企業が倒産したりというニュースも伺ってはいますので、やはり先ほど説明したように安定的に電力供給ができるというのも一つ大事なのかなというの思っております。ただ、ここに関して確かに企業努力でできるところがあれば、もちろん比較検討して経費が安い上に安定して電力供給できて、保守体制が整っているとか様々確認しないといけない事項はあると思いますので、これについて一概に検討しないではないのですが、そういった企業さんがあればしっかりと検証はしていきたいと思っております。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 お願いします。71ページです。10款の3目給食センター費についてなのですが、給食センターの件についてはいろんな問題出てくると思うのですが、12節の委託費、これについてはほかの学校施設等は光熱費ということでやられているのですが、委託料になるのですが、実際今の委託料ということなのですが、どういう理由で5万2,000円の増額なのでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 我如古委員の御質疑にお答えします。10款6項3目です。02番の給食センター維持管理費委託料5万2,000円の増額に関しましては、3つございます。その中で厨房設備保守点検業務委託契約に係る執行残、こちらのほうが75万1,000円の減、学校給食センター警備業務委託手当による執行残、こちら513万5,000円の減、あとは生ごみ回収処理委託料の補正増、こちらが193万8,000円の増がございまして、全体で5万2,000円の増となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そうですか。委託料ですから、やはり給食センターの電気とか燃料等を使っているのかなと思っていたので、これも入っているのかなと思ったのですが、そういったものの補正はなくても済んだということですか、お伺いします。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 光熱水費については、増額はありません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、いいです。

次は、朝ちょっと質疑した点なのですが、26ページです。諸収入、雑入の件なのですが、21款5項雑入、幼稚園の教諭の人件費は、私はほとんど市のほうで賄っているのかなと思ったのですが、

そうではなくて、こういった形で県のほうから派遣をされるということなのですけれども、もう一度派遣幼稚園教諭人件費について説明いただければと思います。お願いします。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 21款4項5目の上から2番目の丸です。派遣幼稚園教諭人件費731万3,000円の増でございますけれども、こちらは沖縄県の教育総合センターに研究主事として教育委員会の幼稚園教諭を1名派遣しております。派遣期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間なのですけれども、その教諭に係る人件費を市のほうで、給与等なのですけれども、市のほうで払っている分について、実績に基づいて県が負担金として払込みを行う、納付を行うというもので、1年間分の幼稚園教諭の給与分ということになります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 派遣というのは、これは沖縄県内で、そういった県からの要請とかがあるのですか。それと、派遣される教諭というのは、もちろん宜野湾市の正職員ということでしょうか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 県のほうから要請があり、持ち回りで各市派遣を行っているようでございます。宜野湾市では直近では平成26年、27年に例があったというふうに聞いております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これは県からの要請ということで、目的が何なのかがちょっと教えていただきたいのと、それから市から幼稚園教諭を派遣するわけですから人員不足になるのですけれども、その補充というのはどういうふうな形でやられているのでしょうか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 申し訳ないのですが、ちょっと今資料を持ち合わせていないので目的についてはよく分からないのですが、幼児教育の担当としての派遣を求められているというふうに聞いております。派遣をいたした際の未配置分になるその分については、会計年度任用職員の幼稚園教諭の資格を持った方を求めて、そこに補充するような形で行っているのが現状です。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。県立総合センターの研究主事ということで、2年間、研修のほうを行って、やはり幼稚園教諭というのは、その現場、現場でしかないので、スキル向上のために、先ほど教育部次長からあったような形で、持ち回りで派遣して、完璧な業務の視点を持つために2年間研修で行くみたいな形で出向、県のほうに行っているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 伊波であります。66ページ、10款1項3目02、もうちょっと教えてください。指導事務運営費でございます。会計年度任用職員の報酬があるのですが、これ何人分になっているのか。そして、委託料というのがあるのですが、こういった形で、結構金額が大きいのですが、こういった事業を新たにされたのか、それと何を委託したのか御説明をもらいたいと思います。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○**指導部次長** 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。10款1項3目02の指導事務運営費に関する会計年度職員の報酬の部分に関しまして、大変申し訳ないです。人数までは今ちょっと答弁申し上げることできないのですが、職種として図書館司書であったりとか、施設管理員であったりとか、学校配置の市費事務であったり、指導課の事務であったりとか、そういったところの時間分の増でございます。それから、委託料に関しましては、今議会で提案しています行政財産使用料の条例の改正の部分で、令和5年度までに駐車場使用料に関する委託料のシステムを利用して開発して、口座引き落としであったりとか管理をするための委託料としてシステム導入費とか、クライアントの台数とか、そういったもので588万5,000円を新規に計上しているところでございます。

○**石川慶 委員長** 伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** ありがとうございます。今の委託料というのが、先ほど来出ているのが駐車料金の管理システムを作っていくということでもう一度確認しますが、結構大きな金額が委託料としてかかるので、これは宜野湾市で働いている職員で何名いるのですか。宜野湾市で働いている教職員、トータル何名いるのですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 今、令和5年度からの学校駐車場使用料の対象になりますので、おおむね800人の教職員の方々から使用料を徴収する予定でございます。

○**石川慶 委員長** 伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 800の方々が駐車場の使用料という形で、集金という形でしょうが、納めてもらうという形だと思うのですが、本当はこの委託料の場所は、委託料がこの金額すごいのですが、これは例えばですが、こういうシステムをつくる時は入札みたいなものになるのですか、それとも提案型になるのですか。使用料というのが分からない、委託料で500万円ということで、800台のために集めるのにこんなにお金かかるのだと。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。委託料の部分に関しましては、今588万5,000円を計上してございますが、3者のほうから見積り等を聴取して計上してございます。ただ、この部分に関しましては、先ほど申し上げたとおり800名の人数から13小中学校、幼稚園も含めてなのですけれども、徴収することになりますので、仕様書等、そういったところを予算で認めていただいてから、ちょっと入札にはなじまないと思っておりますので、この辺の予算を認めていただいて、仕様書のほうを調整しながら、今回、委託先のほうを選定していきたいというふうに考えてございます。

○**石川慶 委員長** 伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 予算をしっかりとつけてからしか発注できないとは思っているので、執行状況を見ていきたいと思っております。ありがとうございます。

○**石川慶 委員長** 次、質疑のある方。宮城克委員。

○**宮城克 委員** 一点だけ参考までに、もし重複していたらすみません。参考までになるので、ちょっと戻るのですけれども、見るだけでいいです、確認で。64ページの例えば9款1項1目説明04の消防庁舎の光熱水費が多分増額だと思います。66ページの10款1項4目の学校庁舎も光熱水費が増額だと理解しております。そこで71ページの、ここさっき聞き違いでなければ、給食センターの維持管理費の中で光熱水費が増額ない

とさっき答弁あったと思うのですけれども、素朴な疑問です。給食センターなどで、相当水、電気使うのではないかなと理解していますけれども、今回増額がない理由は。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 そうですね。年間の予算を確認したところ、金額を入れていっても減にはならないと、トータルして。

○宮城克 委員 賄い切れている。

○学校給食センター所長 はい。

○宮城克 委員 確認です。上がっているのは間違いないということなのですね。

(「上がっているというのは」という者あり)

○宮城克 委員 電力費とかその辺。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 その予算組みしたもので賄い切れるということの理解でよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 当初予算の金額でできるということです。

○宮城克 委員 ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 補正予算案の69ページ、10款5項3目の説明で03です。基地内遺跡ほか発掘調査事業、会計年度任用職員報酬ですが、当初8,000万円組まれていて、また増額になっているのですけれども、基地内の事業とてもうまくいって、うまく進んでいて必要になったのか、それとも困難を極めて予算を組んでいるのか、どちらでしょうか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 この部分に関しては、人勸による時給の増額分となります。その人員は6名が対象になります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。大変だと思いますけれども、頑張ってもらいたいと思います。

もう一つです。同じ10款5項3目04、同じ69ページです。西普天間住宅地区埋蔵文化財緊急発掘調査事業というところです。ここは当初予算1億8,900万円ほど組まれていて、また増額になっていますが、今の西普天間地区は開発もしながらなののですけれども、それはやっぱりどんどん事業がうまく進んでいるということでしょうか。それとも難航していらっしゃるということでしょうか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 これも同じく人勸による人件費増の差額分、同じく6名分になります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 同じ方々がやっているということですね。

○文化課長 いや、事業ごとに6名ずつ配置されています。

○プリティ宮城ちえ 委員 大変ですが、大切なので頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 お願いします。10款、そしてまた2款、歳出予算が特別出ていているわけではないのですが、歳入、債務負担予算、財政課から債務負担行為の対応、歳出の款が記載されたつくっていただきま

してありがとうございます。そこで、先ほども質疑がりましたがけれども、まず2款でシステム改修の委託業務やりますよね。これ当然年度内で計画をして、そして委託事業というのはいつから始めていくのか、まずそれを確認させてください。

(「どこですか」という者あり)

○上地安之 委員 36番。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 資料で出されている債務負担行為の概要についての番号が36の公金収納システム改修については、学校駐車場管理システムと連携してというところでデジタル推進課のほうで400万円上げていますけれども、これについては当然年度当初からというところでスタートするというので、このように上げさせてもらっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そのとおりですよ、予算の性質からすれば。年度内でそういう契約の締結しないと、そして次年度に継続をして、4月からそれが運営できるように、それが債務負担の性質だから。そこで年度内システム改修の契約をして、学校現場では6月からこの徴収業務の事業を進めていくというような計画を持っているのだけれども、そこで債務負担予算の中の52番、恐らく駐車場システム保守委託料というものは、先ほどシステムの改修が終わった後に徴収業務を次年度に実施するに当たって管理をしていく委託料だという認識を持っています。となると、このシステム改修が、これは年度内で契約をして、5月までに作業を終了していると。そして、6月からは徴収業務と同時に、その管理をしていくというような流れだというふうに理解をしていますけれども、そのような流れなのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 上地安之委員の御質疑にお答えします。債務負担行為補正、10ページ、駐車場システム保守委託料の部分に関しましては、先ほど申しあげました66ページ、10款1項3目の伊波一男委員からありました588万5,000円を令和4年度のほうで開発し、その開発したものを保守委託をシステムのために保守のほうで稼働を、稼働というか開発後、4月から保守を1年間してもらう予算を債務負担行為として計上してございます。開発費は令和4年度の予算で、システム保守に関しては債務負担行為で措置しているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 債務負担予算ですよ、両方とも。違う。

(「連携している」という者あり)

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 では、ごめんなさい。もう一度、債務負担行為の内容について、この資料の中で、その資料を見る限りにおいて、システム改修も債務負担行為予算、そして保守管理システムについても債務予算だという認識を持っているのです。それ間違いないですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。36番の公金収納システム改修委託料、学校駐車場管理システム連携対応に関しましては、先ほど申しあげました66ページの令和4年度予算の中で開発している委託料に附随して、徴収したものを会計課のほう……

(「財務会計か」という者あり)

○**指導部次長** 財務会計システム上と連携させながら、公金の収納の部分に充てる費用でございます。今回、66ページの委託料で載せている開発委託料に関しては、本体に係る開発費でございます。この本体の開発に係る委託料、開発後、保守が必要な部分に関しましては、先ほどの52番、駐車場システム保守委託料で計上しているところでございます。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** そうなりますと、52番の駐車場システム保守委託料でも年度内契約を実施していくということですね。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。資料の52番、駐車場システム保守委託料に関しましては、本年度進めて契約等をして、実際の保守管理は4月1日を想定しているところでございます。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 年度内契約、そして4月1日から管理、そして現場においては6月から徴収、そのように理解していいですね。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** そのとおりでございます。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 歳出予算で事業が計上もされていないのだけれども、その中身について少しだけ聞いてもよろしいですか。ちょっと確認だけさせていただいてよろしいですか。それで、以前、教育委員会のほうから徴収業務に係る事業を行った経緯も資料を見せていただいてまいりました。6月から8月いっぱいにかけて1,900万円、そして対象者が800人、その管理者、それを管理するのは教育委員会の教育長が指名する者だというふうにならわっていると思うのです。これ誰が管理するの、どこで管理するのですか。

(「指導部が管理する」という者あり)

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。学校施設使用料においては、許可を出すのは学校現場の学校長になります。使用料の管理に関しては、指導課のほうで所管するところでございます。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** ちょっとそれは遠い話かもしれないけれども、その債権そのものが公債権になりますか、私債権になりますか、どのようになりますか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 上地委員の御質疑にお答えします。今回の駐車場の使用料が公債権に当たるか私債権に当たるかということでございますが、今回の使用料は学校施設における行政財産の使用料として徴収するものでございますので、賃貸借契約で徴収するものではございません。よって、公債権に当たるものと考えております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** それで公債権の中の強制徴収公債権の位置づけなのか、被強制徴収公債権の位置づけ、どちらですか、それは。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ちょっと詳細は戻って確認をさせていただきたいと思いますが、行政財産の使用料でございますので、恐らく通常の一般の使用料と同じく強制徴収の対象にはなるかと思えます。詳細はちょっと確認をさせていただきます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 では、新たに駐車料金として徴収をして管理していく、指導部の中で管理をしていく。当然公債権の位置づけとしては、それは管理をしなくてはならないものだと思うし、そして今後どれだけの徴収が目指されるか分からない、あるいはまたそこには未納者も出てくるかもしれない。それについての対応がちょっと気になっていたものですから、それを確認させていただきました。今後、システム改修して、保守管理も委託契約をして、6月から徴収業務に取りかかる上で、管理上はまたしっかり対応していただきますようお願いいたします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 関連してお尋ねします。予算書の9ページ、債務負担行為補正の9ページの下から7段目の学校駐車場管理システム連携対応ということなのですが、午前中お尋ねしようとしたら、これはシステム改修の件なので午後の教育委員会が来たときにお尋ねするようありましたので、徴収する目的をまたお尋ねします。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。制度導入の経過と思えますので、まず市内の公立小中学校の教育区域から通勤に関する駐車料金においては、令和3年10月の使用料、手数料の見直しに関する利用方針の改定に当たり、教職員の方々から自家用車で駐車する車両に対して試験的に実施して、4月から他の市公共施設に駐車する市職員と同様に徴収を行うことが確認されましたので、本議会において条例改正の提案をし、今現時点で手続を進めているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市職員と同様に徴収をしていきたいということですね。宜野湾市においては、幸いにもどうか、無料で止められる市役所向かいの市民駐車場、市民広場があったりしていますけれども、他県とやっぱり違って、これは宜野湾市だけではなくて、沖縄県民なら通勤において車はもう必要不可欠なので、そういった意味で先生方が車を使う利用頻度というのが非常に高いものがあるというふうに思っています。通常の通勤だけではなくて、生徒のいろんなアクシデントがあったり、送迎したり、あるいは突然備品を買いに行ったり、消耗品を買いに行ったりとか、これは多岐にわたるといっては皆さんも承知していると思うのですが、うるま市の事例とか、あるいは那覇市のこれを実際実施するための弊害という言い方が適切かどうか分かりませんが、タクシーチケットが1人の先生においては1万円を超えてしまったとか、あるいは行事がその日、その時間帯に集中するたびに、正門にタクシーが集中して保護者から苦情が出てしまったりとか、いろんな事象が起こっているのも皆さんも承知していると思います。となってくると、もう例えば1万円というのが大変な金額だと思うのですが、行財政的に、行財政改革的にどうなのか、逆に支出が増えたりしないのかとも思うのですが、先生方からの意見交換とか、ヒアリングとかって何回ぐらいされたのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○**指導部次長** 導入に当たりまして、どのような形で説明しているかというところで御趣旨かと思えます。指導部といたしましては、令和3年12月の使用料、手数料の見直しに関する基本方針の改定を受けまして、令和4年1月に市校長会にて基本方針、条例改正や制度導入の日程等の説明を行ってございます。また、4月から同じく人事異動等もありましたので、校長会、教頭会でも制度の概要等をさらに説明してございます。また、実際に事務に関与する市事務に関しても、制度の概要を今年の10月に説明してございます。また、12月には、今月なのですけれども、全幼・小中学校に向けて資料も配布し、ウェブ会議にて今回の制度概要の説明を行ってきているところでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 1月の説明会、10月の説明会、ウェブの説明会、これ説明会ですよ。皆さんの多分一方的な説明ですよ。意見交換されたのですか。先生方からの意見は、意見交換会はされていますか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。先ほど申しあげました12月にウェブのほうで説明会を実施し、質疑応答等も資料のほうで提出するようというところで今確認をしております。また、全てのところから出てはございませんが、そういったところから質疑等も今出ている状況でございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** その質疑応答の中で、あるいは先生方の声というのは、どういった声があったのか、多分皆さん、ちゃんと資料として持っていると思うのですけれども、これは資料として提出できませんか。先生方からどういった声があったと。もちろん匿名でいいので、その意見として。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。こちら12月1日にウェブでの説明会を実施しております。まだ全ての小中学校から届いてございませんので、資料のほうとして出すのは、まだ集計等を出すことはちょっと難しいのですが、内容としては徴収に至ったのはなぜかとか、役所のほうで、先ほど桃原委員からもあったように、市民広場等に無料で駐車できるのにか、あとは支払い方法をどのような形で行いますかとか、多様な質問等は来ているところでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 意見交換をされて、全ての学校からまだ届いていないのに、こうやって提案するのですか。条例を改正するのですか。ちゃんと先生方の声を聞いて、やっぱりそしゃくして進めていくべきではないのですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原委員の御質疑にお答えします。市教育委員会といたしましては先ほど申し上げたとおり、令和3年10月において使用料、手数料の見直し方針の改定を受けまして、校長会等から教職員の皆様のほうにもしっかりお伝えしていただけるような形で説明等を実施しているところでございます。また、今回の徴収に当たりましては、沖縄市さんのほうにも少し事前に、どのような形で提出されたのかどうかとかも、導入された市町等にも聞いているところではありますが、これから説明会をして、手続をぜひ進めているところではございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 学校現場からそれぞれ声を回収していないのに、こうやって提案するというのは、もう頭

から徴収ありきなのかなというふうには感じないのですけれども、資料の1番、2番、4番という資料が届いているのですけれども、これはうるま市教職員から駐車料金を徴収しない理由についてとあるのですけれども、うるま市は、うるま市の行財政改革推進本部において、要は行革の一環で先生方から使用料を徴収しないということを確認したとあるのですけれども、やっぱり金額負担が生じるからうるま市はこうやって徴収しないということを決めたのではないですか。うるま市の事例も参考にすべきだと思うのですけれども、その辺いかがなのでしょう。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。こちらのほうは、本来であれば市の職員に対しましては平成26年12月議会で使用料の徴収を実施するというので、平成27年4月から徴収を実施してきた経緯がございます。また、校長会においても令和3年度に方向性等をお示しして、意見交換等もしてございます。そういったところから、うるま市さんのほうは様々な事情があるかとは思いますが、沖縄市さんであったりとか、浦添市さんであったり導入している自治体もあるかと思しますので、市教委としてはあくまでもこういった方針等を踏まえまして、校長会での説明、ウェブでの説明等をしてきて、導入のほうを今現時点で進めているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 資料で使用台数は776台と出ておりますがとあるのですけれども、もう具体的に数字も出ているのですけれども、この776台の使用料の徴収額、総額というのは幾らぐらい見積もっているのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。令和5年度のほうは、6月から制度を実施する予定でございます。その中で、現時点で776台から使用料を見込んでいるところでございますが、当然今現時点での車両台数がありますので、そこがまた車両からオートバイ、あるいは車両からバス通勤と、あるいは人事異動等もございしますので、その後台数がちょっとはつきり分からない部分がございますので、今現時点では年間1,928万8,000円を見込んでいるところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 教職員の方々でも正規の職員もいれば、会計年度任用職員もいるでしょうし、もしかしたら週1～2回しか勤務しない方もいるかもしれない。給与もばらばらだと思うのです。そういった中で一律こうやって取っていく、一律かどうか分かりませんが、取っていくというのはどうなのかなと思うので、これはもっと先生方の声もちゃんと酌み取って、方向性というのを急いですべきではないのかなと僕は思っているのですけれども。以上です。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今現時点で、制度設計として車両のほうを一月3,000円、オートバイのほうを500円という形で設定を考えているところです。桃原委員おっしゃるような形で、学校においてはフルタイムで働く方、あるいは短時間で働く方もいらっしゃいますので、それぞれの時間数に応じて2割軽減、4割軽減、あるいは時間数が短い方に関しては対象外等も含めて今検討しているところでございます。

○石川慶 委員長 よろしいですね。皆さん、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後4時35分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後4時35分)

○石川慶 委員長 審査中の議案第72号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後4時37分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後4時37分)

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は12日月曜日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時37分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年12月12日（月） 2日目

午前10時00分 開議

午後 2時50分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（10名）

総務部次長	多和田 眞満
人事係長	真境名 由誠
デジタル推進課長	金城 広郁
デジタル推進係 主任主事	目取 眞 泰哉
消防次長	又吉 清

人事課長	上地 章弘
給与厚生係長	饒平名 直
デジタル推進係長	平敷 兼一郎
デジタル推進係 主 事	比嘉 涼乃
予防課長	早川 淳

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第87号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

議案第81号 宜野湾市行政手続オンライン化条例の制定について

議案第80号 宜野湾市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する
条例の制定について

令和4年12月12日（月）第2日目

○石川慶 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第87号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第87号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第87号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いたすが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第87号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。消防次長。

（執行部説明省略）

○石川慶 委員長 それでは、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。今の説明をお伺いしましたけれども、まだちょっと理解できていない箇所があるので確認していきたいと思いたす。

3ページに送水行為は受益者負担が相当であるとあるのですが、この送水行為というのは、例えば火災のときの送水行為も入っているのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。今回、規定していますのは、消防用設備の2種類だけ、そこに検査やなんかのために送水する場合のみを対象としています。当然火災やなんかの送水というのは、対象外となります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 納得できました。そうではないと大変だよね。検査のみのときの、送水のテストということ、ちゃんと送水できるかとか、送水の距離とかそういうことなのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。おっしゃるとおりです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あと、2ページの絵を見ているのですが、消防署の方が6階、7階ぐらいまで上がって送水しているのですが、これは単にイメージ図だと思うのですが、実際テストでこういうこともされるのですか、検査で。そのマンションに入って、送水のテストってされるということですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 御質疑にお答えいたします。消防隊がこのようにホースやなんかを持って実際放水して確認を

いたします。そこに圧力計を設定して、どれぐらいの圧力が出ているかというのを確認する作業がございました。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 火災の場合の想定を考えると、実際にこうやって建物に入って検査をして、検査が不可あるいは良好であったとしておいて、実際の火災が仮に生じた場合に、こうやって入って建物内から消火をするという想定もよくあるのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 御質疑にお答えします。実際、そのような想定がございます。まさにそのための設備が、この連結送水管です。まさにそのために使うものでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、このイメージというのは、よくニュースなんかで見る火災の消火の方法というのが地上からこうやって送水やっているのが多いですけども、これは、ではその火災が生じている建物の向かいのマンションからこうやってやるという想定を加えているのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 御質疑にお答えします。向かいのアパートから送水する、放水という想定はあまり考えられていません。むしろその建物に進入して行って、そこにホースをつないで、実際の火点にそこから直接放水する、そして消火するというものが想定されています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。いろんな事例があるのしょうから、事故のないようにお願いいたします。3ページにもう一度戻るのでですけども、それまで宜野湾市は送水手数料を徴収していないということで新たな提言をされたと思うのですけれども、なぜ那覇市は導入していて、那覇市以外は導入していないのか。これ、では今までは、そういうマンション等のチェックというのは、全て送水に関しては、設備は義務づけられている、そのマンションで。そうすると、これ手数料というのは、検査の手数料だけなのですか。では、この建物は検査として合格しましたというお墨つきが、そういう4万円発生するということなのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 御質疑にお答えします。実際のところ、検査そのものは無料でやっています。

○桃原功 委員 検査は無料。

○予防課長 検査そのものは無料です。例えば火災報知設備、この検査は無料なのです。しかし、送水という行為に対しては……

○桃原功 委員 送水行為。

○予防課長 送水行為に対しては、ほかの設備よりもうんと時間と人と、それから水、水量、そういったものを投入しますので、そこについてだけは手数料をいただくという発想です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。なぜ那覇市が導入していて、那覇市以外は導入していなかったのかということにお答えできますか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 その点にお答えいたします。その点につきましては、サービスだけが先行して行って、実際に

は手数料の徴収をしていなかった。那覇市に関しては、先にそれを、その問題点に気づいて、恐らくそれを是正してきた。我々といましては、今回、そういった那覇市が先行して行っている問題点を認識しておりましたので、今回の手数料の見直し、これをきっかけにして是正したいと思って提案いたしましたところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この法定義務が必須な建物というのは、こういった建物になるのですか。それも何かどこかに書いていますか。例えば5階建てとか、そういうふうに……

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えいたします。基準が幾つかございます。連結散水設備については地階に設置するものなのですが、地階の面積が700平米以上の地階、連結送水管というのは高層の建物に設置する設備なのですが、それについては7階以上の建物につけなければならない。義務づけられる。もちろんこれは一例なのですが、ほかにもありますが、全体としてはそのように考えていただくと分かりやすいかと思えます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、この条例が可決した後は、例えば7階以上の建物というのは、新たにこの検査が必要になってくるのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えいたします。建物を竣工する際に、消防設備を設置した際に検査をしなければならないというふうに消防法で義務づけられています。この検査に係る送水について、今回、手数料を徴収しますという考え方で行っています。したがって、既にある既設の施設について、新たに検査して送水するの必要がなければ、そこについては手数料が発生するということはありません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 送水するの必要がなかったら、検査は、この条例に関係なく消防法として義務づけられている、行政自体は、既存の今の建物も。その送水が必要なかったらというのは、どういうことなのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 説明が十分ではなかったもので失礼いたしました。建物が建ったときに、恐らく消防設備としても検査をするのですが、その検査は義務づけられています。その検査に必要な送水行為、ここだけに、ここに対して手数料を取りたいと考えております。したがって、検査とともに送水行為に対しては手数料をいただきます。基本的にそのような考え方です。一方、これだけではなくて、もしほかに任意で改めて検査をしなければならない、階下の耐久なんかを確認するために検査をしたい、こういう場合にも手数料をいただくということは想定してはいますけれども、基本的に建物を造った、設備を整えた、新設したときの検査に対して手数料をいただくという考え方が基本になっています。したがって、恐らく既設の建物はどうなのだろうという御質疑だと思うのですが、既設の建物でそういう検査をする必要がなければ、送水手数料はかかりませんというお答えをしたつもりでございました。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、この条例が通りました。通った後に、そういう事業所、あるいは建物の所有者、要はつまり市民に対してこういったことが条例で通りました。これはさっきからお聞きすると義務では

ないわけです、送水をしたいということは義務ではない。これは任意なのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 失礼しました。設備をつけたときの検査については、義務があります。そこで発生、その検査の一部として送水というのがあるので、そこについては義務がある部分だと思います。一方、任意でというお話を先ほどさせていただいたのは、例えば法廷点検、竣工検査と別に法廷点検があるのですけれども、そこであるいはテストをしたいということであれば、ここについては放水自体義務づけられていないので、点検に係る送水というのは任意行為に当たる。一方、設備をつけたときの検査、これは我々一般的には消防検査と申し上げているのですけれども、消防検査については、これはやらなければならない項目に入っていますので、ここについては義務があるというような考え方で整理しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうしますと、条例が通った後のそういった市民への周知というのは、では今後、何らかの折、SNSであったり、あるいは市報であったり周知がされていくということによろしいのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 基本的に建物の竣工、設備をつけたときの検査がメインになりますので、市民にというよりは、どちらかというとい工事業者さんとか。

○桃原功 委員 業者。

○予防課長 はい。そういった方々を中心に周知をしてまいるつもりでございます。もちろん委員がおっしゃるように、市民に向けても周知も必要かと思えます。

○石川慶 委員長 ほか質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっとやり取りお聞きして理解ができなくて、少し整理をしながらお伺いさせていただきたいのですが、その設備の設置義務というのがあるのですけれども、先ほど救助のほうはお話がありました。地上7階ですけれども、既存、これは設置義務ですから、当然施設の建物になる。全て設置をされているというふうに理解していいのですか、まずは。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 義務がある建物については、既に設置されているという理解で結構でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 既設の建物については、基準を超えているというのかな、設置基準のある建物については、全てが設置されていると。そこでこの手数料というのは、まず設置がされて、そして放水等をやって、その手数料を4万円いただくというふうになっているのだけれども、既設については、これが例えば設置をしたものの、いざ機能についてはどうなるかというのが分からないではないですか。これ水は消防の水を使う。地下の火災、天井の火災等についての設備の設置だと思うのです。消防車両が近くまで来る。そして、接続をして散水、放水に使うというような仕組みだと思うのだけれども、その既設部分には設置はされたものの、実際にそれが使われてあるのかというのが、機能がどうなのだというのは、これはやらないと分からないではないですか。ところが、既設については、それは触らないというようなお話があったのだけれども、そこら辺がちょっと理解できないのです。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えいたします。既設のものについては、本来機能しないといけないので、設置されたとき

の検査と別に年に2回点検をしないといけないというふうになって、そちらで既設のものに対する機能については点検がされている、そういうふうに理解をいたします。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この場合、手数料については、どのようになるのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 既設のもの点検については、毎回放水するという機能試験が要求されていないので、ここについては送水する必要はございません。その代わりに配管に蓋をして、圧力をかけて漏れがないかというような点検をすることになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ということは、手数料というのは、新規のものに対して手数料が発生している、こういうふうに理解していいのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 大まかに言ってそのように考えていただいて結構です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは新規についてというのは、いつからのことであると。

(「施行」という者あり)

○上地安之 委員 施行。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。施行につきましては、議案書の47ページ、附則の段につきまして、別表第4の次に1表を加えた改正規定、これが手数料のことを指しておりますけれども、これについては令和5年4月1日から施行するというふうにさせていただいております。いわゆる本議会で条例を可決させていただきますと、その後、やはり先ほど御質疑がありましたように、業者とか市民のほうに周知する期間を設けないということで、そのような形で令和5年4月1日から施行するというふうに提案させていただいております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 施行期日は令和5年4月1日からということですね。本当にそうですよね。どのくらい見込まれているのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 過去3年の申請はなかったのですが、検査実績を考えると、年に7件程度と見込んでいます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 施行日以降の設置が、この基準に該当する見込み数が7件ということになっているのですね。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 おっしゃるとおりでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これ高層マンションに配備については、どうなっていますか。例えば密集をされたとき、

密集。消防車両がなかなか入れないというところについての設置義務、その範囲の設置義務みたいなものもなされたのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 例えば密集したところには設置義務はございませんけれども、例えば商店街、アーケード、半建物のような場所には設置義務が生じています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 とにかく令和5年の施行が4月1日以降の既存の建物があるではないですか。新たに造るようなものではなくて、既存のやつ。ところが、今の設置義務というのがここにはあるというような説明なのだけれども、これどのように調査して設置箇所の調査をされるのか説明いただけますか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えいたします。どこにそういう設備が設置されているのかということについては、我々としては建物ごとに台帳を作成して、完全に把握できております。そのような設備は、もうどこについているかというのは、既存のものもしっかりと把握できております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そして、この基準の範囲内基準というのかな、いわゆる設置義務という一つの基準というのがあるのだけれども、密集の場合、そのような設置をしなくてもいいということになるのか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えいたします。消防設備については、基本的に建物1棟について設置基準が生じます。恐らく委員が懸念されているのは、密集した地域、そこについて消防水量が確保されているのかというところを恐らく御懸念されていると思うのですが、そこについては消防用設備では規制がかかっているわけではございません。そこについては、例えば道路消火栓、そういった部分についてカバーしていくという考え方であって、消防設備についてはあくまで建物に対して義務が課せられるものでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 はい、分かりました。ぜひとも今後の高層の建物については、設置義務と、そしてまた検査等を設けて処理していく中で、ぜひとも災害が発生したときに対応できるように、使用料が発生していきますけれども、ぜひとも活用できるように。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 細かい点になるのですが、答弁の中で既存の高層ビル、7階以上のビルは、今回の適用外とはおっしゃっているのですが、しかし年2回法定点検があるということで答弁があったと思うのですが、その年2回の法定点検のときには、水は使用しないのですが、過去3年の算定事務、手数料額の算定方法ということがあって、人件費というのは発生するというので理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えいたします。送水に対して、送水することになると、例えばポンプ隊を派遣して送水を行いますので、そこについては手数料の対象といたしますけれども、検査、法定点検の際には送水が必要ございません。配管に圧力をかけて検査すれば済みますので、そこについて消防隊を派遣することはございませんので、そこについての手数料はかかりません。したがって、そこで人件費という考え方も発生し

ないということになります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 発生しないということ、分かりました。

もう一つは、先ほど桃原委員から質疑があったのですけれども、実際に火災時には、その手数料は発生しないということは改めて認識したのですけれども、災害は本当に発生しなければいいのですけれども、実際に災害時にはこの手数料は適用しないということで理解していいのか。逆にふだんのこれまで改正しない前までの万が一の放水のときの、あるいは消防隊出場のときの手数料というのは、これまでは全部出ていないのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 まず、発生した実際の火災に対して手数料がかかるのかどうかという御質疑に対してお答えします。そこについては、これまでの手数料は徴収していませんし、これからも、今回のこの手数料の考え方では、全く該当しない。あくまで火災については、手数料は発生しません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。

もう一つ、皆さんが予定しているといいましょうか、それからその他手数料が発生する件数はどれぐらいかということで上地委員の質疑もあったのですけれども、令和4年度は7件くらいあったということですが、大体そういった件数で推移していきだろうという予想は、皆さんは持っているということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 はい、そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある委員の皆さんはいますか。

(「参考までに」という者あり)

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 若干教えてください。7階建てに消火栓等のポンプ等が設置されているというお話がありましたけれども、宜野湾市内には7階建て、皆さんが掌握している既存の建物は何棟あるのかをお聞きしてよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えいたします。連結散水設備、これは地下に送水、散水するためのものですが、既存で8施設、連結送水管、これは高層の建物につける設備なのですけれども187、現在のところそのように把握しております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。ということは、今皆様のほうに各棟の建物のそういう設備状況のファイル、187は最低あって、プラスまた地下があるということで理解していいですか。宜野湾市内で187棟の7階建て以上が建っていますよということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○**予防課長** そのような考えで結構です。

○**石川慶 委員長** 伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 先ほどありましたけれども、年に2回の法定点検、これはさっき言った加圧計をかけて、今非常用発電から何か電動モーターを動かして、圧を水圧調整しますが、それがさっき言ったように、これの手数料は要りませんと。これは人の派遣も少ないし、消防車が行かないし、水も出さないの、また短時間で終わるのでということだと思ふので、それも年2回あるのですが、これだけの棟を毎回、毎日のようにやっているということだ理解していいのですか。

○**石川慶 委員長** 予防課長。

○**予防課長** お答えいたします。法定点検につきましては、基本的に消防が派遣されていくものはございません。業者さんが行う。それについて報告が消防に出されるということで消防も把握できるのですけれども、消防が実際に出向いて行ってやらせて、検査、点検というのはございません。

○**石川慶 委員長** 伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 参考までにもう一度。法定点検をやる担当の事業者さん、これは棟を管理している方が、事業者さんにはそれなりの手数料を払っているということだ理解していいですか。消防はお金の出し入れはないのだけれども、管理手数料みたいに施設管理手数料というのを払っているということだいいですか。

○**石川慶 委員長** 予防課長。

○**予防課長** お答えいたします。恐らく消防設備検査手数料ということで、消防設備会社が受託すると思うのですけれども、建物のオーナーはそちらと契約をして、当然手数料を支払っていると考えております。

○**石川慶 委員長** 伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 理解しました。先ほどの点検でいろいろとお金が動かないのかなと一瞬思ったら、別にサービス事業をしているわけではなくて、この棟の持ち主、施主は、年2回の点検はそれなりの会社と契約をされて、おのおのが支払いをしているということであって、こちらには報告が来るとのことだけの管理がされていますということだ理解していいですか。

○**石川慶 委員長** 予防課長。

○**予防課長** おっしゃるとおりでございます。

○**伊波一男 委員** ありがとうございました。

○**石川慶 委員長** では、ほかに質疑のある方。知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** お願いします。この7階以上というのが法律で決められている。この7階以上という基準が、例えばはしご車の長さ、それとも関係あつて7階以上なのか。

○**石川慶 委員長** 消防次長。

○**消防次長** 知念秀明委員の御質疑にお答えいたします。今、我々が理解しているものは、法定基準に沿って御説明をさせていただいております。例えば、先ほどから予防課長が説明したとおり、7階以上の建物については連結送水管が必要だということと、あと5階以上、6,000平米以上の建物についても連結送水管が必要になってきます。そのような御説明をさせていただきますけれども、もし補足についてまた後ほど答弁、御質疑にお答えさせていただきたいなと思っております。すみません。

○**石川慶 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** ありがとうございます。国が決めた法律ですから、なかなか把握しづらいなと思つて

いるのですけれども、散水する場合に、この水がほかの隣近所にかかったりとか、こういう対応したこともあるわけですか。そのときの対応等も把握しているのか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 近年、住宅が密集してきているので、なかなか難しいところだと思いますけれども、できるだけ周囲に迷惑がかからないように、そのような場所に向けて放水する、あるいはそういう場所がなければ、ベランダのたたきですか、そういったところに向けて放水するというような工夫をして検査しております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。今までの説明で個別消防隊を派遣して行く送水に対しての手数料を徴収していきますということで、この手数料を徴収する根拠等の説明を聞いて理解をしているのですけれども、もしこの条例が可決された際は、個々の事業者の方が対象になってくると思うのですけれども、マンションとか大型な設備になってきますので。その事業者の負担は、今現在、皆さんが提案なさっている受益者負担の手数料が負担になってくる。それ以外にも事業者に対して何か負担が生じてくるのかどうか、その辺ちょっと確認します。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 今回、送水だけに対して手数料をいただくということなので、それだけ考えて、それだけと限定して考えております。ほかのところは波及するものではないと思っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。また、手数料が生じてきていて、人数の規定とかもあるのですけれども、手数料が生じてくるということは、手数料はどこの会計で収入していくのか、これちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えいたします。一般会計予算として入ってきて、消防予防課の予防事務運営費に歳入として入れて使わせていただいております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。一般会計の歳入として入ってくるか確認させてもらったのですけれども、一つちょっと気になること、もしこれ可決された際を前提でお話しさせていただくのですけれども、今の国税とかが令和5年10月からインボイス制度が導入されるのです。今、皆さんの説明の中で一般会計の収入に入るということは、皆さん、本市の会計が売手となって、その事業者が買手となる、これ取引間の関係になると思うのですけれども、皆さん、先ほど上地委員からもあったのですけれども、施行が令和5年4月1日を案としてありました。これ皆さん、適格請求書発行事業者登録が必要になってくると思うのですけれども、先ほどの答弁の中では4月1日の施行を予定している。この登録申請は多分令和5年3月31日までに登録しないとイケないと思うのです。登録しないと、実質的に事業者が控除分を負担するということが発生すると思いますけれども、その辺の対応方について確認したいと思います。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えいたします。そこについては十分まだ検討がされておられませんので、改めて調査して、

しっかりと対応してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 条例案を可決する、しないの判断するに当たって、我々議員として協議する際に、市民、事業者の負担がどれくらい来るのかというのを考えるわけです。この中で本市が手続を、登録をしないことで事業者が負担になってくるということが曖昧であれば、ちょっと審査内容も変わってきますので、その辺ちょっと。実際、民間と違うのですけれども、行政として手数料を取るということであれば、取引期間経過すると売手になると書いています。その辺ちょっと調査していただいたのか答弁してください。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えいたします。インボイス制度についてのことをおっしゃっていると思うのですけれども、再度のお答えになりますが、もう一度勉強させていただいて、しっかりと回答させていただきたいと思えます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めましょう。

審査中の議案第87号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時43分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時55分)

【議題】

議案第81号 宜野湾市行政手続オンライン化条例の制定について

○石川慶 委員長 議案第81号 宜野湾市行政手続オンライン化条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第81号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第81号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 補足説明はございません。

○石川慶 委員長 では、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 よろしくお願ひします。条例名が宜野湾市行政手続オンライン化条例と、新旧対照表も資料としてあるのですけれども、現行条例では今どこまでがオンライン化できているのか。新しく改正後は何

が追加されるのか、少し説明いただけますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 桃原委員の御質疑にお答えします。今回の行政手続オンライン化条例案ですけれども、改正ではなくて、新設の制定です。

○桃原功 委員 新設。

○デジタル推進課長 はい。新旧対照表にあるのは、今回の行政手続オンライン化条例を定めることに伴って、従来からの行政手続に関する条例を一部改正する部分をうたっているか、新旧対照のほうに載せてあります。今回の行政手続オンライン化条例を新しく制定することに伴って影響が出る部分がありますので、その部分だけの新旧対照表だと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 理解できていないのですけれども、現行の条例名は、例えば新旧対照表の54ページに宜野湾市行政手続オンライン化条例とあるではないですか。だから全くオンライン化できていないけれども、このオンライン化条例というのは存在していたということですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 54ページの新旧表のところは、これ書き方なのかなと思っているのですけれども、かぎ括弧は行政手続オンライン化条例になっていますけれども、下の新旧表の現行と改正部分は、宜野湾市行政手続条例の第8条と33条に係る部分だと思うのです。

○桃原功 委員 何て、何て。

○デジタル推進課長 新旧表の54ページにありますけれども、一番上の段、今回新しく新設の制定する行政手続オンライン化条例ありまして、その下の段、新旧表、現行と改正後とありますけれども、これは宜野湾市行政手続条例、平成10年とありますよね。今回、新しく行政手続オンライン化条例を新しく制定することに伴って、行政手続条例のほうに少し影響が出る部分がありますので、その部分を改正する部分が新旧表に載っていますので、行政手続オンライン化条例が古いものがあって、今回新しく変わりますよというものではありませんので、行政手続オンライン化条例に関しての新旧表はないわけですね、新しく新設でございますので。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の説明からすると、これまでオンライン化による手続等はないと。新たにこの資料番号はちょっと書いていないのですけれども、一枚物の資料であるオンライン化で申請、本人確認、署名、結果通知等が可能になるということで理解していいのですね。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 今回、条例の新設でございます。もともと国のほうで法律があって、オンラインでできているものも少しなのですから、あります。これは法律がありますからいいのですけれども、今回、条例を上程する、お願いしているのが、法律でできているものもいいのですけれども、法律ではなくて、条例を定めることによって技術的にはオンラインでできるものもあります。それを紙でやっていた申請を、例えばスマホとか、家のパソコンからできる手続もあるものですから、それは条例をしっかりと定めて担保していこうということでございますので、法律でそもそも従来からできているものとは違いまして、新しく条例を定めることでできる手続は、紙でやっている手続もあるのですけれども、スマホとかそういったオンライ

ンでできるものがありますので、そのオンラインでやっても紙でやったものと同じような形でみなしますよと、同じような手続としてみなしますよという形のもの条例制定になります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。

では、次に進みます。マイナンバーカードを利用してのオンラインというのもあると思うのですが、それとの比較、あるいはそのオンライン化条例がマイナンバーカードと連動というのか、何か関係ありますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 マイナンバーカードを使ってできる手続も今あります。

○桃原功 委員 あるよね。

○デジタル推進課長 あります。そもそもこれが法律のほうでも定められて、マイナンバーカードを使ってやれるものがあるのです。これはもう法律のほうで決まっています。条例のほうでマイナンバーカードを使わないとできないような手続というものを条例で定めることできませんので、それはもう法律のほうでできるものが、今一部ですけれども、実際動いているものもあります。今後もっと増えていく可能性はありますけれども、これはもう法律のほうで定めるものですので、条例の範囲外ですので、私たちのほうでちょっとこれは何もできないのですけれども。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このA4の資料の1、制定する理由の(1)と(2)で書いてあるから分かるのですけれども、申請、本人確認、署名、結果通知等が可能になるとあるのですけれども、これを制定することによってできる市民サービスというのは何になりますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 本会議で宮城政司議員が資料を要求したものをもちだしたいと思いますけれども。

○桃原功 委員 これですね。第1条から附則2……

○デジタル推進課長 これは議案説明のときの81号の資料ですよ。

○桃原功 委員 資料番号書いている。

○デジタル推進課長 資料番号5番です。ついていませんか。本会議で要求があったものですが、資料番号5番になります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あった。ごめんなさい。5番があります。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 これ本会議で宮城政司議員から資料要求があったものを書いていますけれども、オンライン化される市民サービスについてという形で、一部試しているものと、今後実施予定のものを書いてあります。一番上から(試行運用中)という形なのですから、一部今お試的にやっているものですが、夜間、小中学校の体育館を利用する場合の手続なのですから、一々紙で申請して、申請書に基づいて納付書を切ってもらって、お金を払ってと言われたのですけれども、これが今スマホでオンライン申請ができるになっています。技術的にはできるとなっていますけれども、今回、条例をつくることによって、紙でやったものと同じ手続ですよという形のものみなすために今条例をつくらうと思っています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、試行運用中の5つと実施予定の1つ、合計6つは、まずは試行運用中の5つは、もう実際に走っている。実施予定と検討中のものは、今後、オンライン化サービスを検討している計画であるということによろしいですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 実施予定のものというのは、今もう技術的には可能で、条例が通れば、すぐにでも税務課、納税課は実施したいという形で待っています。所得証明書とか納税証明書、いつもは、ふだんであれば県外から郵送依頼とかでやっているのですけれども、これがオンラインでできるような形です。あと、すみません、もう一つ。一番下の検討中のものです。あくまで検討中でして、担当者レベルで意見交換して、こういったことができないだろうかとという要望を受けているとか、あとは県外で実際に行われている事例とか、そういったものを含めた形で、担当者レベルで今、意見交換している段階ですので、すぐできるかという、ちょっとまた別の話です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 こういったオンライン化で一番進んでいる、例えば他府県の自治体って分かりますか。分かれば教えてほしいです。例えば世田谷区とか市町村名。分からなければいいです。一番懸念するのは、スマホなどを使ってやるというのは、もう若い人は実際にできるのですけれども、要は例えば所得証明とか納税証明書は高齢者もいますよね。国保の加入とか要はスマホにあまり慣れていない市民に対して、これ聞いたら、いや、紙のサービスもやっていますからということと答弁あったのですけれども、どんどん、どんどんできる人とできない人の差が乖離、離れていくので、私はもっと踏み込んで、どうにかそういうスマホを持っているけれども、ここまではできないとか、あるいはスマホさえも持っていない、まだガラケーしか持っていないという方々への対処というのは、国からの通知というのは何かあるのですか。あるいは、さっき聞いた先進自治体では、こういった高齢化の方々へもちゃんと対応できているのだよという事例はないのか、その辺はいかがでしょうか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 今、桃原委員おっしゃるとおり、スマホを使える方はいいのです。使えない方の場合は、ではどうするかという形で、今までやっていた紙の手続をなくしてオンラインでやるわけではなくて、やはり紙の手続は必要ですので、そういった形で紙の手続がやっぱり残らざるを得ません。ただ、国の大きな方針としては、いずれいろんな手続、役所に係るような手続はオンライン化に持っていきたいという考えお持ちみたいですが、なかなか越えなければいけないハードルがたくさんあります。スマホを使えるか使えないかの問題もありますし、本当に紙をなくすことができるのか、あと印鑑の問題、この問題もありますし、そういった権利関係も含めて、まだまだ整理すべき課題はたくさんあるみたいなのですが、なかなか一朝一夕に物事が進んでくるというスピード感ではありませんので、ただおっしゃっている形で使えない方の対応をどうしていくかという問題は、これは多分オンライン化の話がなくても、ふだんの業務の中でも、例えばスマホが得意ではない方、高齢者の方だったり、障害をお持ちの方々の対応、窓口どうするという課題と同じテーブルにのっている話だと思っていますので、オンライン化するからしないかという話ではなくて、これはふだんから検討していかなければいけない課題だというふうに思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** どうしても、例えば高齢者で運転免許証を返納しないといけないとか、そうすると余計にここに来て紙ベースで申請ということ自体が難しくなって、本当はそういった方々こそ、このサービスが本当は生きてほしいのですけれども、本音は、はい、分かりました。あと、これの使い方をイメージすると、役所にも行かない、コンビニにも行かないで、スマホ一つで全てこういったものが決済までできるということでもいいですか。

○**石川慶 委員長** デジタル推進課長。

○**デジタル推進課長** すみません、ちょっと決済というのは。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 決済もって前に答弁がありましたよね。

○**デジタル推進課長** はい、分かりました。キャッシュレス決済のところですね。

○**桃原功 委員** 手数料についてキャッシュレス決済が可能となると。

○**石川慶 委員長** デジタル推進課長。

○**デジタル推進課長** 実施予定の所得証明書、納税証明書の部分だと思います。キャッシュレス決済でありますけれども、これ今は返信用封筒、はがきではなくて封筒に、例えば県外から郵便で依頼する場合は、どの証明書が欲しいってはっきり書きます。免許証が本人の身分を確認するもの、コピー撮って、手数料が250円ですか、その郵便小為替というのをに入れて、返信用の封筒に切手を貼って、県外から自分が住んでいる地域の名前書いて送って、届いて、証明書を発行してやるのですけれども、その手順がオンラインでできる形になります。キャッシュレス決済ですので、本人のクレジットカードですか、それをスマホのほうで登録していただいて、手順も全部終わると。この手順が終わったら、通知も全部役所のほうに、税務課のシステムに反映されますので、そのほうで返事して郵便を送る形です。オンライン申請だから所得証明書がオンラインで返ってくるわけではない。あくまで郵送依頼のように、お願いされたものを紙で返信をします。オンライン申請したものが、自分の所得証明書がオンラインで返ってきて、スマホで見ているわけではなくて。

○**桃原功 委員** 銀行とは違うのですか。

○**デジタル推進課長** 紙で送り返します。

○**桃原功 委員** 銀行はデジタルとなっている。

○**デジタル推進課長** 紙で送り返されますので。

○**桃原功 委員** 紙で。

○**デジタル推進課長** はい。返信は紙で送ります。ただ、返信の紙を送るのを今までは郵便依頼でやっていたものが、オンラインで申請して、受付されて、紙で印刷する。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 大体イメージは分かりました。これって条例化に伴う予算というのは、どこかで出てきているのか、当初予算にはもちろんないと思うのだけれども、補正予算等でこれに関わる定義というのはどういった収支なのか。これは条例制定のほうをまず先にとということ、予算はその後ということ。

○**石川慶 委員長** デジタル推進課長。

○**デジタル推進課長** 予算といいますか、もともと国のほうでシステム改修やらなければいけないものなので、それはもちろんありますし、それがなくてもできるものもあります、オンライン申請です。今回は、まず条例を制定してお願いしているのは、今まで紙であったものがオンラインでやっても、同じような形の手

続とみなしますよというものです。ただ、今後、もっといろいろ技術的に進んで、今までできなかったオンライン化のものができるようになってきたときに、必要な経費がかかってくるかもしれません、システムの改修費用とか。それはまだ今の段階では、こちらのほうに発生していませんので、今の段階では特段別の予算を立ててやっているものではありません。ただ、今後もっといろんな手続が増えてきたときに、必要な改修というのが出てきたときには、そういったことも起こり得るかもしれません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それと、資料5番で出てきている試行運用中の5項目とか実施予定の1項目は、予算はかからなかった、既存の当初予算で賄えられたということなのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 当初予算でやってみて、特段補正では何か計上してはいないです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あとは、こういったサービスできませんという周知、手法あるいはSNS、要は、僕が懸念するのは、やっぱりスマホ等に明るくない高齢者とか、あるいは文字が見えない障害者とかに対しての周知というのは、どのような計画ですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 今、桃原委員おっしゃったように、ホームページとかSNSとかそういった市の広報物を使って周知やっていくとかはもちろんのことでございます。おっしゃっていた、例えば障害をお持ちの方とか得意ではない方も含めて、やっぱり周知はやっておかないといけませんし、このオンライン化条例ができることで、オンラインできますよだけ強調してしまうと、今までやっていた紙での手続がなくなるのではないかと思う方もいらっしゃると思いますので、それももちろんできますという形で両方を併記して、しっかり周知して誤解がないようにやっていきたいと思えます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうですね。あまり横文字を使わないで、横文字に疎い高齢者もたくさんいらっしゃるの、分かりやすい、とても難しいかもしれないけれども、最大公約で市民に伝わりやすい周知をお願いしたいなと思っています。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進行とありますが、よろしいですか。

それでは、審査中の議案第81号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時14分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時19分)

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。

(午前11時19分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 では、皆様、再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午後の日程に入る前に、消防の予防課長より保留中の答弁がございます。予防課長。

○予防課長 知念委員からの御質疑に対してお答えいたします。連結送水管の設置基準7階というのはなぜなのかという御質疑でありました。設置基準制定時の考え方として、高層階に人力で消防用の設備、特にホースや何かを大量に運び込むということが非常に困難ということでありますので、そこについてはあらかじめ水を通した管を設置して、連結送水管を設置して、それに代替しようという考えで7階以上の階に設置するという基準になっております。またもう一つ、5階以上の建物で延べ面積6,000平米以上の建物についても、設置義務が生じているというところでございます。

続いて、上里委員の御質疑に対してお答えいたします。インボイス制度における送水に係る消防手数料については、施行期日が令和5年4月1日としてございますが、そこについてインボイス制度における売手側の事業者登録に間に合いますかという御質疑でありました。今回提案している送水に係る手数料につきまして、ここについては消費税の対象外ということになっておりますので、そもそもインボイス制度に係るものではございません。根拠といたしまして、消費税法別表第1、第5イの(2)に規定しております検査、検定、試験、審査、証明及び講習などに係る地方公共団体が行う徴収する手数料については、消費税の非課税であるということが明記されておりますので、ここが根拠になろうかと思えます。以上でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 説明ありがとうございました。では、この事業条例に関しては、私消費税がかかると思っていて質疑させていただいたのですけれども、手数料については課税対象にならないので、法定等の制度がもし制度化されていっても、対応しないでも大丈夫という認識でよろしいですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 では、進めてまいりましょう。

【議題】

議案第80号 宜野湾市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○石川慶 委員長 それでは、議案第80号 宜野湾市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第80号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第80号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。総務部次長。

○**総務部次長** 今回、議案第80号に関しての補足の説明はございませんので、審議のほうをよろしくお願いたします。以上です。

○**石川慶 委員長** それでは、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** よろしくお願いたします。条例の説明という資料を見ているのですけれども、この退職制度内に再任用制度があります。再任用制度の給与額というのは、比率でいうと何割なのですか。

○**石川慶 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 現在、再任用で任用されている職員については、2級から3級程度の金額になりますので、ちょっとお待ちください。おおよそ給料月額でいうと20万4,000円あまりぐらいになります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** パーセント率でも何か示せますか。大体その方の退職する寸前の額を100%としたら、その方が退職して再任用制度を申請した場合は何割ぐらいの給与になるのかというは分かりますか。

○**石川慶 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 退職される職員の役職によってちょっと率が変わってくるといいますか、例えば部長職ですと40万円余りぐらいの月給をもらっている部長職が、そのまま再任用になると、いわゆる20万4,000円余りですので、おおよそ5割、そういった形になろうかなと思っております。再任用職員は、基本的には月額20万4,000円で一律というような形です。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。

あと、何というのだろう、退職する歳、これ法律なのか、条例なのか。

○**人事課長** 条例です。

○**桃原功 委員** 退職金、これは、その当人が、本人が申請によって退職した、あるいはこの適用を受けるという選択ができるのか。どういうことかという、例えば私が仮に60歳とします。来年、令和5年度から定年が61歳になりますよね。私が今退職したとします。退職金を満額もらえたとします。退職しないで、来年まで、61歳まで働こうというふうにした場合の退職金の額というのはどうなるのですか。一旦退職金って下りるの、60歳に。

○**石川慶 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 定年延長という形になりますので、この方が60歳になったときに退職の意思を示さなければ定年まで、例えば61歳まで勤める形になります。そのときに退職金を、辞めたときにもらえます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** だけれども、60歳までは給与は満額だけれども、これを適用受けると大体7割ぐらいに給料はなるということですね。

○**人事課長** そうです。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。

あと、民間の方向性、この法律、この条例の制定によるというのが、今、人生100年という時代の中で、まだまだ60代は若いと。長生きが増えたということ含めて民間との連動といいますか、要は行政がこうやって

方向性を示すと、民間の影響というのは、民間の動向というのも情報としてあります。でも人勸は民間の給与も参考にされるけれども、退職に関してもそういう先導を切っていくのか、公共団体の職員給与、国も含めてです。そうすると、民間がそういう流れになっているから、それを国は参考にしているのか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そうですね。今お配りしてはいないのですけれども、自分が手持ちで持っている資料をちょっと見ますと、民間労働者に関しては、高齢者等の雇用の安定に関する法律によって、事業主に対して65歳まで高齢者雇用確保措置を講じる義務が課されているというふうにされているようですので、それに足並みをそろえたような対応に今回なっているのかなと思っております。

○桃原功 委員 足並みをそろえた対応。

○人事課長 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この条例を制定することによって、ある一定の数の方々が定年延長をしてくるというのを想定しますよね。そうなった場合、新規採用の人員のバランス、釣合いというのはどういうふうな計画なのか、その辺いかがでしょう。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 定員管理の面での計画と連動するような形になるのかなと思いますが、国のほうからも2年ごとに1歳ずつ引き上げられていく計画になっておりまして、ですので隔年で退職者が出ない年がある、年度が出てきます。ただ、それで採用は控えるということはないで、年齢構成の平準化を図るように、ある程度一定の人数を採用するよというのも国からも通知といたしますか、考えが示されております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それしないと年齢が高齢となっても、高齢化のメリットもあるのでしょうかけれども、やっぱりバランスよく採用していくというのも。だけれども、今おっしゃいましたけれども、やはりこのように条例が制定されることによって、どのぐらい、今の12月時点でも、これは施行いつからだっけ。

○人事課長 令和5年4月1日施行です。

○桃原功 委員 というのは、昭和38年生が今回60歳なのかな。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 昭和37年生が今度は60歳です。

○桃原功 委員 そうか。昭和38年生は来年だね。そうすると、今の時点で、この条例に倣った定年を延長したいという申出というのは募っているのですか。皆さんの適正計画もあるでしょうから、これ募っていくのですか、条例が通った後は。それとも、もう本人の意思に任せて、ただ受付をするだけなのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 定年が61歳に延長、また62歳に延長になったり、定年は延長されますので、特に本人からの申出がなければ、そのまま61歳までは勤務することが可能です。ただ、61歳になる前にやめたいとか、例えば再任用でやりたいとか、そういった申出があれば、それは受付をして、そのような形で任用を進めていくという形になります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 仮に部長の方が退職しました。その方が、この制度をやりたいというふうになった場合に、

給与は7割なわけだから、その職種というのは、再任用みたいに、もう部長職から下りて普通の仕事になってしまうわけですか。それとも仕事の内容はとなると計画しているのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 この定年引上げに関しては、まず定年が62歳になったり、61歳とかに引き上げられていくと思うのですが、管理職が例えば61歳の定年の年に61歳になって、次は役職定年といって、そこから7割に給与が落ちて、役職も係長級くらいまで下がることになります。この61歳の定年の前に、60歳になったら、もう61歳までは勤めません。ただ、再任用はやりたいですというような申出があったときは、再任用の職員として定年の設定された年度まで任用することが可能になります。段階的に定年の年齢が引き上げされていったその後に、役職というのが下りるといような制度になっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この条例を施行しない前でも再任用制度があるので、退職した方が再びここでお仕事されているのを何名も見えていますけれども、メリットとデメリットというのもあるのでしょうか。例えば部長の方が急に係長職になったとしても、これまで敬語を使っていたのが、メリットのほうが大きいという考えでしょうけれども、そういうことはどうなのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 ちょっと今考えられるのは、再任用で今勤務されている。以前、部長職であった方も当然いらっしゃる。その中では、やはりお互いがやりづらさというのは、気持ち的には持っているようです。要は、以前部長職だった人が席を並べて一緒に仕事をやるとか。ただ、その一方で、やっぱりこれまで約40年間務めた経験というのがあったという知識と経験が頼りになって、アドバイスをもらったりとか、交渉に行ったりとか、そういったところでのメリットはあるかと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 要は、この事例に限らず、全ての事業は市民に対してしっかり税金を正しく使って効果的な事業なのかという視点も大事でしょうから、メリットが増えるような計画、役職が下りることもちょっと考慮に入れたりされていないのだけれども、このことによって弊害という部分が出てくると、この事業自体もどうなのかというがあるので、そういった事例ってあるのですか、弊害でも。特には聞いていない。

○人事課長 特には聞いていません。

○桃原功 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 段階的な定年延長が今進められているのです。段階的であること、今が、向こう何年間、段階的に定年延長整備が。実際に定年となる年度というのはいつなのですか、現段階的でしょう。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 人事課からお配りした条例案の説明という資料をちょっと見ていただきたいのですが、そちらの4ページをお開きください。左上のほうにちょっと定年の段階的引上げとしております。現行は今60歳です。令和5・6年度は定年の年齢が61歳になります。続いて、令和7・8年度は62歳、令和9・10年度は63歳、令和11・12年度は64歳、令和13年度で完成という形を取ると、こういった形で2年置きに1歳ずつ引き上げる形です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 段階的に、そして令和13年度が65歳というふうになっていくと。そんな定年制度を引き上げることによって、いろんなケースが想定されると思うのです。例えば定年を延長される方というのは、職員の定数もカウントされるわけでしょう。今、職員定数というのは何名ですか。それと、そのシミュレーションからすると、先ほど隔年ごとの定年のために採用については、毎年、職員採用をやると言っているのだけれども、定数の適正化、定数条例に関すると、皆さん方どのようにシミュレーションされていますか。

○**石川慶 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 定員管理計画は行政経営数室のほうを担当になっているのですが、令和2年度に第4次定員管理計画がつくられているようでして、令和4年度から令和7年度が第4次の定員管理計画のようですが、令和4年度は751人、令和5年度は756人、令和6年度は761人、最後の令和7年度が766人というふうに計画を立てられております。この中で定年引上げによって退職者が出てこない年度も令和5年、令和7年度とありますけれども、行政経営室のほうでは令和7年度までの計画を取りあえず一回示して、またその後の計画は見直しの段階に精査をしていくというふうに聞いております。シミュレーション的に向こう20年ぐらいは担当のほうである程度数字はつくってはいるのですが、計法定数、定員管理計画を新たに見直す段階でまた精査するというふうには聞いております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** これはやっぱり大事だと思うのです。定数条例の中で、要は定数というのがある中で、定数を変更することになると、また議会でしょう、これ条例変更だから。そうすると、定年延長すると定数に加算されるわけ、加算される。加算されることによって、定数枠をはみ出していく可能性もあるわけ。それと、職員採用したときに、さらにこれをはみ出す可能性がある。だからシミュレーションをやっぱりしっかり持って行って、さらに採用計画もやる。ただ、また採用を滞ることによって、ひずみが出るわけです。将来の職員のひずみというのが、20代がかなり少なくなると、それもやっぱり問題が発生してくるわけ。そこら辺はちゃんとしっかりシミュレーションを確かめて進めてもらいたいなと思っています。

○**石川慶 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 今、上地委員おっしゃるとおり、この定年退職者が出ないところで採用をしないと、やはり年齢的なひずみというか、偏りがやっぱり出てしまうので、そういった年齢構成でバランスよく組織をつくっていくためにも、おっしゃるように計画的に人事課としては採用を続けていきたいというふうに考えております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** しかも今現在において、宜野湾市の職員の休業、休職、40~50人ぐらい出ているわけ。そのことによって、やっぱり職員に今現在に過重な負担というのが強いられるわけ。そしてまた採用もしないといけない。定年制度の延長になることによって、定数に加算されていく。そうしたら定数条例まで触らなくてはならなくなるわけ。そこら辺をしっかりとシミュレーションつくってもらって、対応していただきたいと思います。

それから、退職金についてでありますけれども、将来やっぱり退職をされる段階で退職金というのを支払いされるような制度になっているのだけれども、退職金の積立基金、それも皆さん方対応しないと、ここではそういう条例に関するものについては触れられていないのだけれども、これはやっぱり定年延長されることによって退職金というのは少なくなるということはないわけだ。だから積立基金に対しての配慮がやっぱ

り必要ではないかなと思うのだけれども、どうなのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 基金についてもこれまで毎年2億円程度積立てをしております、向こう数十年ほどのシミュレーションをかけても、まだ基金の取崩し、赤字になるというような見通しは今のところありませんので、今のところ、もちろん定年引上げに伴う退職者が段階的に退職されていくというところの見通しも見た上で、基金のほうもシミュレーションかけて見ておりますので、今のところ問題ないかなと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 定年延長になることによって、これまで経験した方々が後輩に対してアドバイスをしながら業務の効率化が図れるところもある一方、やっぱり採用計画も現在のひずみというのは、将来やっぱり大切なことですから、そこら辺はシミュレーションを確かめて進めたいと思います。できたら暗に定数条例の見直しを右、左まず変えるという姿も、これもまたおかしい話だから、そこら辺もやっぱり工夫した上で、本制度を十分生かしてもらうように対応していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 定年退職が延長されるということで、今回の条例案、以前は勸奨退職制度ということで定年前にも、はるか昔みたいな気がするのですけれども、本当に時代も変わってきたなと思うのですけれども、少子化とか高齢化が進んだ結果だと思うのですけれども、そこで一番職員として気になるはやっぱり退職金だと思うのです。退職金の計算とかどういう形になるのだろうと言っているのですけれども、普通の60歳の定年退職と、それから順次65歳まで定年退職が延びていくのですけれども、その定年退職のときの退職金の基本的な額というのはどういうふうに変っていくのか、あるいは60歳の定年でも算定は同じなのか、65歳になっても算定としては同じようになっていくのか。その間、ピーク時特例というのを導入するということですが、ピーク時特例というのをちょっと説明いただけますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 この定年引上げに伴って給与が7割に落ちるのでありますが、退職時の7割で計算すると、やはり不都合というか、満額で退職したときとちょっとバランスが悪いということになりますので、特例で計算方法が7割になる前の段階での計算をするというふうになっております。ちょっと資料のほうでも2ページの一番下段のほうに、退職時は定年退職として算定するとかというふうに給与のほうも一部改正を行っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 定年退職の算定方法というのは、勤務年数というのは関係ないのですか、皆さんは。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 当然勤務年数に応じてやっぱり計算はされますので。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それもピーク時の特例の中に、そういうのも法律によりというふうにちゃんと算定基準もあるということで理解していいのかお伺いします。

それから、暫定再任用制度ということですが、今現在は再任用制度を取っていますよね。これは希望で再任用されるわけですが、この暫定の再任用制度というのも希望にはなると思うのですが、現在行われている再任用制度と、それからここには定年前再任用短時間勤務制度もあるということで、短時

間もだということここでここに説明があるのですけれども、そういうことで理解していいのか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 今ちょっと文言が幾つかあってちょっとややこしいかなと思うのですが、例えば今年度定年退職の年が63歳だったとします。60歳に今年なった人は、再任用をしたいというふうに申出をした場合には、60歳から63歳までが定年前再任用制度というふうな形になります。63歳から65歳になる間は暫定再任用というふうになります。要は65歳までは勤務を続けることができるようになっているという形です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その再任用された期間は、もう1年目から5年目まで、その給与が7割に減額されるということいいですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 この再任用の方々については、現行の再任用でお支払いしている金額、月給20万4,000円の給与になります。この7割になるというのは、定年が例えばでは63歳まで、失礼しました。60歳を過ぎますと、例えば管理職で定年60歳を迎えた人は、次からは7割に給与が下がるのです。役職も下ります。主に係長級に下ります。ただ、給与は再任用の給与ではなくて、退職時の給与からの7割に落ちるといような形になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、管理職ではなくて、係長あるいは課長の方もいらっしゃると思うのですが、そういう方々はどのような形になるのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 管理職に就いていない職員の方についても、現行の、今最後にもらっている給与の7割に下がるような形になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 給与が毎年ベースアップとかあるわけですが、その賃上げに連動してそのとおりが上がっていくのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 昇給は今のところはなく、ただ人勤であったりとか、そういった場合があると、勧告があると、それに応じて給与の変動はあり得ると。

○我如古盛英 委員 ある、できる。

○人事課長 はい。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 最後にもう一つだけ、ではこれ一番肝腎な給与の問題ですから皆さんよろしくお願ひします。職員組合との話し合いも何回か重ねてやられているのか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 職労との情報交換という形で、この制度についての勉強会は実施しております。ただ、今回の条例の改正については、もう法令上、ルール上、その内容で改正しないといけないものですから、そちらのほうは改正して、あとの詳細は組合と議論を重ねながら、例えば管理職であった職員、この方をどういったポストで、どういった部署で勤務ができるのかどうかというのは職労からも要望とか、そういった意見とか

も聞きながら、適材適所といたしますか、そういったところの配置は考えていきたいというふうな話はしております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 話し合った回数、それも答えられます。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そうですね。定年引上げに関しての特化した情報交換会は1回しかやっていないのですけれども、ただこれまでも給与勧告に応じた交渉でも一緒になって議論とか意見交換交わしたりはしておりますので。

○我如古盛英 委員 議題には上げているということですね。

○人事課長 はい。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 お疲れさまです。やはり定年引上げの件ですけれども、学校の現場でも始まっていて、私の場合、再任用の方の状況を聞いたら、とても不満があったり、すごく経験があるからといって期待されて、オーバーワークで精神的にとか体力面で健康を崩された方なんかもいるのですけれども、その辺の再任用の方々の健康状態とかそういうものの配慮とか考えているのでしょうか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 再任用する際には、前年度で本人から希望を募ります。人事上、どうしてもこのポストにこの方が必要、欲しいなどという場合は、もう人事異動の一環と一緒にですので、その部署部署、本人の希望も聞きながら配置は決めていきます。ただ、勤務時間としては、週30時間か週31時間、フルタイムではありませんので、特に負担が出たというふうには、こちらの報告は今のところは聞いてはおりません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 フルタイムはないようですね。学校現場ではフルタイム、担任とか多かったので、その辺心配したのです。では、今のところ、そういう病気とか問題とかはないということですね。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 恐らく教員、先生ですと、県のほうで再任用されているはずですので、宜野湾市のほうでは再任用は短時間勤務ということで、フルタイムの任用はされておられません。今回、再任用されている職員の方で、教育委員会のほうですけれども、お一人、少しメンタルの関係でお休みをされている方もおりはします。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。今、こういう時代なので、やっぱりいろいろあると思うのですけれども、現場の方とうまくやっていただきたいと思います。頑張ってください。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 参考までに、次年度の対象者、御意向の確認は済んだと思うのだけれども、何名の退職者、つまり定年が何名いらっしやったのか、再任用が何名いらっしやるのかというのを今分かれば。もしまだ整理がついていなければ答弁は大丈夫です。整理ができていれば定年対象者が何名なのか、定年希望が何名なのか、再任用が何名なのかというのをちょっと教えていただきたい。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 本年度の定年退職者は9名で、全員が希望しております。

○上地安之 委員 何を。

○人事課長 再任用を希望しております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 人事配置は適材適所と言っていたから、ちゃんと配置するように任せました。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○上地安之 委員 はい。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは、審査中の議案第80号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時40分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時50分)

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本
日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後2時50分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年12月13日(火) 3日目

午前10時00分 開議

午前11時53分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員(10名)

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○欠席委員(0名)

○説明員(8名)

総務部次長	多和田 眞満
財政課長	小橋川 陽介
指導部次長	松本 勝利
学校給食センター 所長	佐久原 昇

企画部次長	泉川 幹夫
デジタル推進課長	金城 広郁
指導課長	佐伯 進
指導係長	崎濱 暖代

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第72号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)

議案第80号 宜野湾市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する
条例の制定について

議案第81号 宜野湾市行政手続オンライン化条例の制定について

議案第87号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

【閉会中の継続審査】

なし

令和4年12月13日（火）第3日目

○石川慶 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第72号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

○石川慶 委員長 継続審査となっております議案第72号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

その前に要求資料に対する説明をお願いしたいと思います。総務部次長。

○総務部次長 おはようございます。桃原功議員から光熱水費に関する質疑の中で、LED取り替え後の効果ということで資料の要求をいただきましたけれども、今回ちょっと資料で出せなくて、その理由をちょっと説明したいと思います。LEDに取り替えしたのは、令和元年から令和2年にかけて取り替えしておりますので、電気使用料としてちょっと説明しますと、平成30年度までは蛍光灯ですので、平成30年度と令和2年度を比較した場合には、電気使用料が約10%削減でありましたが、ただ電気使用料に関しては、もちろん電灯もそうですけれども、封筒、あとは事務機器、パソコンでもコピー機とかいろんな電気使っていますので、これを個別にここがどれぐらいというのはちょっと出せなくて、LEDによる効果がどれほどのものかというのは、ちょっと具体には出せなくて、資料としては今回提出していないということを御了承願いたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○石川慶 委員長 では、続きまして答弁保留がございましたので、お願いしたいと思います。企画部次長。

○企画部次長 おはようございます。12月9日の上地安之委員のほうから、補正の18ページの15款2項10目防衛施設整備国庫補助金、3節の特定防衛施設周辺整備事業費に関して、一次交付、二次交付の時期、また前年度と比較してどのぐらいアップしたのかという御質疑に対して説明不足がございましたので、ここで改めて説明させていただきたいと思います。一次交付に関しては、4月に上旬から中旬とちょっと幅がありますけれども、一次交付されています。二次交付は、11月から12月の中旬にかけての交付の通知が来ております。予算計上に関しては、前年度の交付決定額を毎年ここ予算計上の額として上げさせてもらっています。一次交付、二次交付の決定がされた後、おおむね12月もしくは3月という形で補正という対応をさせていただいております。今年度、この補正で5,019万3,000円ということで今回は上げさせてもらっていますけれども、これは令和3年度から令和4年度の交付額がこれだけ伸びたということになっています。ちなみに、令和2年度から令和3年度の増額分は約6,100万円、令和元年度から令和2年度の増額分約7,500万円、以上となっております。以上です。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 おはようございます。12月9日の上地委員への答弁の中で訂正がございますので、ちょっと訂正のほうをさせていただきたいと思います。学校施設における使用料につきまして、強制徴収の対象になるかどうかという御質疑に対しまして、私のほうで強制徴収の対象になろうかと考えておりますという答弁をいたしました。戻りまして法令等を確認しましたところ、まず地方自治法の第231条の3第3項に普通地方公共団体の長は、分担金、加入金過料又は法律で定める使用料、その他普通地方公共団体の歳入について、地方税の滞納処分の例により処分することができるという規定がございます。この規定を見ますと、使用料、滞納処分ができる使用料については、法律で定めるものに限られるという形になります。そこで、その法律を確認してみたところ、法律に滞納処分の規定がある使用料としまして、これは例でございますけれども、例えば下水道使用料ですとか、道路占

用料、こういったものについては法律に滞納処分の規定がございますが、行政財産の使用料につきましては、法律に個別の滞納処分の規定がございません。そのため、行政財産の使用料は、公債権ではありますが、強制徴収の対象にはなりませんので、ここで訂正をして、おわびさせていただきます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そうなりますと、公債権の中の徴収、公債権についてですね、滞納処分ができないはず。滞納処分できない。それで、今回徴収するものについてのしっかり徴収体制を整えないと処分ができないということになるわけ。それをこの間指摘したつもりだったのだけれども、公債権の中の強制徴収公債権の位置づけとなると、これは地方自治法、滞納処分できますから、その時効が来たら地方自治法に沿って処理ができる。ところが、これ処理が不可能です。だから慎重に対応してもらいたい。

○石川慶 委員長 では、進めてまいりましょう。

本日は、さきの委員会で決定いたしましたとおり、次の項目について質疑をしてまいりたいと思います。まずは、1番、本市の地方債の合計額について、2番、令和4年度財政調整基金の残高について、3番、給食センター維持管理費について、4番、公金収納システム改修委託料（学校給食管理システム連携対応）について、5番、駐車場システム保守委託料について、以上5件について質疑を行うことに決定しております。

それでは、質疑を行ってまいりたいと思います。まず初めに、1番、本市の地方債の合計額について質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 おはようございます。お忙しい中、本当に大変お疲れさまです。12月の議会というのは、補正が最終補正になると思っております。それから、皆さんは予算編成のとても忙しい時期でもあると思うのですけれども、地方債の動向、この合計額が一応出されているのですけれども、もちろん一般会計の地方債も知りたいのですけれども、宜野湾市としての借金ベースがどれぐらいあるかということでお尋ねしたくて、申し訳ないのですけれども、質疑させていただきたいのですけれども、地方債には特別土地区画整理の整理事業債というのもあると思うのですけれども、その宜野湾市全体としての地方債はどれぐらいの予想というのですか。確定しているのですか。確定は3月末あるいは会計調整を過ぎた頃にしか確定しないかもしれないのですけれども、まず予想としてどれぐらいなのか。今回、278億円が年末の現在高の見込みかということではいるのですけれども、それについても答弁できるかどうかよろしく申し上げます。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの我如古委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書につきましては、85ページとなります。85ページをお開きいただきたいと思います。85ページは地方債の調書となります。この調書の

一番右側に当該年度末現在高として地方債の見込額、見込み現在高が記載されております。これは12月補正後ベースの見込み残高となります。この一番右側の見込額の一番下の欄に合計の欄がございまして、この合計の欄に補正前、補正後額がございまして、地方債の残高としまして、補正前が278億9,897万6,000円でございますが、補正後見込額としまして279億214万8,000円、こちらが一般会計における12月補正後の地方債の残高見込みとなっております。我如古委員の御質疑につきましては、この一般会計にさらに特別会計、具体的に申し上げますと宇地泊、佐真下、西普天間の区画整理事業の地方債を加えたときの残高ということで御説明を申し上げたいと思いますが、現在、宇地泊、佐真下、西普天間の現在高の見込額としまして20億1,154万1,000円の残高がございまして、これを先ほどの一般会計の残高見込み279億214万8,000円に加えまして299億1,368万9,000円、約299億円の残高見込みという形となっております。以上でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 監査報告書にもあるのですけれども、これは前回令和3年の末でしょう。監査報告に303億円、合計額が記されているのですけれども、今回は290億円を見込んでいるということですのでけれども、西普天間の開発とか、あるいは財政需要が多くなるので、そういった市債、借金のほうが、あと今年度の1月、2月、3月からも増える、そういう形で見込みとしてはどんなでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今後の見込みということでございますが、3月補正の状況がまだ今ちょっと見えない状況でして、恐らく執行残などが出てくるものと想定をしておりますので、そこまで大きく地方債残高が増えるということはないかなというふうに予測はしている状況です。3月補正でまた詳しい地方債の状況は御説明できるかと考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、3月議会でもっとしっかりしたものが出てくるということで、理解します。

次、財政調整基金の残高についても同じようにお聞きしたいのですけれども……

○石川慶 委員長 我如古盛英委員、順番にいきましょう。地方債の合計額についてなので。

○我如古盛英 委員 そうですか。

○石川慶 委員長 地方債の合計額についてほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めていきましょう。

では、次に2番、令和4年度財政調整基金の残高について質疑を行ってまいりたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 すみません。これも私が申し上げてやったのですけれども、一般会計補正予算の審査のときにやればよかったのかと思うのですけれども、財政調整基金もいろんな1年間の事業を執行するときどうしても必要な基金になると思うのですけれども、今回、普天間飛行場の公共用地の取得費に5億円でしたか、入れて終わりなののですけれども、財政調整基金も先ほどと同じように、今回は見込みという形になると思うのですけれども、これも3月末、今年度末までにはどれぐらいを予想しているか、それも予想できますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○**財政課長** 基金の状況ということで、特に財政調整基金の3月補正後の状況でございますが、12月補正後時点で現在31億8,400万円余りの残高見込みというふうになっております。3月につきましては、執行残の補正減が主になってくるかと思っております。そして、先日も答弁いたしました、12月13日付で普通交付税の国からの追加交付2億8,000万円余りもでございます。こちらも3月補正予算にて計上をしまいたいと考えておりますので、残高につきましてはもう少し増えていくのかなというふうには考えておりますが、具体的に幾らまでというところは、ちょっとまだ執行残の状況等を見てからでないとなかなか申し上げることが難しいかとは考えておりますが、現在の31億8,400万円余りからは残高は増えていくかなというふうに予測しているところでございます。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** これまでの推移で19億円、20億円台の金額もあったような気がしますけれども、今の答弁からすると30億円台は確保したいと。そういった助成基金がないと事業のスムーズな執行もやっていけないかもしれないですので、ぜひこれもまた3月議会の中で新しくというか、出てきた数字をまた審査していきたいと思っておりますので、ぜひ頑張ってほしいです。

○**石川慶 委員長** 令和4年度財政調整基金の残高について、ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○**石川慶 委員長** では、進めましょう。

続きまして、3番、給食センター維持管理費について質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。補正予算書71ページです。桃原功委員。

○**桃原功 委員** これは4、5から先に聞いてもいいですか。

○**石川慶 委員長** 関連しているので、4番、5番から進めていきましょう。

○**桃原功 委員** すみません。

○**石川慶 委員長** では、補正予算、公金収納施設改修委託料、学校駐車場管理システム連携対応について質疑がありましたら挙手をお願いいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** すみません。先般も質疑したのですが、公金収納システム改修委託料、学校給食管理システム連携対応、これはどういうものなのか改めて確認をさせてください。

○**石川慶 委員長** デジタル推進課長。

○**デジタル推進課長** おはようございます。桃原委員のただいまの質疑にお答えします。公金収納管理システムの改修事業になりますけれども、このシステム、例えば税金もそうですけれども、国保の保険税とか、市営住宅の費用とかいろんな公に納めなければいけないお金がありますけれども、その納められたものを税目ごと、種類ごとに分けられてちゃんと管理をするシステムがあります。今回予定されている学校の駐車場使用料の項目を新しく追加する改修費用になります。よろしいでしょうか。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、新たに学校駐車場のシステムを追加すると。駐車場の利用者として、例えば市費の学校事務とか、県費の学校事務とか、あるいは県費以外の学校事務とかいろいろ多様な方がいるのですけれども、全てそういった方々は該当するのですか。

○**石川慶 委員長** デジタル推進課長。

○**デジタル推進課長** あくまで公金収納管理システムに来るまでに、教育委員会のほうで計上しています駐車場管理システム、そのこのほうからのデータが来たものを私たちは公金収納管理システムに受けますので、今の桃原功委員の駐車場を使っている方々の種類も種別については、ちょっと質問は私のほうで答えにくいです。すみません、代わりましょう。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。今回、駐車場管理のほうの使用料においては、教員また、あるいは市費の事務、あるいは県費の事務、あるいはまたSSWとかそういった勤務する方で、自家用車で使用する方に関して許可を受けられる方が対象となりますので、通勤のほうでバス等を利用して通勤する方は対象外になりますが、学校施設にとめる方に関しまして、基本的にこちらの対象になってくるものでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 全て対象になるということですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。20時間未満とか対象外の方もいらっしゃいますし、先ほど申し上げるとおりバスの通勤者であったり、学校施設に駐車しない方もいらっしゃいますので、全てではなくて、駐車の手続きを受けた方が対象となります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。20時間未満というのは、週、それとも月、いかがですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 週20時間未満です。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 週20時間というと、1日何時間ということになるのですか。1日数時間という感じですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 週3日勤務も週4日勤務もそれぞれ時間数が少し増減しますので、基本週20時間未満が今回、徴収の対象外となります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 関連するので、5番も併せて聞いていいですか。

○**石川慶 委員長** 5番、駐車場システム保守委託料についても大丈夫です。

○**桃原功 委員** 5番の債務負担行為の駐車場システム保守委託料、これに関して説明できますか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。今回、予算書の66ページにございます指導事務運営費委託料で588万5,000円を計上してございます。こちらの部分に関しましては、今回の駐車場使用料徴収業務に係るシステム委託で、システムを構築するための費用でございます。今回、債務負担行為で計上している、こちらの駐車場システム保守委託料に関しましては、そのシステムの開発後、保守管理を行う費用として債務負担行為で計上してございます。

○**桃原功 委員** 教職員のですよね。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 駐車場システムに係る保守契約でございます。

○**桃原功 委員** ですから、駐車場システムに係るとしてやっているのは、学校の先生方が止める分のということですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。先ほど来答弁しているのは、教員含めてS S Wとかこちらの学校の使用許可を受ける方々に関してのシステムになってございますので、そういった方々に関するシステム保守ということになります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、この④番、皆さんにも資料も来ているのかな。学校駐車場管理システム連携対応と、今の588万5,000円の違いというのは、何か関係というか、説明できますか。さっきの学校駐車場管理システムに連携して対応するという債務負担行為の予算と、今説明があった588万5,000円の違い、差異というのを説明お願いしたいのですが。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 今、桃原委員から御質疑のありました債務負担行為の9ページの下から7番目の公金収納システム改修委託料につきましては、先ほどデジタル推進課長から答弁ありましたとおり、学校施設使用料の駐車場システムは、駐車場の利用管理であったりとか、引落し口座の情報管理であったりとか、そういったものに関するシステムでございます。こちらの公金収納の部分に関しましては、公金として役所のほうに収納されますので、金融機関から役所関係に通じてくるデータを取り込んだり、あるいはまたシステムのところに吐き出したりとか、そういったところの改修を行うものでございます。あと、また財務会計システムとの連携等もございますので、そういったところが今御説明した9ページの債務負担行為の金額になります。

○**桃原功 委員** 127万2,000円の債務負担行為の金額という部分ですね。

○**指導部次長** いいえ、これは今、先ほど来答弁しているとおり9ページです。公金収納システム改修委託料の400万円のものでございます。10ページの駐車場システム保守委託料に関しましては、今回の委託料で計上しているシステム開発後、それを保守管理する委託料として127万2,000円を計上してございます、債務負担行為で。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると66ページの委託料588万5,000円というのは、これは何ですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。予算書66ページの10款1項3目委託料に含まれている588万5,000円に関しましては、今現時点でシステムの構築がございませんので、駐車場利用者の管理だったりとか、引落し口座の情報管理だったりとか、そういった今回の事務に生じるものをシステムで管理するための予算でございます。こちらのほうは、システムをこれから構築する開発費でございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** たくさんお金かかるのですね、多岐にわたって。昨今の報道では、教員不足が強く指摘される中、教員の環境をどんどん、どんどんよくなる改善ではなくて、悪くなっている嫌いがあるのです。皆さんもそう思いませんか。これ幾らかかるのですか。この教職員の金額を徴収する件において、今3つの債務負担行為が2件、補正予算の金額が588万5,000円ということをおっしゃっていましたがけれども、9ページの

ものは既存のものに先生方のものを追加するだけですから、この400万円が総額ではないでしょうけれども、先生方から徴収する上において幾らぐらいかかるのですか。これ全部足せばいいのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今現時点でシステム開発に係る費用に関しましては、令和4年度は588万5,000円を委託料として開発費として計上してございます。債務負担行為に関しましては、4月以降、それらのシステム保守を行う金額として127万2,000円を計上してございます。実際には、また仕様書等を提示して、業者さんとの調整した金額等になりますので、契約後、金額のほうは少し異なってくるかと思いますが、今現時点では、この2つの予算を計上してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 おとといの委員会で次長が、私が質疑したのは学校現場、先生方の声、学校というか、協議したものの回答を求めましたけれども、全てがまだ出そろっていないという答弁だったと思うのですけれども、どれぐらい先生方の、これ13校の全教員に聞いたものがどれぐらい戻ってきていないのか、その辺も集約されていますか。大体で何割ぐらいということでもいいので、答弁できないですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。12月1日に各幼小中の13校にリモートでそれぞれ説明会を実施してございます。日にちもまだたっていないものですから、13校のうち8校が質疑であったりとか要望等が出ている状況でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ということは、5校はまだ確認が取れていないということですね。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 12月1日の説明会においては、要望とか質疑等があれば提出してくださいということでございますので、5校に関しましては、まだ要望を提出していないのか、そういった事項がないのかどうかというのは、今現時点で把握はしてございません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そういうのがきちんと説明されていないうちから、こうやって提案をして取れるのですか。そういうやり方でいいのですか。あまりにも拙速すぎません。いろんなことがあって、うるま市は今回取らないという判断を下したわけです。皆さんのやり方って、あまりにも当事者の声を確認しないまま進めていくというやり方でいいのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。今回、公共施設の駐車場料金に関しましては、平成26年12月議会において行政財産使用料の条例のほうは改正に至ってございます。ただし、環境整備のほうは学校においては整っていないということで、当分の間、学校施設においては徴収しないという規定を設定してございます。今回、令和3年10月において手数料改正の基本方針の改定を踏まえまして、その後から、1月から市校長会において説明、今年度入りまして4月においては、また人事異動等もございましたので、校長会、教頭会においても説明してございます。また、令和4年10月には、市費事務の職員に関しても説明を行い、先ほど申し上げました12月1日に説明等をしてございます。また、この部分に関しましては、先ほど申し上げたとおり、環境整備においても必要ということから、公用車の各校1台の配置であったり、タクシー

一チケットの予算措置であったり、また4月、5月の繁忙期、家庭訪問等のところで自家用車の使用が頻度が多くなる対象職員に関しては、また2分の1の減額規定であったり、そういったところを、随時各校長を通してではありますが、説明もしてございますし、このたび12月1日、教職員を対象に説明も行っているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 先生方の声の一部として、市役所向かいの市民駐車場に宜野湾市の職員が無料で止めることができる職員もいるではないですか。もちろん周辺で借りて有償で契約している方もいらっしゃるのも承知してはいますが、ただそれを知らない、あるいは知らないというか、無料でとめられている職員もいるのに、市役所向かいの駐車場に、教員だったら有料というのはどうなのですかという不公平さを指摘をする教員も、これもあるのです。あったのです。それを私も説明できないのです。この不公平感というのは、どう皆さんに説明されるのか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 御質疑にお答えしたいと思います。市民広場の駐車場の件が出ましたので、私のほうで答弁したいと思います。市民広場は、皆さん御承知のとおり軍基地でございます。米軍のほうから使っていていいということで、駐車場として使わせていただいております。ただし、料金を取るということは、これはできないということで無料という形で使わせていただいております。当然そこにとめ切れないのが周辺で、有料駐車場を借りているというところもございますので、これは市が用意した駐車場というよりは、そこが使えるというところでとめているということをお理解いただければと思いますので、市のほうが準備して駐車場を置いているというわけではないということをお理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 先生方の視点からすると、そのことは承知していると思うのですが、実態としては駐車料金を市に払っているわけではないので、どうなのというような声なので、であればやっぱり行政の、これは極論かもしれないけれども、学校周辺に無料でとめられるスペースを確保する、公平性を保つということならば、だけれども、それはやっぱりできないではないですか。それできないのだったら、学校の声のアンケートも、まだ5校の部分というのはきちんと回収できていないとか、あるいは教員不足が指摘される中で、合意に反していくのは、私はどうなのかなと。これまでのようにもう少しきちんとやっていくべきではないのかなと思っているのです。これはもう皆さんは一般質問でも取り上げているので、市長にも強く言っていくしかないのかなと、教育委員会、教育長へも言っていくしかないのかなと思っているのですけれども。そうすると、学校の先生方の仕事がスムーズに進むために、タクシーチケットの完備とか、あるいは公用車の完備とかというのもできるのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。今回、令和5年6月から徴収するというところで準備を進めておまして、環境整備において、全てにおいて整えるわけではございませんが、公用車の配備、タクシーチケットの予算措置、あと、また先ほど申し上げますとおり駐車場料金への配慮等、そういったところをしながら理解を求めていきたいというふうに思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この公用車の配備とかタクシーチケットの予算とか、今回変わるシステムの様々な、3つ

くらいありましたよね。400万円は学校教員のものだけ、全てではないけれども、こういった総額で幾らになるのですか。コスト費を考えると相当な投資がされています。この公用車の配備とかタクシーチケットの準備とかになったら、皆さん、幾ら予算計上するのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。まず、学校施設において、本来、行政財産として果たす目的として、教職員のための駐車場ではないものですから、こちらの整備として行政財産の使用に当たりまして、地方公共団体が行政目的を達成するために使用するものであることから、この目的外使用をすることは本来できないところでございます。その部分に関しまして、本来の用途や、また目的以外に、その目的を妨げず、かえって効率的な利用が図れるというところで、目的外使用を認めるところでございます。ですので、今回、自家用車の使用に関しましては、目的外使用を認めて使用料を徴収していくことになるものでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 先生方が車で通勤すること、そこに止めることは目的外使用なのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原委員、先ほど答弁漏れがございました。予算の計上に関しましては、今回、システム開発に関しましては、導入の前に準備しないといけないということで12月予算に計上してございますし、また4月の手続を速やかに行うために、システム費用の保守の債務負担行為を計上してございます。6月実施のところに関しましては、先ほどのタクシーチケットであったりとか、そういったところは新年度予算で、これから担当部署とも調整しながら、予算措置の手続を図っていくものでございます。教職員が通勤に使用する車両に関しましては、目的外使用には当たります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは他府県みたいに電車網が完備されている、配備されているとかというところであれば、要は沖縄というのはバスも定時に来ないときもあるわけですが。バスも定時に来ないときもあるわけでしょう。バス停から遠い中学校の正門もあるわけでしょう。普天間中学校なんてどれだけありますか。だからそれを正論で目的外使用と言われたら、先生方も仕事に対する意欲というのなくなるのではないですか。だっていろんな教材も持ってくるのもあるわけでしょう。こういった教材もあるのに、だから車で、鉄軌道もないから自分の車を使わざるを得ないわけです。それを目的外使用というふうに言われてしまうと、私はあまりにも酷、こういう突き放し方でいいのかなと思うのですけれども、もう少し今教員不足が指摘される中で、先生方の環境というのをどうやって改善していこうか、先生方をどうやってつなぎとめようか、どうやって復帰させようかというような模索している中で、では、次の学校どこに行きたいですかと。普天間中、宜野湾中、真志喜中、嘉数中は外されます。いや、隣のうるま市に行こうとか、そういうふうになったらどうするのですか。皆さんは環境をよくしていくのが仕事ではないのですか。さっき、最初のやつの中でも、総額というのは何か出されていますか。要は、今回の588万5,000円で、公用車の配備を整えとか、環境をよくするとおっしゃいましたけれども、タクシーチケットの予算、この先生方から徴収するために逆に支出する金額の総額というのは出されていますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。歳出総額に関しましては、先ほど答弁したとおり、

令和5年度の新年度予算で措置することになってございますので、今現時点で総額のほうは出してございません。ただ、収入額に応じて、今回この収入に関しましては約1,900万円余り収入として計上するものでございます。また、目的外使用でございますが、法の中での手続を整理するというところで、今回、学校施設の目的を果たしつつ、その機能が損なわれない範囲で、管理者である学校長が目的外使用を許可したものの者に対して、その対価として今回、使用料を徴収するものでありますので、目的外の使用を全く認めないということではなくて、本来果たすべき機能の中で、面積等、スペース等を見ながら目的外使用をこれまでどおり認めて、そういった手続を進めるものでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 目的外使用を認めるとおっしゃいました。すみません。最初は目的外使用であると言いながら、今目的外使用を認めるというのはどういうことですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原議員と宮城政司議員が本会議で要求した資料の中に、1、2、4と記載した資料の中で法的根拠を記載してございます。その中で目的外使用においては、地方自治法第238条の4第7項において、行政財産の本来の用途は、目的を妨げない限度において使用することを認めており、地方自治法第225条において使用料を徴収することができるかとされております。今回、手続においては、本来、学校の機能を阻害しない形で使用を認める形の手続を進めていくものでございます。ですので、全く駐車をさせないというところではなくて、これまで同様な形ではありますが、目的外使用の許可を認めて、使用料を徴収するものでございます。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 すみません。ちょっと私のほうから先ほどの桃原委員の御質疑の財政効果に関する部分について、少し補足をさせていただきたいと思っております。先ほど指導部次長から答弁ありましたとおり、今回の学校施設における行政財産使用料の収入の見込みとしては、およそ1,900万円余り、これは収入の部分でございますが、見込んでございます。桃原委員がおっしゃっている歳出のほうが多く出ているのではないかという御指摘でございますが、今回、12月補正で、確かにシステムの改修、これは開発費として588万円余り、公金収納システムとして債務負担行為であります400万円、保守料、そういったシステムの開発費、保守等でかなりの金額を計上してございます。また、そのほか公用車に関して13校、リース配置いたしますし、タクシーチケットの配布、それから車両に関する燃料費ですとか、そういったものもまた当初予算で計上してまいりますので、まず制度の始まりに当たる令和5年度に関しましては、やはり使用料をいただく以上、学校の環境整備も図っていかねばならないということで、初期投資として最初の初年度は、ある程度費用がかかるものと認識をしております。そして、今回の行政財産の使用料徴収に関しましては、先ほど来、指導部次長から答弁がありますとおり、行政財産に関して現在、使用許可も明確な法的な位置づけなく駐車がなされているという現状、この現状を改善しながら、学校環境の改善を図っていく、これが趣旨でございますので、まずしっかりと行政財産に対する使用に対する許可を出す。使用許可を出す。そして、その許可を出して、それに対する使用料を徴収していく、これが趣旨でございます。ただ、先ほど来申し上げているとおり、使用料を取るだけではなくて、学校施設における環境の改善も図っていくというものでございます。そして、このいただいた使用料については、ただ単に一般財源を追い出すということではなくて、教育委員会とただいま協議をしておりますが、具体的には今何をやるということはちょっと申し上げられま

せんが、例えば学校施設の維持管理費の増額なども具体的にまたこれから当初予算の編成過程において検討していくということで、教育委員会と今調整をしているところでございます。ですので、財政効果額に関しましては、これはもう少し長期的な、単年度だけを見ると、やはりイニシャルコストがどうしてもかかってしまいますので、長期的なスパンで見ながら、また一般財源を浮かすということだけではなく、具体的に教育環境、また児童生徒への還元につながるような施策も併せて検討していくということを御理解いただきたいと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 維持管理というのは、この駐車場料金から回すものではないと私は思います。維持管理費は維持管理費で、ちゃんとしっかり充てるべきだと思うのですが。いろいろ財政課長も答弁ありましたが、まだまだ先生方の環境をよくしていく、要はもうお金を取るということ自体から、様々なものが、物価が上がる中で、こういうふうに学校の駐車場まで取るのかという声が私が聞く中では大半なのです。そういった意味では、拙速すぎる。今やるべきではないのではないのと思っております。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 拙速すぎるのではないかという御指摘でございますが、これも先ほど来、指導部次長から答弁させていただいておりますとおり、宜野湾市使用料、手数料の見直しに関する基本方針、平成26年10月に策定をいたしまして、平成27年4月1日に全庁的な使用料の改正をいたしております。その際に、公共施設における職員の駐車場使用料の徴収も始まっております。車両月額3,000円、バイク500円でございます。そして、この使用料は、正職員だけではなく、当時の臨時嘱託職員、そして現在は会計年度任用職員の方々からも徴収をさせていただいております。その際、学校施設における行政財産使用料の徴収も検討をしようとしたしましたが、現在、各議員の皆様から御指摘をいただいているとおり、学校で使用料を徴収するには、まだ環境が整っていない。そして、様々配慮すべき多くの課題があるということで、その際は実施を見送っております。それから、約7年経過しております、一旦保留となっておりますが、この7年経過する中において、昨年度、先ほど申し上げたとおり、今実態が行政財産の使用許可がなく、車を駐車しているという状況を改善しなければならない。そこで、1年かけてしっかり検討した上で、令和4年12月定例会に提案するというので、昨年度、方針を改めて立てたところでございます。そこで校長先生たちからの意見聴取であったり、教頭先生たちからの意見聴取であったり、教育委員会でも様々意見を聴取していただきまして、今御説明をしているとおり、様々な課題、そういったものを検討しまして、先ほど4月、5月の使用料を半額にするですとか、あと会計年度任用職員の方々の負担を軽減するために2割減額、4割減額等、そういった措置もやっております。御理解いただきたいのは、既に他の公共施設では行政財産の使用料を徴収しております、これは保育所ですとか児童センターの会計年度任用職員の方々からも既に徴収をいただいている。そして、これがもう既に7年間課題として保留されている状態であったということは御理解いただきたいと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、13校の先生方から徴収するに値するぐらい駐車場は完備されているのですか、13校。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 各学校のほうから駐車できないというところの報告は受けてございません。ただ、先ほど来申し上げるとおり、目的外使用でございますので、白線引き等をして駐車場として整備しているところに駐

車ではなくて、あくまでもスペースがあるところで学校の敷地内の中で可能であれば、目的外使用を認めて駐車をさせている状況でございます。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 補足させていただきます。学校の今駐車スペースとして整備している部分につきましては、本来、職員の駐車場という形での整備は文科省の補助対象にもなっておりません。近年行っている整備としましては、学校機能を損なわない範囲で、外構工事の一環として来客用の駐車スペース等として整備を行ってきているという状況でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 文科省の法令か法律かわかりませんが、沖縄は他府県と違うのですよ、何回も言うけれども。だから横並びの法律では、これ皆さんだけの問題ではなくて、沖縄県として他府県と違うという環境を強く訴えていかないと、横並びの法律では本当に末端が苦しみますよ、ずっと。東京と違うでしょう。大阪と違うでしょう。福岡と違うでしょう。電車もないのですよ、本市は。以上です。

○石川慶 委員長 では、今の4番、ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 お願いします。用語がちょっと分からなくて、すみません。SSWって何ですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。SSWとはスクールソーシャルワーカーという形の職種でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 公用車がない状況ということですが、各学校に何台公用車を置く予定ですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 市内小中学校各1台、計13台を配置する予定でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 各学校何台ですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 各小中学校、各校1台でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 とても足りないと思います。先ほどからの桃原委員が言ったように、とても教員の仕事って目に見えにくいので、公務員だから一緒というふうにされると、本当に早朝の委員会があったり、講座があったり、そういう中に出ていく。そして、働いて、もうその時間内でできないから、生徒のノートを運ぼうと思っている先生とか、それを袋にいっぱい持って帰る先生も多いのです。そして、生徒が部活等でけがしたときも、そういうものも対応して、そういう教員の仕事が、来て仕事を一日やって帰るというものではないという特殊性と、そしてやっぱり車社会ということとか、沖縄の現状に合わせて考えていただきたいなと思います。その辺の、私も同じように今いろんなところで聞いているのですけれども、やっぱりすごく教育委員会が説明不足というようなこととかあるのですけれども、まだまだ足りないとは思いませんか。声を聞くというところで聞けていないと私は思いますが、どうですか。十分だと思っておりますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○**指導部次長** プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。先ほど財政課長からも答弁あったとおり、こちらの行政財産の使用に関しましては経緯がございまして、その経緯を踏まえまして、ほかの宜野湾市の公共施設においては、平成27年4月から徴収を実施してございます。それらを踏まえまして、令和3年度に学校施設においても使用料を徴収していくということの確認が行われておりますので、その中で先ほど来答弁しているとおり、学校の環境整備等も図りながら、手続を今進めている最中でございます。議員おっしゃるように、ちょっと足りない部分があるかとは思いますが、そういった部分に関しましては、今後もまた調整等をしながら進めていきたいと思っております。現時点では、車両1台3,000円、オートバイ500円の使用料を令和5年6月から徴収する前提で進めておりますし、それらの環境整備も今回の予算等で措置していく予定でございます。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 経過は、もう本当に丁寧に説明していただいたので、7年前のそれは分かりました。ありがとうございます。この目的外での使用ということで、許可を出して、駐車料金は集めないということではできないのですか。校長先生が許可を出して、特別にそういうふうに使っていいですよという許可を出して、お金を集めないということではできないのですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。今回も先ほど来申し上げているとおり、他の施設においても車両3,000円徴収、オートバイ500円徴収、こちらは正規職員のみならず臨時職員、会計年度職員も徴収してございますので、現時点では車両3,000円、オートバイ500円のほうを徴収して、この制度を導入する予定でございます。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 先ほど文科省からということをおっしゃっていたのですけれども、文科省が推進した教員免許更新の制度ももう廃止に、とても悪法だったので廃止になるのです。この駐車料金の問題も、教員の負担軽減ということをやっと掲げて、教員が今足りない現状なのです。本当に教員が休んでも、補充できない。4クラスあったのを3クラスに畳んだり、特別支援学級を畳んだり、そういう形で生徒にすごくしわ寄せが来ていて、公教育が崩壊するのではないかという声が叫ばれている中で、これは絶対に私はやるべきではないと思っていますが、その教員の負担軽減の立場から今、教育委員会がすごく推し進めている。負担過重になるとは思いませんか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 先ほど来申し上げている学校施設使用料においては、今回の条例で整理もし、令和5年6月から徴収する方向で進めてございます。また、宜野湾市においては他市町村と異なって、例えば特別支援教育支援員の人数であったりとか、こちらにおいては宜野湾市においては幼稚園10名、小学校46名、中学校16名、合計72名の配置等をして、他市町村では各学校1～2名程度のところをこういったところで充実もしてございますし、またALTの採用においても小学校には、9校、ALT2名ずつの配置であったりとか、そういったところからも教職員の負担軽減とかを図るところで、予算関係部署とも調整して認めてもらっているところもございまして、今後も連携しながら、教職員の負荷軽減に関しましては、そういったところからも図ってきたいというふうに考えてございます。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 負担軽減のところは、本当に私は絶対これは負担増になると思います、経済的にも、業務の上でも。だから養護教諭が置いていない学校もあるのです。養護教諭が足りなくて、病気になったりして、1人のところがいない、あるいは2人配置するところが1人しかいないということも起こっていて、そこに生徒が病気になったときは保健室で寝られない。だから教員が空き時間を見て送っていくとか、そういうことも出てくるし、今不登校、学校に来たくないという子たちが増えていて、その子たちを呼びに行く。そういう問題もあるときに、タクシーチケットで全部対応するのですか。公用車も1台だと絶対足りないと思います。公用車が足りなかったら、タクシーチケットで全部対応するのですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。先ほど来申し上げているとおり、各学校に1台の公用車ですので、その1台の中では、各児童生徒の対応に関しては非常に難しいものがあるかと思えます。ただ、平成17年から自家用車の公用使用も認めてございますので、その仕組みも現時点では継続する予定です。ただ、やはりこういった環境整備の面で、これまで措置していなかったタクシーチケットも対応する予定で、そういったところも充実させながら、今回の制度を導入していくものでございます。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 那覇市が導入して20年になるのですけれども、タクシーチケットを利用する中で、1人で1万円超えもどんどん出ていて、そういう費用がすごく出るということも想定できないでしょうか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** タクシーチケットの使用料に関しましては、先ほど令和5年の新年度予算で計上していく予定でございます。その中で他市町村の状況も考えながら、予算措置または利用規定に関しても今後調整していく予定でございます。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 希望としては、20年以上やっている那覇市が、すごく今問題がいろいろ保険の問題、学校外において車が破損されたりという問題もありますし、1人でかなり経済的に負担になっているところから、今反対の声がすごく宜野湾市の先生方から、組合からも、先生方からも上がっていますので、ぜひそこに耳を傾けていただきたいなと思います。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。他市町村の状況とありましたが、沖縄市のほうが令和2年10月に学校施設使用料の徴収が行われてございます。その中でやはり教職員の負荷のほうが大きいということ、納付書のほうで納めているものですから、その時間帯に納付もしないといけないというところで負荷も大きいということで、今回、予算当局とも調整し、システム開発の経費も計上して、そういった職員の負荷も軽減に努めているところでございます。また、充当先の面に関しましてもいろいろとまた沖縄市さんのほうからは、なかなか費用が見えないということで、そういった声も聞いているということでございますので、先ほど財政課長からも答弁あったように、その辺も内容を令和5年度の新年度予算でこういった形のを計上していきたいというのは説明できるように努めてまいりたいと思います。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 説明ありがとうございました。最後に、説明を十分やってきましたということなのですが、本当にもっと現場の先生方の声を聞いていただきたいし、今先生方の休みが多くて、現場が疲弊して、子供たちにそのダメージがいつているということを考慮したら、今絶対に私はやるべきではないと思っているので、もっと声を聞いていただきたいと思います。以上です。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** まとめて今の件に関してです。3点ぐらいまだやります。もしこれ施行されて、市が用意して、ちゃんとした駐車場として学校の先生方が車を置く駐車場に駐車させるということで、その学校内での維持管理、それから駐車場の整備等は、どちらがやるのですか。校長先生がやるのですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 学校整備においては、やはりハード的な整備もございますので、教育部の施設課とも調整しながら、整備のほうは実施していきたいというふうに考えてございます。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 駐車場のふだんの維持管理というのですか、例えば盗難防止とかいろんな整備とかあるではないですか。あるいは、何台止めているかなという確認とか、そういった維持管理は具体的にどなたがやるのですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 我如古委員の御質疑にお答えいたします。これまでの形態と異なって、手続をしっかりと法的な位置づけの下に許可を与えていくという形でございますし、現状においても、これまで同様な形で駐車がなされていくかと思しますので、少し管理のほうは、すみません。ちょっと詳細は確認してございませませんが、例えば今後は使用の許可を出しますので、校長のほうに申請書を出して、その中で使用台数等を管理していくという形になります。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** ということは、管理しているのは学校のほうで管理するというので、今答弁でいいのかな。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 教育委員会と学校と連携しながら管理していく形になっていきます。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** それぞれ見込み台数、要求資料の中に776台ということで記載してあるのですが、この方々は、今現在、宜野湾市の小中高の学校の皆さんがいう普通財産のところには駐車している方々のものを全部調べ込んで、これだけなのですか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 我如古委員の御質疑にお答えいたします。今回、令和5年6月からは、車とオートバイのほうのところでは使用料を徴収していきますが、こちらの776名に関しましては、現在勤めている方の人数ということで御理解いただきたいと思います。おおむねその人数が台数のほうに反映するとして記載してございます。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** おおむねという、学校側からこれ報告があったということですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 指導課のほうで全部確認して調べてございます。また、こちら制度のほうが導入された場合は、例えば車から、車両からオートバイに変える場合もございまして、車から、またバス通勤に変える方もいらっしゃるかと思います。そういったところで今現時点の状況を精査しても、台数自体は制度スタートのところには合致しない部分がございますので、今現時点で見込まれる台数を記載してございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 見込まれる台数を書き込んでいるということですが、そうするといろんな困難も生じないのかな。止めていいのか、あるいは先ほども言いました。車からどちらに変えるとか、バス通勤に変えるとか皆さん出てくると思うのですが、そういったものもしっかり教職員の皆さんの意見、陳情も出ているわけですし、教育委員会からまだちゃんとした回答が出ていないという指導部次長の答弁もありましたけれども、そういうものもしっかり理解を得ているのか、私は気になるところです。

それから、タクシーチケットの件ですが、タクシーチケットの出し方の方法ですが、これ教育委員会あるいは皆さんが必要な料金の枚数だけ出すのか、先ほどプリティ委員がこういった質疑していましたけれども、混雑が生じてくると。どういう形で、使った分だけ支払ってくれるのか、あるいは最初から枚数を決めて各学校に配布する、どういう形で取る予定なのか。

○石川慶 委員長 すみません、ちょっと一旦休憩しましょう、録音の関係上。

○我如古盛英 委員 もう少しだけでも。

○石川慶 委員長 70分で一回切れるので、一旦取り直しましょう。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時13分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時13分）

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。先ほど来答弁するように、こちらのほうは令和5年度の新年度予算で計上していく予定でございますが、今現時点では沖縄市さんとか浦添市さんとかを参考に、チケットにカーボン式の対応、カーボン式の業者さんで、学校で、教育委員会でしっかり手続がスムーズにいくような形で、その使用方法を今現時点で検討しているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 カーボン式というと……

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 3枚連枚で1,000円と書いてある場合は本人向け、学校向け、精算するための教育委員会向けという形で、そういったところで後ろのほうに移る形で精算をスムーズにできるような形で今検討している最中でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これ先ほどの776名を見込んでいるということですが、全教員の皆さんにそれを配布するという理解していいのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○**指導部次長** こちらのほうはタクシーチケットのものに関しましては、当然執務の中でそんなに学校から出ない方もいらっしゃるかと思いますので、管理は校長もしくは教頭のほうに委ねて、校務使用時に適切に使用ができる方法を検討していきたいというふうを考えてございます。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 最後に、そういった整備の予定も、皆さん本当にまだ私は不十分だと思います。特に学校の先生方、当事者の意見もしっかりと聞き取れていない、それから回答もしていないという状況があるわけですから、5校がどういう対応をするかまだ不明という先ほどの答弁もございましたし、それから本当に本土と比べて鉄軌道もない、あるいは交通の便が不便。特に宜野湾市は中心地に普天間飛行場がどかんと座っていて、宜野湾中学校から普天間中学校へ行く場合、本当に遠回りしていかないといけない。そういった状況もあって、本当に交通の不便の一番最悪な状況がある中で、そういったものを、駐車料金を取っていくこと自体が、私は何か市民サービスに欠けているのではないのかなというふうにも思えてきますので、ぜひそういうところも加味して、そうしたらさらに延長して、しっかり理解していい方法を考えていければなと思います。以上です。

○**石川慶 委員長** この件について質疑、伊波一男委員。あと3番の給食センター維持管理費についての御質疑もありますけれども、どうしますか、皆さん、あと少しだったらそのまま続けますか、それとも休憩一旦入れますか。

(「やったほうがいいんじゃない」という者あり)

○**石川慶 委員長** 10分休憩入れますか。桃原功委員は3番の学校給食センターどれぐらいありますか。

○**桃原功 委員** 5分くらい。

○**石川慶 委員長** では、続けましょうか。では、続けてまいります。続きまして、質疑のある方は挙手をお願いいたします。伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 今のやり取り、説明を聞いて理解しました。7年間も公務員の皆さん、また再任用の皆さんとの差が大きかったなど、まだ学校の駐車場料金が取れていなかったというのは、ちょっと行政としてバランスが悪いのがあったのだなというのがあります。この問題、他の沖縄市、浦添市、那覇市から、もしくはほかの市から来た方、宜野湾市のほうは駐車料金取らないのかなというふうに思っている先生もいました。取らないのですね。ああ、そうなのだというふうにしか思っていなかったのですが、今確認をさせていただきたいために資料の要求をお願い申し上げたいと思います。まず、11市の状況、何年から始めて、乗用車が幾ら、オートバイが幾ら、もしくはその他の車両が幾らというのがあるかどうか。それと、始めた年はいつから始めているのか。これ大変重要なことは、よく公務員の皆さんは公平公正にやるべきだと常に言っているながら、こういうバランスが悪いことが、市民が分かると逆になぜ取らなかったかと議員も指摘をされるのではないかなというふうにも思います。

そしてもう一つ、先ほど我如古委員、桃原委員、プリティ宮城ちえ委員からもありましたけれども、これは集めます、徴収した予算、金額は、当初予算は大変準備がお金かかるというのは分かりました。あと、しっかり先生方、先ほどありましたけれども、維持管理なんていうのは行政の仕事です。先生方からお金集めたものを維持管理費に回せばいいのではないかな。先生方がしっかり仕事ができやすい状態にしていくための考え方を整理してもらいたいなど。先ほどありましたけれども、児童生徒のためにというのは、基本的には行政がしっかり取り組むべきことだと思います。この集まったお金を先生方が仕事しやすい状況をつくるた

めの取組の予算ですよという形のほうが、先生方、また新たにほかのところから来る方々にも、こういうふうな活用をされていますよというのが分かりやすいのではないかなと思います。これが児童生徒のための別の予算になったら、宜野湾市予算ないのかねとか思われてしまうのではないかなと思います。そういった使い道のものは、多分先進というか、先に走っているところのいろいろないいところを参考にさせていただいてお願いしたいなと思います。先ほどの資料をお願い申し上げます。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。車両とオートバイの金額で、制度の開始年度の確認は、11市の状況を確認して提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 では、続けてまいりましょう。よろしいですね。

では、続きまして3番、給食センター維持管理費について質疑のある方は挙手をお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。では、予算書の71ページです。給食センター維持管理費5万2,000円、これ説明お願いできますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。こちら予算書の10款6項3目02番給食センター維持管理費委託料の内訳についてでございますが、こちらのほうは3つの委託料がございまして、厨房設備機器保守点検業務委託契約、こちらのほうが執行残に伴いまして75万1,000円の減、学校給食センター警備業務委託契約に係るこちらも執行残で113万5,000円の減、生ごみ回収処理委託の補正増、こちらのほうはどうしてもコロナの状況に応じて学級閉鎖、生徒のお休み等がございまして、こちらの残飯の量の増加に伴いまして193万8,000円の増、3つトータルいたしまして5万2,000円の補正予算の計上をしております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは給食センターというのは、どこの給食センターの状況ですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 市内には学校給食センター3つございまして、大山、宜野湾、はごろもの3つの給食センターでございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは、審査中の議案第72号については、質疑を段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時23分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時44分)

【議題】

議案第72号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第72号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時44分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時44分）

○石川慶 委員長 本件に対する討論を許します。まず、反対の討論を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 さきの委員会審査で指摘をしたように、私は予算書の9ページの公金収納システム回収委託料学校駐車場管理システム連携対応の400万円と、10ページの駐車場システム保守委託料127万2,000円に対しては、学校職員の方々から駐車料金徴収システムとかいうことなので、この2件を削除、66ページの10款1項3目の説明番号02番の指導事務運営費の790万6,000円のうちの委託料588万5,000円、これを予備費に回すということを提案いたします。提案理由ですけれども、委員会で議論したとき、小中学校13校のうち、いまだ5校くらいからはしっかり先生方の声を聞き取ることなく、早急に徴収することを進めてしまうのはあまりにも拙速すぎると。しっかり声を聞いてから対応していくべきではないのかなど。あといろいろ反対理由がありますけれども、これはまた本会議等で指摘をしていきたいと思います。ぜひこの提案に対して参加をいただけますようによろしくお願いいたします。以上です。

○石川慶 委員長 次に、賛成の討論を許します。宮城克委員。

○宮城克 委員 約2日半、本日の午前中も含めて、委員会のほうでいろいろともんでまいりました。当局のほうからも適正かつすごく丁寧な説明があり、さらには多くの資料もいただき、内容としてはもうほぼほぼ理解は示しております。その辺の観点から細かい内容は割愛させていただきますが、納得できるものだというふうに認識した上で、今回は賛成という形で進めてまいりたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 次に、反対の討論を許します。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 議案第72号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論します。高中小学校の先生方の駐車場の件で、時間をかけて議論をしたのですけれども、なお当局の答弁の不足、それからこの計画を実施したことについての対応が令和5年になるということなどもありまして、なおこれについては先ほどの公金収納システム回収委託料学校駐車場管理システム連携対応、駐車場システム保守委託料の削除と、それから65ページの10款1項3目の02の588万5,000円を予備費で入れる案に賛成しますので、この第72号には反対の立場で討論いたします。

○石川慶 委員長 次に、賛成の討論を許します。

（「進行」という者あり）

○石川慶 委員長 次に、反対の討論を許します。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 私は沖縄県の教育現状、非正規率がワーストです。それから、メンタルヘルスも休みもワースト1番。その中で教員不足があって、養護の先生もいないということで、さらに生徒のケアの面で公用車が絶対的に足りないの、自家用車で動くということになりますので、この駐車料を取るとい

うのは経済的にも負担になるし、業務の上でもマイナスになるし、それからタクシーチケットをオーケーにしたら、かなりの予算オーバーになると思います。そういう公用車が足りない、それからタクシーチケットもオーバーするし、子供たちに負担がいてしまうと思いますので、この第10款1項3目の02の委託料は予備費に回すということで、そして公金収納システムは削除ということで反対します。

○石川慶 委員長 ほかに討論ございますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第72号を挙手により採決いたします。

本件については原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○石川慶 委員長 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時49分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時49分)

【議題】

議案第80号 宜野湾市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第80号 宜野湾市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第80号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第81号 宜野湾市行政手続オンライン化条例の制定について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第81号 宜野湾市行政手続オンライン化条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第81号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第87号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第87号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第87号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これにて本委員会を閉会いたします。皆様御苦労さまでした。

(閉会時刻 午前11時53分)